

東北大学
新型コロナウイルス感染症
(COVID-19) 対応記録集

(令和2年1月～令和5年5月)

【学外公開版】

はじめに

令和元年（2019年）12月に中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として報告された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和2年（2020年）1月30日に、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、その後、世界的な感染拡大により令和2年（2020年）3月11日、WHOは「パンデミック」を宣言しました。

本学では、このような状況を受け、令和2年（2020年）1月から取組みを始めました。1月30日には「東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、感染症の専門家等も加えた感染症対策班会議を設置し、様々な対策と取組みを協議してきました。4月7日には、感染拡大による緊急事態宣言などの緊急時に対応すべく「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」を策定するなど、新型コロナウイルス感染症による本学の教育・研究・社会貢献へもたらす影響を最小に抑え、学生及び教職員にとって秩序ある行動ができるよう、総長の下、一丸となって取り組んできました。

本学は、社会とともにある大学として、新型コロナウイルス感染症という危機下においても、研究を推進し、さらに地域との連携・社会貢献にも積極的に取り組んできました。東北大学病院においては、新型コロナウイルス感染症による重症患者の受入れに加え、行政と密に連携し、検査から予防までのあらゆる局面で地域の感染制御にも貢献してきました。

本記録集は、新型コロナウイルス感染症が報告された令和2年（2020年）1月から、5類感染症へと位置づけが変更された令和5年（2023年）5月8日に至るまでの本学の新型コロナウイルス感染症対応の記録を纏めました。

第1章では、本学の新型コロナウイルス感染症対策本部を中心とした対応、第2章では、東北大学病院における感染者の受入れに関わる病院対応、地域感染制御の活動として、軽症者等宿泊療養施設支援、ドライブスルー型PCR検査外来、東北大学ワクチン接種センターなど、地域の感染制御へ向けた取組み、第3章では、本学の感染症対策に携わって来た専門家の方々の取組みを纏めました。

本記録集が、将来発生する可能性のある感染症のみならず、いつどこで発生するかわからない災害における危機対応として役立てられましたら幸いです。

令和7年1月

目次

第1章 東北大学新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

1	対応経緯等	
a	新型コロナウイルス感染症に係る対応経緯	3
b	全国・宮城県・本学における感染者数推移	17
2	学内体制	
a	新型コロナウイルス感染症への学内体制	18
b	緊急時に備えた体制の整備	20
	新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）	
c	業務・研究継続へ向けて	27
d	オンライン事務化宣言	28
e	新型コロナウイルス感染症対応とDX推進	29
3	情報発信・啓発	
a	広報	34
b	セミナー・E-learning	37
4	体調不良者等の対応	
a	体調不良者等の把握システムの構築	38
b	感染者の接触者への対応	39
5	新型コロナウイルスワクチン 大学拠点接種の取り組み	40
6	学生対応	
a	教育・研究に関すること	41
a	学生への緊急支援パッケージ	42
b	入学式・オリエンテーションの中止・延期	43
c	New Normal に対応した新しい授業形態へ向けた取り組み	44
d	オープンキャンパスの中止・オンライン開催	46
e	課外活動における感染対策	47
f	学生寄宿舍でのクラスター対策	48
g	学生のメンタルヘルスへの支援；学生ピアサポーター制度	50
h	就職・キャリア支援	51

i	学生への経済支援；各種奨学金等	52
j	学生応援100円朝食	53
k	学内における感染対策	54
7	外国人留学生・研究者等対応	
a	外国人留学生・研究者等への配慮/海外留学中の本学学生・研究者への対応	57
b	水際対策への対応；外国人構成員の受入れ	58
c	水際対策に基づく対応；本学構成員の海外渡航	60
8	研究対応	
a	新型コロナウイルス感染症関連研究の情報発信	62
b	新型コロナウイルス感染症対策に資する研究の推進	63
9	施設・環境対応	
a	催事開催時の感染対策、施設利用の中止	72
b	東北大学コンベンション施設における感染対策	73
c	アルコール手指消毒薬及びマスクの調達、配布・備蓄	74
d	感染者発生時の対応：建物の消毒・感染者搬送のためのバス運行	74
e	キャンパスバス・青葉山連絡バスの運行休止	75
f	施設・環境整備	76
10	教職員対応	
a	感染拡大防止に向けた取り組み	77

第2章 東北大学病院における新型コロナウイルス感染症への対応

東北大学病院内の感染制御と感染者受入れ

1 外来対応	81
2 入院対応	82
3 COVID-19 患者への入院対応	82

新型コロナウイルス感染症 宮城県の医療提供体制への貢献

1 宮城県新型コロナウイルス感染症対応病院長等会議の主導	85
2 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設への医療支援	85
3 ドライブスルー型 PCR 検査外来の実施	87
4 宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部	88
5 入院待機室（医療調整本部業務の一環）	89
6 高齢者施設等支援（医療調整本部業務の一環）	90
7 東北大学ワクチン接種センター	91
8 抗体カクテル療法センター	92
9 東北大学病院小児点滴センター	93

第3章 専門家

- 1 COVID-19 対応を振り返って、今後に備える。当事者視点と柔軟な対応.....97
東北大学大学院歯学研究科・災害科学国際研究所
教授 小坂 健
- 2 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の疫学的特徴と大学の役割.....99
東北大学大学院医学系研究科 微生物学分野
教授 押谷 仁
- 3 保健管理センターの対応.....102
東北大学保健管理センター長
教授 木内 喜孝
- 4 産業医および労働安全衛生室としての対応.....106
東北大学環境・安全推進センター労働安全衛生室長、統括産業医
教授 黒澤 一
- 5 新型コロナウイルス感染症対応 ～新型コロナ対策本部会議を中心に～.....109
東北大学災害科学国際研究所・大学院医学系研究科・東北大学病院・
東北メディカル・メガバンク機構
教授 児玉 栄一
- 6 新型コロナウイルス感染症パンデミック下で生じた精神医療保健領域の課題への
東北大学としての取り組み.....113
東北大学大学院医学系研究科・東北大学病院・災害科学国際研究所
東北メディカル・メガバンク機構
教授 富田 博秋

東北大学

新型コロナウイルス感染症

(COVID-19) 対応

新型コロナウイルス感染症に係る対応経緯

令和元年（2019年）12月末、中国武漢市において原因不明の肺炎として報告された新型コロナウイルス感染症の流行を受け、本学での対応が始まった令和2年（2020年）1月から5類感染症へ位置づけが変更された令和5年（2023年）5月8日までの、主な出来事と政府等及び宮城県・仙台市、本学の主な対応を時系列で振り返る。

令和2年（2020年）

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
1月	6日 中国湖北省武漢市における非定型肺炎発生に係る注意喚起 15日 日本国内で初の感染者確認 28日 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等」が決定 29日 厚生労働省健康フォローアップセンターの設置 30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置 30日 WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」発表	27日 宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部設置 30日 新型コロナウイルス感染症PCR検査開始	24日 中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスによる肺炎の発生に関する注意喚起について(通知) 27日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(通知) 28日 環境・安全委員会 感染症対策専門委員会開催 29日 新型コロナウイルスへの対応について(注意喚起) 30日 東北大学 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
2月	1日 感染症法に基づく「指定感染症」、検疫法に基づく「検疫感染症」に指定 1日 都道府県に対し「帰国者・接触者外来」の設置を依頼 3日 退院及び就業制限の取扱い公表(6、18日一部改正) 11日 WHO「COVID-19」と命名 14日 「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」設置 17日 新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安を公表 21日 イベント開催の取扱い等について公表 25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定 25日 厚労省対策本部内に「クラスター対策班」設置 26日 大規模イベントの中止要請 28日 全国小中高校等休業要請	4日 健康電話相談窓口(コールセンター)開設 4日 帰国者・接触者外来設置 22日 コールセンターを24時間体制に移行 27日 県主催イベント・会議等の考え方について決定 28日 県立学校の臨時休業決定 29日 県内初の感染者確認	3日 新型コロナウイルス感染症への対応について(通知) 4日 新型コロナウイルス等の感染症対策の当面の対応方針について(通知) 7日 中国から日本に帰国又は入国した場合の健康管理チェックシートの作成 20日 新型コロナウイルス感染症への対応に係る就業の取扱いについて(通知) 21日 新型コロナウイルスによる感染症の拡大に伴う外国人留学生の受入れについて(通知) 27日 新型コロナウイルス感染症への対応について(通知) 28日 新型コロナウイルス感染症への対応について(通知) (新型コロナウイルスに係る大学行事の扱いに関する対応方針等)
3月	1日 地域で患者が増加した場合の各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)及び移行の考え方を公表 6日 医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」の配布について周知	26日 特措法に基づく宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置及び宮城県危機管理対策本部の設置(1/27設置の本部からの移動)	3日 総長の下に「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」設置 3日 新型コロナウイルス感染症への対応について(6、9、10、13、16日通知) 5日 新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークの活用(通知) 9日 キャンパスバス・青葉山連絡バス運行休止 10日 第1回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議(以降適宜開催) 11日 令和2年3月学位記授与式及び令和2年度入学式の対応(通知)

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
3月	<p>9日 専門家会議 「換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発生」の3つの条件が同時に重なる場を避ける行動のお願い</p> <p>11日 WHO「パンデミックの状態にある」と表明</p> <p>13日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」(3/14施行)</p> <p>22日 新型コロナウイルス感染症相談・受診の目安 (考え方について補足)</p> <p>26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置</p>		<p>12日 2019年度キャリア就職フェア 専用ウェブサイトの開設</p> <p>13日 新型コロナウイルス感染症に係る初動対応周知</p> <p>16日 海外渡航の中止の要請について</p> <p>23日 労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会開催、健康診断実施に係る対応</p> <p>24日 新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴う外国人留学生の受入れについて(通知)</p> <p>25日 令和2年(2020年)3月学位記授与式</p> <p>26日 国内出張等の自粛要請(通知)</p> <p>27日 授業実施における取扱い・対応(通知)</p> <p>30日 総長メッセージをウェブサイト掲載</p> <p>30日 新型コロナウイルス感染症に関する当面の対応について(通知)</p> <p>30日 当面の課外活動について(通知)</p>
4月	<p>2日 退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)</p> <p>7日 緊急事態宣言 期間:4/7~5/6まで 区域:埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県の7都府県</p> <p>14日 布製マスクの全戸配布について(周知)</p> <p>16日 緊急事態宣言の区域変更 区域:40道府県を追加し、全都道府県へ このうち、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の13都道府県は「特定警戒都道府県」</p> <p>20日 患者数の増加を踏まえた積極的疫学調査の優先順位付け等に関する考え方について自治体へ事務連絡</p>	<p>3日 緊急共同記者会見 外出自粛要請(仙台市、宮城県・仙台市医師会)</p> <p>9日 共同記者会見 外出自粛要請(宮城県医師会、東北大学病院、東北医科薬科大学)</p> <p>9日 新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部設置 重症判断、入院調整等</p> <p>16日 軽症者等の宿泊療養施設への受け入れ開始</p> <p>16日 緊急事態宣言対象へ</p> <p>17日 外出の自粛要請、催物開催自粛要請(4/17~5/6)</p> <p>18日 宮城県緊急事態宣言相談ダイヤル開設 (4/18~5/29)</p> <p>21日 施設の使用停止/催物開催停止の要請等(4/25~5/6)</p> <p>24日 商店街、スーパーマーケット等における感染拡大防止協力要請(4/24~5/6)</p> <p>24日 東北・新潟緊急共同宣言 都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛お願い</p>	<p>2日 オリエンテーション及び授業実施方法について(通知)</p> <p>5日 感染者1例目を確認</p> <p>7日 感染者2例目を確認</p> <p>7日 新型コロナウイルス感染症拡大の防止に向けた緊急対応について(総長通知)</p> <p>7日 緊急時における東北大学行動指針(BCP)制定 行動指針(BCP)レベル2へ</p> <p>8日 行動指針(BCP)レベル3へ引き上げ</p> <p>8日 行動指針(BCP)を踏まえた在宅勤務の活用について(通知)</p> <p>13日 就職・キャリア支援 個別相談のオンライン化開始</p> <p>14日 新型コロナウイルス感染の疑いがある学生・教職員の把握について</p> <p>15日 新型コロナウイルス感染症に罹患した職員等の就業取扱いについて(通知)</p> <p>15日 新型コロナウイルス専用サイト(TUBCP)開設</p> <p>17日 行動指針(BCP)レベル4へ引き上げ</p> <p>17日 レベル4への引き上げに伴う授業実施・履修対応を周知</p> <p>23日 学生への緊急支援 (総額4億円規模)の決定を発表</p> <p>24日 緊急学生支援相談窓口 コールセンター設置</p> <p>24日 大型連休中における行動自粛(通知)</p> <p>24日 東北大学緊急学生支援パッケージ 緊急給付型奨学金の実施について</p> <p>27日 新型コロナウイルス感染症対策に資する研究開発の全学調査(通知)</p> <p>27日 行動指針(BCP)のレベル4への引き上げを踏まえた就業の取扱い(通知)</p> <p>30日 学生ピアサポーター制度の公表</p>

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
5月	<p>1日 就業制限の解除に関する取扱い(事務連絡)について</p> <p>4日 緊急事態宣言の期間延長期間を5/31まで延長決定 区域は全都道府県</p> <p>4日 専門家会議 「新しい生活様式」を提言</p> <p>8日 相談・受診の目安の改訂</p> <p>14日 緊急事態宣言の区域変更 区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県 (39県解除(宮城県含む))</p> <p>21日 緊急事態宣言の区域変更 区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の5都道府県へ(3府県解除)</p> <p>25日 緊急事態解除宣言 緊急事態の終了</p> <p>29日 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の運用開始</p> <p>29日 退院及び就業制限一部改正</p>	<p>5日 緊急事態宣言延長に伴う県の対応(5/7~5/25) ・外出自粛要請等 ・職場における感染防止対策の取組み要請 ・催物開催の自粛要請等</p> <p>8日 東北・新潟共同メッセージ 県境をまたぐ移動等の自粛継続のお願い</p> <p>15日 移行後の対応(5/15~25) ・特定警戒都道府県への移動は避けるよう要請 ・職場における感染防止対策の徹底要請 ・大規模イベント開催自粛</p> <p>26日 社会経済の活動レベルを段階的に引き上げる移行期間へ(5/26~7/31)</p>	<p>11日 各部署における感染防止対策の管理体制の構築について(依頼)</p> <p>18日 行動指針(BCP)レベル3へ引き下げ</p> <p>19日 緊急学生支援パッケージ 緊急給付型奨学金の支給決定</p> <p>26日 緊急オンラインセミナー開催 (押谷教授による講演)</p> <p>29日 行動指針(BCP)レベル1における授業実施に係る準備対応について(通知)</p> <p>29日 新型コロナウイルス感染症シンポジウム開催</p>
6月	<p>19日 全都道府県へ移動自粛解除</p> <p>19日 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)運用開始</p>	<p>1日 移行期間ステップ1へ移行</p> <p>19日 移行期間ステップ2へ移行</p>	<p>1日 東北大学オンライン事務化宣言 ~NEW Normal 時代でのワークスタイルの改革~</p> <p>1日 行動指針(BCP)レベル2へ引き下げ</p> <p>2日 オンライン進学説明会・相談会特設サイト開設</p> <p>8日 レベル1における対面による授業実施の取扱い・対応ガイドラインについて</p> <p>8日 海外渡航中止要請徹底の継続(通知)</p> <p>10日 夏のインターンシップフェア 専用ウェブサイトの開設</p> <p>16日 催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン制定</p> <p>19日 行動指針(BCP)レベル1へ引き下げ</p> <p>19日 これからの課外活動について(通知)</p> <p>19日 新型コロナウイルス感染症防止対策の実施状況に関する報告(依頼)</p> <p>24日 ポストコロナ社会構築研究スタートアップ支援~Starting Grants for Research toward Resilient Society(SGRRS)~」創設</p> <p>26日 UH 青葉山入居生活ガイドライン制定</p> <p>26日 大学院入試実施のガイドライン制定</p>
7月	<p>3日 「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」廃止 新型コロナウイルス感染症対策分科会の設置</p> <p>6日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会開催</p>	<p>10日 移行期間ステップ3へ移行</p> <p>17日 知事と仙台市長から緊急メッセージ(共同記者会見)</p>	<p>3日 感染防止対策の徹底について (本部会議通知)</p> <p>3日 課外活動の一部再開について</p> <p>9日 課外活動ガイドライン制定</p> <p>16日 感染防止対策の徹底について (本部会議通知)</p> <p>21日 行動指針(BCP)の改訂</p> <p>21日 行動指針(BCP) レベル1における授業実施の取扱い・対応ガイドライン制定</p>

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
7月			29日 オンラインオープンキャンパスサイト公開 (7/29~3/31) 29日 オンライン進学説明会、相談会サイトの公開 (7/29~3/31) 31日 飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取り組みの徹底について(依頼) 31日 課外活動に係る注意喚起及び課外活動 Step2 への移行予告について
8月	28日 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」決定	6日 お盆休みにおける帰省等に関する知事から県民へのお願い	1日 感染症共生システムデザイン学際研究重点拠点の創設 5日 夏季休業等を前にした注意喚起(本部会議通知) 19日 新型コロナウイルス対応特別研究プロジェクトウェブサイト開設 26日 ニューノーマルに対応した授業形態について(通知) 28日 課外活動に係る注意喚起及び課外活動 Step3 への移行予告について
9月	4日 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に向けて」(自治体へ事務連絡)	10日 知事と仙台市長からの共同メッセージ 13日 知事、仙台市長、宮城県医師会長、仙台市医師会長、緊急共同記者会見 18日 宮城県緊急警報発表(9/19~9/22)	7日 感染者3例目を確認 8日 令和2年度(2020年度)第2学期開講授業の対面での授業実施について 8日 行動指針(BCP)改訂 18日 第2学期の対面授業に向けての対策等について(通知) 23日 QRコードを利用した入退室管理(通知)
10月	27日 大規模イベントに係るクラスター対策について クラスター対策・分析の組織的体制、関係府省庁への適切な報告等について(事務連絡)	27日 催物の主催者が存在しない季節の行事における感染防止等の徹底のお願い	5日 インフルエンザワクチン接種について(依頼) 6日 東北大学オンライン授業グッドプラクティスウェブサイト開設 9日 本邦在留資格を有する外国人留学生等の母国への渡航の取扱いについて 9日 「国際的な人の往来の再開」にかかる本学の対応(通知) 19日 新型コロナウイルス感染症対策動画の視聴及び確認テストの受験について
11月	20日 積極的疫学調査における優先度について(事務連絡) ・重症化リスクのある者が多数いる場所・集団との関連、地域の疫学情報等踏まえ感染が生じやすい状況を優先 ・感染源推定の調査期間は発症の前14日間を7日間における行動歴に関する調査を優先	9日 新型コロナウイルス感染症 宮城県緊急警報発表 19日 宮城県・仙台市医師会長による医療現場からの緊急メッセージ「宮城医療危機的状況宣言」	4日 業務上必要なPCR検査受検について(通知) 6日 感染者4例目を確認(以後、断続的に感染を確認) 14-15日 オータムフェスタ開催(課外活動関係)
12月	2日 予防接種法及び検疫法の一部改正法が成立・施行(12/9、交付、施行)	10日 新型コロナウイルス感染症 医療調整本部設置 16日 宮城県新型コロナ危機宣言(知事、仙台市長、宮城県・仙台市医師会長)	4日 課外活動を一時停止する際の基準について(通知) 10日 年末・年始における新型コロナウイルス感染症の予防について(通知) 25日 課外活動の一部停止について(通知)

令和3年(2021年)

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
1月	<p>7日 緊急事態宣言 区域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 期間は、1/8～2/7まで</p> <p>13日 緊急事態宣言の区域変更 区域に、栃木県、岐阜県、京都府、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県追加し11都府県。期間は2/7まで</p> <p>20日 新型コロナウイルス感染症 特定流行国滞在者健康確認センターの設置</p>	<p>9日 知事、仙台市長、宮城県・仙台市医師会長、東北大学病院長による共同記者会見</p> <p>9日 外出自粛要請、特定都道府県への不要不急の移動避ける、特定都道府県以外の都道府県への地域への移動は現地の感染状況踏まえ慎重に判断 (1/9～2/7)</p>	<p>8日 行動指針(BCP)改訂及びレベル2へ引き上げ</p> <p>8日 行動指針(BCP)レベル1・2における授業実施の取扱い・対応ガイドライン(通知)</p> <p>8日 行動指針(BCP)レベルの引き上げに伴う入試及び定期試験等の対応について(通知)</p> <p>8日 行動指針(BCP)レベルの引き上げに伴う課外活動の原則禁止措置について(通知)</p>
2月	<p>2日 緊急事態宣言 区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県 期間を3/7まで延長</p> <p>3日 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律成立(2/13施行)</p> <p>13日 「指定感染症」から新型インフルエンザ等感染症に変更</p> <p>26日 緊急事態宣言の区域変更 3/1～埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県</p>	<p>5日 県における対策 外出自粛要請(1/9～3/7) ・特措法に基づき、都道府県への不要不急の移動は避ける ・特定都道府県以外への地域への移動については現地の感染状況を踏まえ慎重に判断 飲食を伴う会食(2/5～3/7) ・特措法に基づき、大人数や長時間におよぶ飲食の自粛及び会話の際のマスク着用</p>	
3月	<p>5日 緊急事態宣言の期間延長 期間を3/21まで延長し、区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県</p> <p>18日 緊急事態宣言の終了 3/21に緊急事態の終了</p>	<p>5日 県における感染症対策 ・特定都道府県、まん延防止等重点措置区域へ移動は避ける ・上記地域以外への移動は現地の感染状況を踏まえ慎重に判断 ・飲酒を伴う大人数や長時間の会食の自粛、飲酒を伴わない場合でも大人数や長時間の会食に注意、会話の際はマスク着用 (3/5～4/30)</p> <p>18日 宮城県・仙台市独自の「緊急事態宣言」</p>	<p>25日 令和3年(2021年)3月学位記授与式規模を縮小して実施</p> <p>26日 令和3年度(2021年度)入学式延期及びオリエンテーション等の実施について(通知)</p> <p>26日 学生ピアサポーター制度について(通知)</p> <p>29日 新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応ガイドの作成</p> <p>31日 BCPレベル1～3における授業実施の取扱い・対応ガイドラインについて(通知)</p>
4月	<p>1日 まん延防止等重点措置 期間は4/5～5/5、区域は、宮城県、大阪府、兵庫県</p> <p>9日 まん延防止等重点措置 区域に東京都、京都府、沖縄県を追加、期間は、4/12～5/11まで、京都府、沖縄県は4/12～5/5まで</p> <p>16日 まん延防止等重点措置 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を追加、期間は4/20～5/11まで</p> <p>23日 緊急事態宣言 期間は、4/25～5/5まで 区域は、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、4都府県</p>	<p>1日 まん延防止等重点措置 (4/5～5/11)県内全域 不要不急の外出や移動の自粛 県外との不要不急の往来自粛 ※独自の緊急事態宣言は継続</p> <p>3日 共同記者会見 知事、仙台市長、宮城県・仙台市医師会長、東北大学病院長</p>	<p>1日 行動指針(BCP)改訂及びレベル3へ引き上げ</p> <p>2日 令和3年度(2021年度)入学式の延期(8/9実施)</p> <p>16日 電子書籍利用開始(電子ブックを活用しよう)!</p> <p>26日 ゴールデンウィーク期間中における新型コロナウイルス感染症の予防について(通知)</p>

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
5月	<p>7日 緊急事態宣言 期間を5/31まで延長、 5/12～愛知県、福岡県を追加し、6 都道府県</p> <p>7日 まん延防止等重点措置 区域に3 道県追加、 期限は5/9～5/31 まで 埼玉県、千葉県、神奈川県、 愛媛県、沖縄県 5/31 まで 延長、5/12～宮城県除外</p> <p>14日 緊急事態宣言 5/16～北海道、岡山県、 広島県追加し、9 都道府県</p> <p>14日 まん延防止等重点措置 区域を群馬県、石川県、 熊本県を追加し、10 県へ 期間は5/16～6/13 まで 宮城県、愛知県は5/11 まで</p> <p>21日 緊急事態宣言 5/23～沖縄県追加し 10 都 道府県へ、期間は沖縄県 6/20 まで、他 9 都道府県 5/31 まで</p> <p>21日 まん延防止等重点措置 5/23 愛媛県・沖縄県解除</p> <p>21日 緊急事態措置期間延長 9 都道府県、6/20 まで</p> <p>21日 まん延防止等重点措置 5 県、期間を 6/20 まで延長</p>	<p>8日 まん延防止等重点措置解 除に伴う方針 県・仙台市独自の緊急事 態宣言(3/18発令)継続 リバウンド対策の強化 5/12～5/31をリバウンド 防止徹底期間に設定 (リバウンド防止対策 4 本柱) ①基本的感染対策 ②感染再拡大の早期探知 ③飲食店コロナ対策認証制度 ④ワクチン接種の加速化</p> <p>28日 6/1 以降の対策 県・仙台市独自の「緊急事 態宣言」、「リバウンド防止 徹底期間」延長(6/13)</p>	<p>7日 本学 BCP レベルが2に引き下げられた際の 課外活動の再開について(予告)</p> <p>10日 学生応援 100 円朝食の実施(5/10～21)</p> <p>12日 行動指針(BCP)レベル 2 へ引き下げ</p>
6月	<p>4日 保健所による積極的疫学 調査の業務効率化</p> <p>10日 まん延防止等重点措置 群馬県、石川県、熊本県 6/13 で終了</p> <p>17日 緊急事態宣言 沖縄県、期間を 7/11 まで延長 9 都道府県は、6/20 で解除</p> <p>17日 まん延防止等防止措置 7/11 まで延長 6/21 付、7 県追加</p> <p>21日 新型コロナウイルスワクチン 職域接種を開始</p>	<p>10日 6/14 以降の対策 県・仙台市独自緊急事態 宣言終了(6/13まで) リバウンド防止徹底期間 延長(7/11まで)</p>	<p>9日 新型コロナウイルスワクチン接種(通知)</p> <p>14日 学生応援 100 円朝食の実施(6/14～6/18)</p> <p>16日 新型コロナウイルスワクチン接種 (職域接種)について(通知)</p> <p>16日 教育・学生支援部 ワクチン接種相談窓口開設</p> <p>17日 新型コロナワクチン接種に伴う授業 欠席者への配慮について(依頼)</p> <p>21日 大学拠点接種の実施 「新型コロナウイルスワクチン接種に よる副反応等の対応」を周知</p> <p>21日 オンラインオープンキャンパスサイト公開 オンライン進学説明会、相談会サイトの公開 (6/21～3/31)</p>
7月	<p>8日 緊急事態宣言 区域に東京都を追加、 期間は7/12～8/22 沖縄県は8/22 まで延長</p> <p>8日 まん延防止等防止措置 4 府県は8/22 まで延長 6 都道府県は7/11 で終了 東京都は緊急事態宣言へ</p> <p>30日 緊急事態宣言 埼玉県、千葉県、神奈川県、 大阪府を追加し 6 都道府県へ 期間は8/2～8/31 まで</p> <p>30日 まん延防止等防止措置 5 道府県追加、 期間は8/2～8/31 まで 埼玉県、千葉県、神奈川県、 大阪府は緊急事態宣言へ</p>	<p>7日 7/12以降における県の対策 ・ リバウンド防止徹底期間 8 月末まで延長 (オリンピック、大規模催事 の影響、夏休み・お盆期間 中の人流活性化の状況、首 都圏等での感染状況、全国 的な変異株の置き換わり等 を勘案)</p>	<p>9日 ポストコロナプロジェクト決定 (プレスリリース)</p> <p>9日 東北大学・大学拠点接種における近隣 大学等への接種について (プレスリリース)</p> <p>12日 学生応援 100 円朝食(7/12～22)</p> <p>13日 新型コロナウイルスワクチン接種 (大学拠点接種)の期間延長</p> <p>20日 新型コロナウイルスワクチン接種による 副反応による課外活動参加等について</p> <p>27日 夏季休暇期間中における感染症予防 対策の徹底及び新型コロナウイルス接 種後の行動について(通知)</p>

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
8月	<p>5日 まん延防止等重点措置 8 県追加 期間は 8/8～8/31 まで</p> <p>17日 緊急事態宣言 期間を 9/12 まで延長 8/20～茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県追加し 13 都府県 期間は 8/20～9/12 まで</p> <p>17日 まん延防止等重点措置 6 県は 9/12 まで延長 8/20 から 10 県追加(宮城県含)期間は 8/20～9/12 7 府県は緊急事態宣言へ</p> <p>25日 緊急事態宣言区域変更 8/27～北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県の 8 道県追加し 21 都道府県 期間は 8/27～9/12</p> <p>25日 まん延防止等重点措置 4 県追加、期間は 8/27～ 9/12、3 県は緊急事態宣言 へ移行</p>	<p>12日 感染急拡大に伴う対策 宮城県・仙台市独自の 「緊急事態宣言」発令 「リバウンド防止徹底期間」から 県と仙台市独自の緊急事態宣 言へ移行(8/12～31 まで)</p> <p>18日 まん延防止等重点措置適用 に伴う県の要請 (8/20～9/12) 県全域、措置区域:仙台市 ※県・仙台市独自の緊急事 態宣言9/12まで延長</p> <p>26日 緊急事態措置区域へ追加 (8/27～9/12)</p>	<p>2日 新型コロナウイルスワクチン接種 (大学拠点接種)の期間の再延長</p> <p>9日 入学式を実施(令和 2、3 年度分) (2020、2021 年度分)</p> <p>18日 行動指針 BCP レベル 3 の引き上げに 伴う課外活動ガイドライン再開ステップ 3 への変更について(通知)</p> <p>20日 行動指針(BCP) 改訂及びレベル 3 へ 引き上げ</p> <p>26日 行動指針 BCP レベル 3 引き上げに伴う 課外活動ガイドライン再開ステップ 3 への変更について</p>
9月	<p>9日 緊急事態宣言 期間を 9/30 まで延長し、区 域を 9/13～、19 都道府県 へ変更、宮城県、岡山県は 9/12 で終了</p> <p>28日 緊急事態宣言 9/30 全ての都道府県の 緊急事態措置終了</p> <p>28日 まん延防止等重点措置 9/30、8 県の終了</p>	<p>10日 まん延防止等重点措置適用 地域へ移行(9/13～30、 措置区域:仙台市) ・独自の緊急事態宣言)も 9/30 へ延長</p> <p>29日 まん延防止等重点措置終了 (9/30)に伴う県の要請 「リバウンド防止徹底期間 (10/1～31)」とする ・県・仙台市独自の緊急事態 宣言は終了</p>	<p>16日 行動指針(BCP)レベル 2 へ引き下げ</p> <p>16日 緊急事態宣言からまん延防止等重点 措置移行に対する課外活動の変更につ いて(通知)</p> <p>29日 10 月からの課外活動(課外活動ガイド ラインに定める再開 Step3 から Step4 への変更)について(通知)</p>
10月		<p>26日 10 月末までの「リバウンド 防止徹底期間」終了、県民 への要請一部緩和</p>	<p>1日 行動指針(BCP)の改訂及びレベル 1 へ 引き下げ</p> <p>14日 インフルエンザワクチン接種について(通知)</p> <p>18日 業務上必要な PCR 検査について(通知)</p> <p>18日 学生応援 100 円朝食(10/18～11/19)</p> <p>19日 本学構成員の海外渡航及び本邦への 再入国、帰国について(通知)</p>
11月	<p>19日 新型コロナウイルス感染症 対策の基本的対処方針決定</p> <p>26日 WHO「オミクロン株を懸念され る変異株」に指定</p> <p>28日 成田空港検疫所 オミクロン株感染者初確認</p> <p>28日 「B. 1. 1. 529 系統の変異株 (オミクロン株)」の発生を踏 まえたサーベイランス体制の 強化について自治体へ要請</p>	<p>22日 国の基本的対処方針の見直し(11/19)に沿い、外出・大 規模イベント等に係る制限 一部緩和 11/25～制限緩和を適用、 大規模イベントの「感染防 止安全計画」等の受付窓口 を開設</p>	<p>10日 課外活動施設の個人利用再開等につ いて(通知)</p> <p>22日 [大会参加用]団体活動再開時の活動 計画書の取扱い等について(通知)</p> <p>30日 課外活動における東北大学百周年記 念会館川内萩ホールの利用について</p>
12月	<p>2日 オミクロン株の監視体制強化 等について自治体へ要請</p>	<p>31日 感染拡大傾向時の一般 検査事業に係る無料検査 の実施(1/1～31)</p>	<p>10日 年末年始における新型コロナウイルス感染症 の予防について(通知)</p> <p>22日 年末・年始における新型コロナウイル ス感染対策の徹底について(通知)</p>

令和4年(2022年)

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
1月	<p>7日 まん延防止等重点措置 広島県、山口県、沖縄県、 期間は1/9~1/31まで</p> <p>19日 まん延防止等重点措置 区域に13都県追加 期間は1/21~2/13まで</p> <p>12日 「オミクロン株の感染流行に 対応した保健・医療体制確 保のため更なる対応の強化 について」</p> <p>14日 オミクロン株の患者の濃厚 接触者の待機期間10日間へ短縮</p> <p>25日 まん延防止等重点措置 18道府県追加34都県へ、 期間は1/27~2/20まで</p> <p>28日 濃厚接触者の待機期間・ 療養期間を変更 ・濃厚接触者の待機期間 10日間から7日間に短縮 ・無症状患者 療養解除基準変更</p>	<p>14日 新たなレベル分類と移行</p> <p>30日 オミクロン株による第6波 対策緊急特別要請 (2/1~28まで) (対策4本柱) ・ワクチン3回目接種加速化 ・教育・保育現場での感染防止 対策の徹底 ・高齢者等施設での感染抑止・ 事業継続 ・テレワーク、時差出勤等の更な る推進</p>	<p>13日 新型コロナウイルス感染症(オミクロン株)まん延 に伴う課外活動の注意喚起及び予告について</p> <p>16日 新型コロナウイルス感染症(オミクロン 株)まん延に伴う緊急対応について (通知)</p> <p>18日 行動指針(BCP)レベル2へ引き上げ</p> <p>19日 濃厚接触者の待機期間等の短縮等に ついて(通知)</p>
2月	<p>3日 まん延防止等重点措置 1県追加し、35都道府県へ 期間は、2/5~2/20まで</p> <p>10日 まん延防止等重点措置 区域を1県追加、 期間は2/12~3/6、 13都県は3/6まで延長</p> <p>18日 まん延防止等重点措置 5県が2/20で終了、 17道府県は3/6まで延長</p>	<p>25日 「第6波」の特徴を踏まえた 緊急特別要請(2/1~2/28) を3/21まで延長</p>	<p>1日 濃厚接触者の待機期間短縮について</p> <p>18日 新型コロナウイルス感染症患者に対す る濃厚接触者特定及び管理について</p> <p>18日 新型コロナウイルスワクチン接種 (大学拠点追加接種)の実施(通知) (2/28開始)</p>
3月	<p>4日 まん延防止等重点措置 13県が3/6で終了</p> <p>18日 都道府県3/21まで延長</p> <p>17日 まん延防止等重点措置 18都道府県3/21で終了</p> <p>22日 「オミクロン株が主流である 期間の当株の特徴を踏まえ た感染者の発生場所ごとの 濃厚接触者の特定及び行動 制限並びに積極的疫学調査 の実施」(積極的疫学調査はハ イリスク施設に重点化、濃厚接触 者の特定、行動制限は同一世帯 内や事業所など発生場所に応じ て対応)</p>	<p>19日 3/22以降の対策 2/1からの緊急特別要請終 了し、4/10まで「感染拡大 防止期間」として感染抑制 と社会・経済活動との両立 を図る取組を継続</p>	<p>22日 宮城県の緊急事態要請解除後の課外 活動について(通知)</p> <p>25日 令和4年(2022年)3月学位記授与式 実施</p>
4月		<p>8日 4/11以降の対策 「再拡大防止期間」 5/15まで延長</p>	<p>1日 国際サポートセンター開設</p> <p>4日 学生ピアサポーター制度について(通知)</p> <p>6日 令和4年度(2022年度)入学式実施</p> <p>13日 新型コロナウイルス感染症患者に対す る濃厚接触者の特定および管理(通知)</p>
5月	<p>23日 基本的対処方針を変更 ・熱中症の観点から夏場の屋外 では、身体的な距離や会話の有 無に関わらずマスクを外すこと を推奨</p>	<p>13日 5/16以降の対策 「再拡大防止期間の終了」 第6波の特徴を踏まえた 「4本柱」対策の継続</p>	<p>9日 学生応援100円朝食の実施(5/9~20)</p> <p>23日 東北大学行動指針(BCP)変更に伴う 今後の課外活動について(通知)</p> <p>23日 行動指針(BCP)レベル1へ引き下げ</p>

第1章 東北大学 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
6月	17日 内閣感染症危機管理庁の設置決定		1日 課外活動ガイドライン新たに制定 12日 進学説明会、相談会 (6/26、7/3、7/17、18、8/7) 21日 オンラインオープンキャンパスサイト公開 (6/21～3/31)
7月	14日 分科会「第7波に向けた緊急提言」(ワクチン接種の加速化、検査の活用、効果的な換気、基本的感染対策の徹底など) 15日 「BA.5系統への置き換えを見据えた感染拡大への対応」決定 22日 濃厚接触者の待機期間見直し(7日間から5日間へ短縮) 29日 BA.5対策宣言の創設	30日 第7波への対応 社会経済活動の維持と医療の逼迫の回避の両立に向けた支援・対応へ(オミクロン株のBA.5系統を中心とする感染が急速に拡大)	26日 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る待機期間について(通知) 政府方針に基づき対応 27日、28日 対面オープンキャンパス 完全予約制で実施
8月	31日 緊急避難措置対象4県告示 宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県(9/2～) 発生届出の対象を①65歳以上 ②入院を要する者 ③重症化リスクがあり新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦に限定	5日 医療のひっ迫を踏まえ「みやぎBA.5対策強化宣言」8/5～8/31まで 5日 検査キット配送・陽性者登録センター(宮城県・仙台市共同運用)8/5～受付開始 26日 9/1以降の対策等「みやぎBA.5対策強化宣言」9/30まで延長	4日 新型コロナウイルス感染症患者に対する濃厚接触者の特定及び管理について(通知)
9月	7日 緊急避難措置対象2県追加 長崎県、三重県(9/9～) 7日 療養期間の見直し 8日 「基本的対処方針」の変更 8日 「Withコロナに向けた政策」の考え方公表 感染拡大防止と社会経済活動の両立を強固に推進 20日 オミクロン株対応ワクチン接種開始 26日 全数届出の見直しについて 全国一律適用	2日 発生届出対象限定 9日 国の「基本的対処方(9/8)」でイベントの開催制限に係る取り扱いが変更されたことにより県の要請を変更 30日 10/1以降の対策「みやぎBA.5対策強化宣言」終了	14日 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに関する本学の対応について(通知)
10月	11日 水際対策を大幅に緩和 13日 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応を公表	1日 みやぎBA.5対策強化宣言終了	3日 キャンパスバス・青葉山連絡バス運行再開 17日 インフルエンザのワクチン接種について(通知) 17日 学生応援100円朝食(10/17～11/11) 26日 課外活動ガイドラインの改正(通知)
11月		30日 「第8波」への対応等「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」11/30～1/16	29日 東北大学ワクチン接種センター(夜間接種)における新型コロナウイルスワクチン(オミクロン株ワクチン)接種 12/1より再開(月～土)
12月	2日 感染症法等の一部改正		21日 年末・年始における新型コロナウイルス感染対策の徹底について(通知) 22日 課外活動における新型コロナウイルス感染症予防対策等について

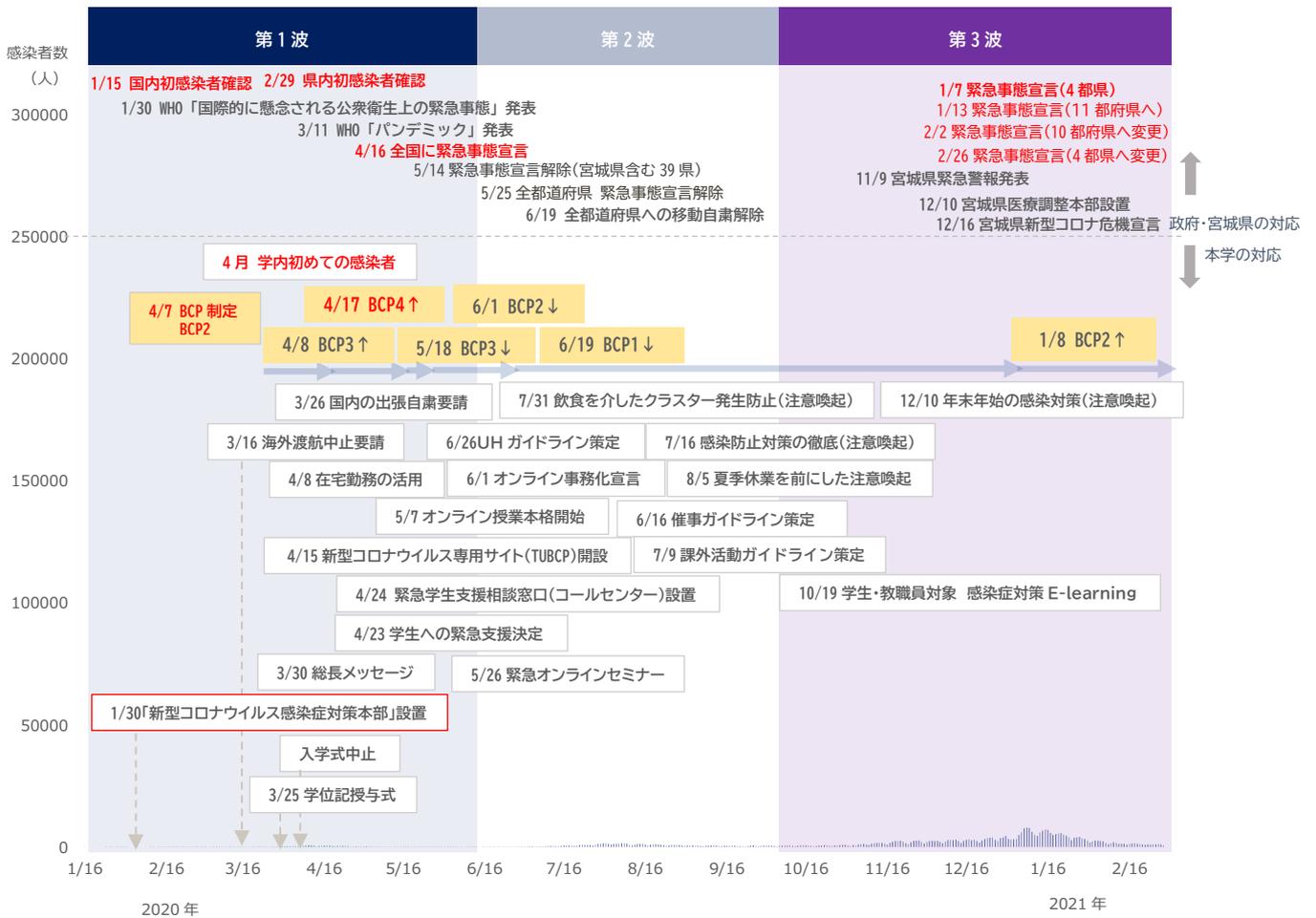
令和5年（2023年）

年月	政府等	宮城県・仙台市	本学
1月	27日 基本的対処方針の変更 オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける方針が決定	13日 「第8波」への対応等 「みやぎ医療ひっ迫危機宣言延長」1/17～2/13 27日 国の「基本的対処方針」でイベントの開催制限の取り扱いの改正を受け変更	
2月	10日 基本的対処方針の変更 マスク着用の考え方見直し 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。 (3月13日から適用、学校における見直しは4月1日から適用)	13日 「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」終了	
3月	29日 感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について公表 31日 感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)	10日 3/13 以降の対応 国の基本的対処方針を受け、マスク着用の見直し ・個人の判断に委ねることを基本 ・本人の意思に反しマスク着脱を強いる事がないようにする ・換気、3密回避、距離の確保、手指衛生等の基本的対策の励行は引き続き呼びかけ ・学校は4/1以降マスク着用を求めない事を基本	14日 行動指針(BCP)の「レベル0」への移行と学内でのマスク取扱い等について(総長通知)4/1より 14日 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置づけ変更等に伴う本学の対応について(通知) 15日 東北大学行動指針(BCP)変更に伴う4月からの課外活動について(通知) 24日 令和5年(2023年)3月学位記授与式実施
4月	14日 感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供) 28日 新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類に位置付ける、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令公布(令和5年5月8日施行)	26日 5類移行に伴う県の対応 ・国の対策本部廃止に伴い宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部、危機管理対策本部廃止 ・県民等への要請全て終了 ・感染動向の把握継続、感染者数が増加した場合等は記者発表等で県民に対して情報提供・注意喚起	1日 行動指針(BCP)の改訂及びレベル0へ引き下げ ◎ マスク着用を個人の判断へ ◎ 大学における濃厚接触者の特定及び管理の終了 5日 令和5年度(2023年度)入学式実施 28日 新型コロナウイルス感染(COVID-19)の感染症法上の位置づけ変更等に伴う5月8日以降の本学の対応について(通知)
5月	8日 感染症法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなり5類感染症に位置づけられる 8日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止 8日 新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止		1日 新型コロナウイルス感染(COVID-19)の感染症法上の位置づけ変更等に伴う5月8日以降の本学の授業実施について(通知)

全国の感染者数推移と本学の対応

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）の変遷及び対応について、流行波ごとの全国の感染者数推移と政府、宮城県・仙台市の対応とともに振り返る。

全国の感染者数推移と本学の対応



【第1波(令和2年(2020年)年1月13日～6月7日)】

- 令和2年(2020年)1月15日、新型コロナウイルス感染症が国内で確認
- 令和2年(2020年)1月30日、WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する」と発表
- 令和2年(2020年)3月11日、WHO「パンデミックの状態にある」と表明
- 令和2年(2020年)4月には全国に緊急事態宣言

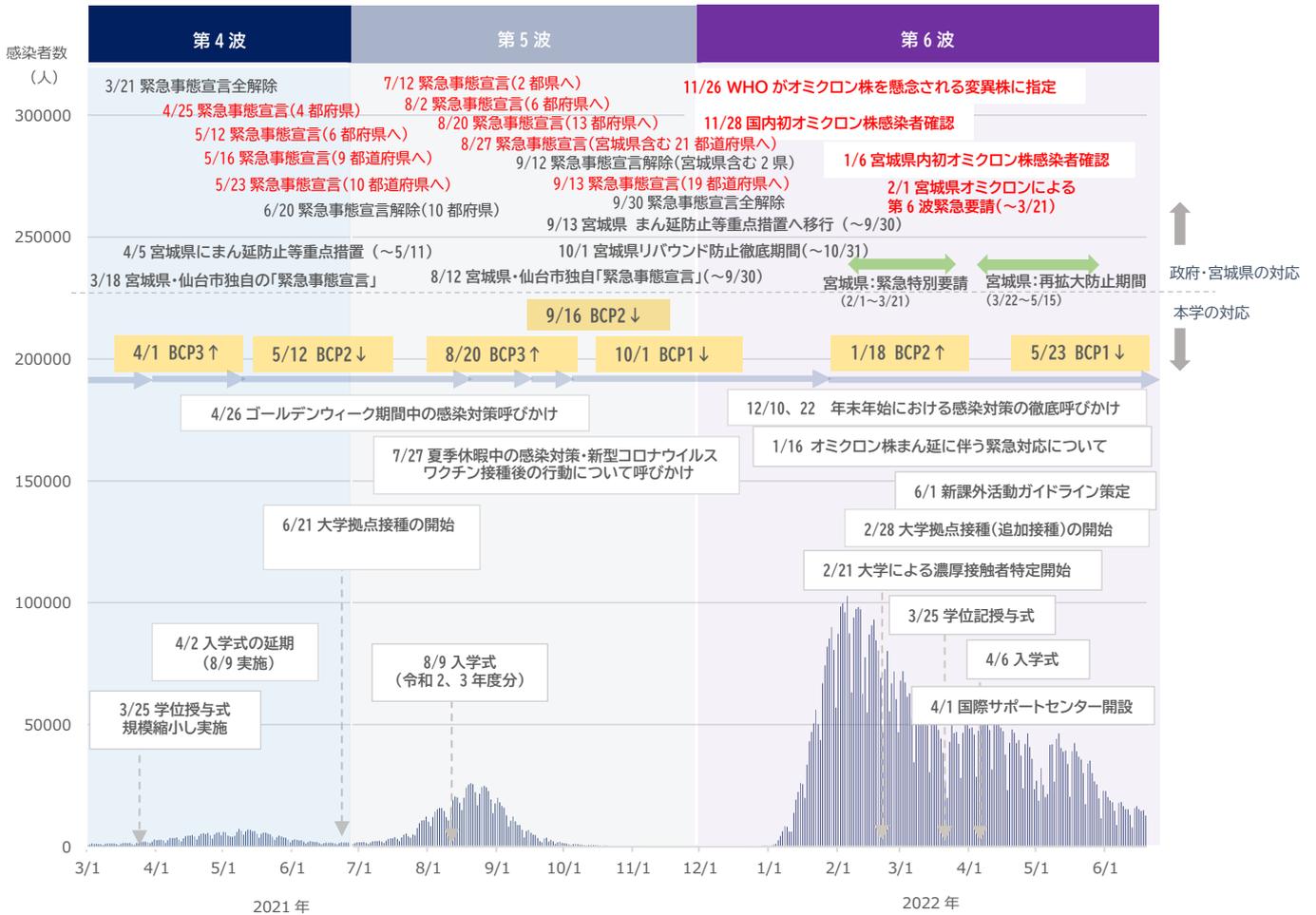
【第2波(令和2年(2020年)6月8日～9月27日)】

- 令和2年(2020年)5月25日の緊急事態宣言解除後の7月～8月、特に大都市を中心に感染が拡大しその後全国的な感染拡大

【第3波(令和2年(2020年)9月28日～令和3年(2021年)2月28日)】

- 令和2年(2020年)10月以降、全国の感染者数増加
- 令和3年(2021年)1月には、一部の都道府県に緊急事態宣言

全国の感染者数推移と本学の対応



【第4波(令和3年(2021年)3月1日～6月20日)】

アルファ株が中心となり感染が拡大

【第5波(令和3年(2021年)6月21日～11月28日)】

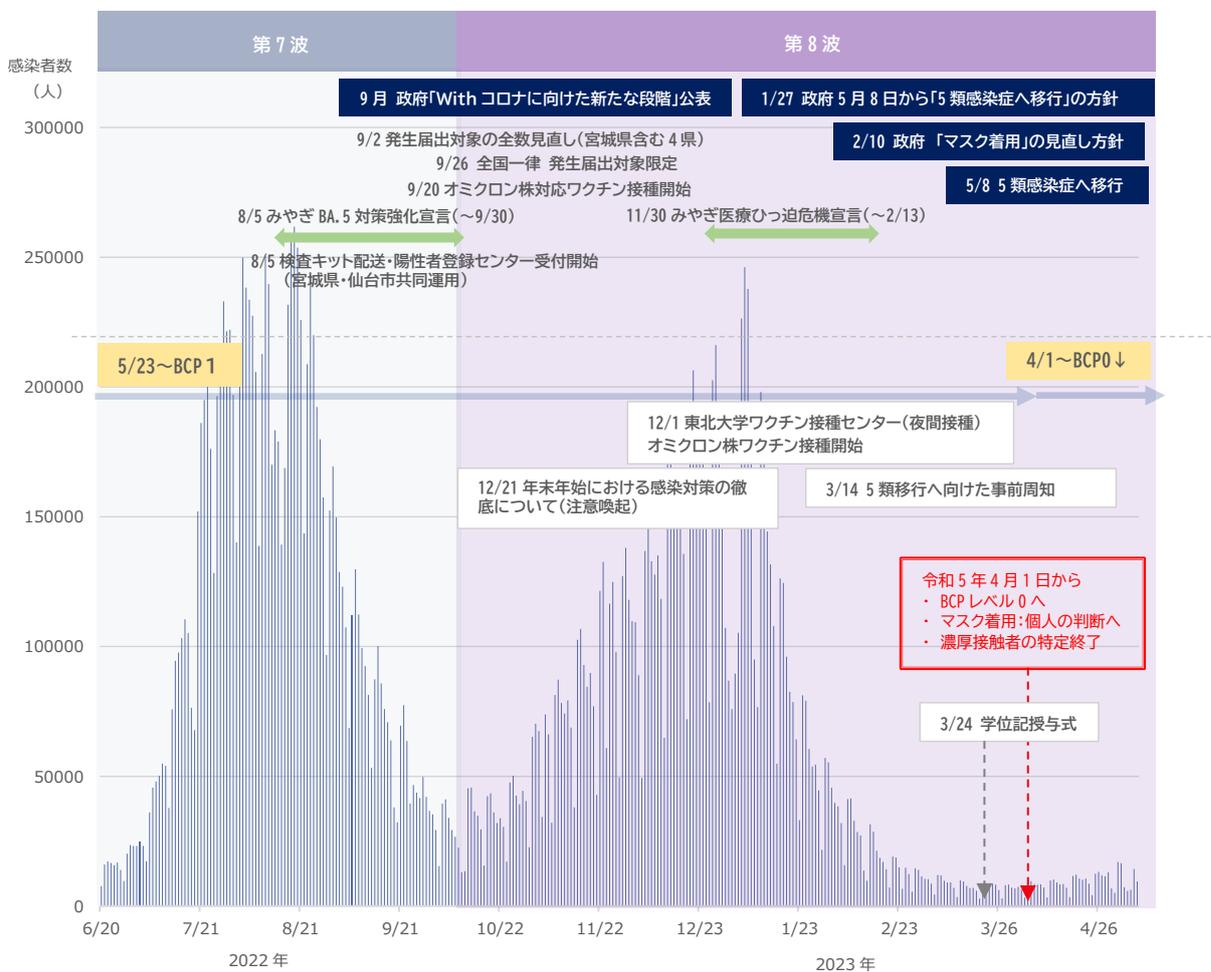
デルタ株への置き換わり等により感染者数が増加

【第6波(令和3年(2021年)11月29日～令和4年(2022年)6月19日)】

感染力の強い変異株(オミクロン株)の発生により感染拡大

令和3年(2021年)11月26日、WHOはオミクロン株を懸念される変異株に指定

全国の感染者数推移と本学の対応



【第7波(令和4年(2022年)6月20日～10月9日)】

オミクロン株 BA.5 系統への置き換わり等により感染者数が増加
 政府による新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を強固に推進していく「With コロナに向けた政策の考え方」が示される

【第8波(令和4年(2022年)10月10日～令和5年(2023年)4月2日)】

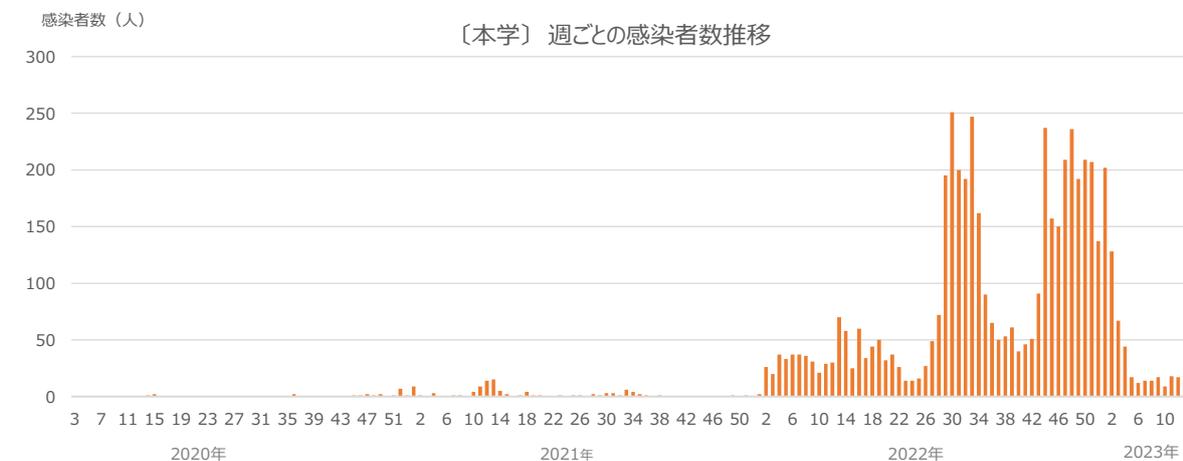
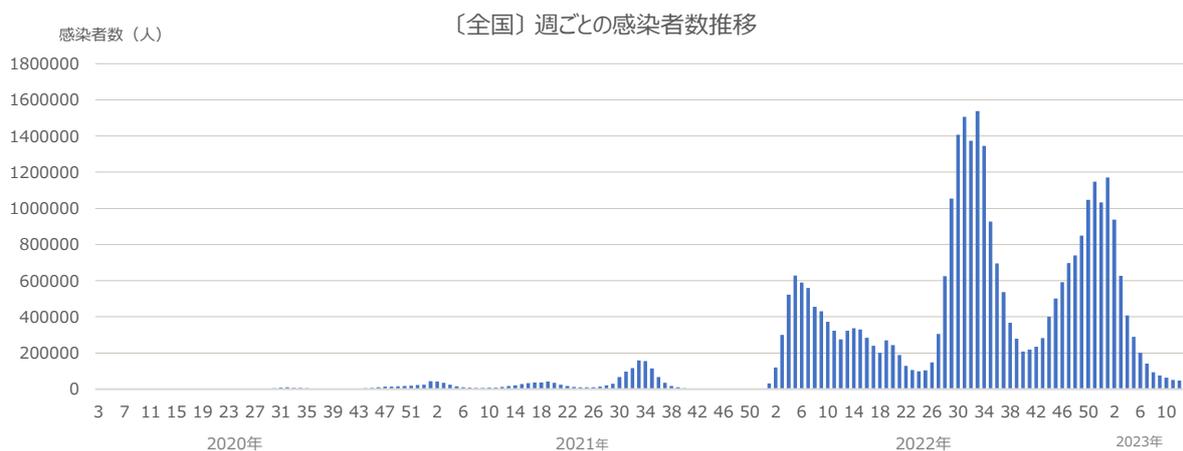
オミクロン株 BA.5 の流行が継続
 令和4年(2022年)12月、全国的に感染者数が増加
 令和5年(2023年)1月27日、政府により令和5年(2023年)5月8日から5類感染症への位置づけ変更の方針が示される

(参考資料)

- 1) 政府；新型コロナウイルス感染症対策本部資料（第1回（令和2年（2020年）1月30日）～第104回（令和5年（2023年）4月27日）
厚生労働省；自治体向け事務連絡
- 2) 宮城県；宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、宮城県危機管理対策本部会議資料（第1回（令和2年（2020年）1月27日・3月26日）～第53回・第51回（令和5年（2023年）4月26日）
- 3) 流行波については、全国の感染者数を基に作成。
本資料では政府の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（第121回（令和5年4月19日））資料の流行波の定義を使用。具体的には以下の期間を指す。
第1波：2020年第3疫学週～第23疫学週（2020年1月13日～6月7日）
第2波：2020年第24疫学週～第39疫学週（2020年6月8日～9月27日）
第3波：2020年第40疫学週～2021年第8疫学週（2020年9月28日～2021年2月28日）
第4波：2021年第9疫学週～第24疫学週（2021年3月1日～6月20日）
第5波：2021年第25疫学週～第47疫学週（2021年6月21日～11月28日）
第6波：2021年第48疫学週～2022年第24疫学週（2021年11月29日～2022年6月19日）
第7波：2022年第25疫学週～第40疫学週（2022年6月20日～10月9日）
第8波：2022年第41疫学週～2023年第13疫学週（2022年10月10日～2023年4月2日）とした
対応記録集の流行波の記載については、上記期間を使用する。
- 4) 全国及び宮城県の感染者数については、厚生労働省「データからわかる新型コロナウイルス感染症情報感染者動向オープンデータ」より作成

全国・宮城県・本学における感染者数推移

全国及び宮城県、本学における令和2年（2020年）第3疫学週（1月13日）から令和5年（2023年）第13疫学週（3月31日）における週ごとの感染者数の推移は、下記グラフのとおりとなっている。



新型コロナウイルス感染症への学内体制

新型コロナウイルス感染症対策本部の立ち上げ

令和2年（2020年）1月、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されるなど世界的に感染が拡大しつつある状況を受け、学内の新型コロナウイルス感染症対策を総合的かつ速やかに決定し実施するため、同年1月30日、早期に理事を本部長とする東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」）を設置、3月には総長を本部長とする体制とした。

学生・教職員の感染防止や健康被害の抑止を図り、大学の機能への影響を最小限にするため、必要に応じ対策本部会議を開催し、また随時電子メール等による対策本部構成員による協議を行うなど、必要な情報収集・共有を図り、新型コロナウイルスへの感染者発生状況等に応じた対策を検討し、対応した。

新型コロナウイルス感染症対策班会議

新型コロナウイルス感染症の状況が刻々と変化する中、対策本部の関係理事、関係副学長に、感染症の専門家・本部部課長等も加えて、新型コロナウイルス感染症対策班会議を設置。週に2～4回のペースで会議を開催し、全学方針の策定や国内外の情報収集やレクチャー、宮城県・仙台市の状況など情報共有、部局ごとの対応計画やアクションの審議、個別事案への対応、感染者・濃厚接触者への対応、各種ガイドラインの策定など全方位で検討を行った。

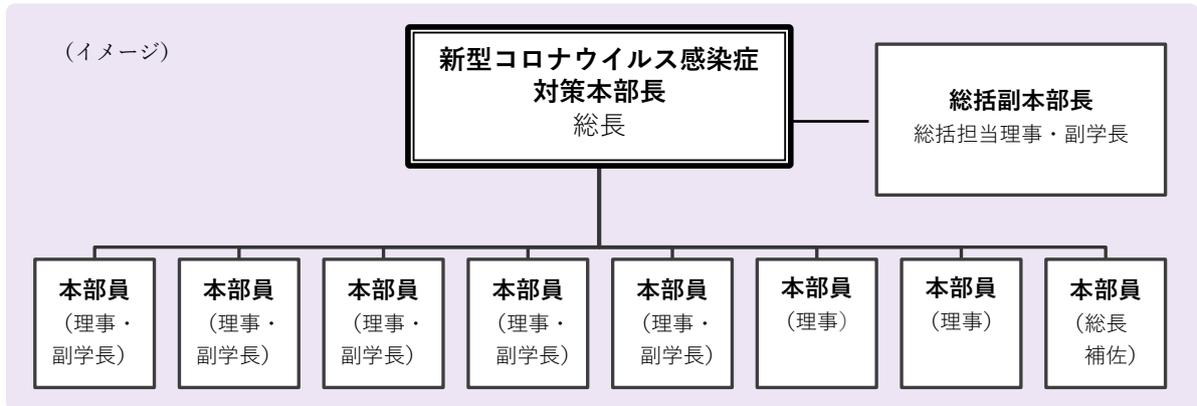
会議では、東北大学行動指針（BCP）の策定や東北大学緊急学生支援パッケージをはじめとするウィズ・コロナにおける様々な対策と取組を協議し、迅速に全学に展開することで、研究教育の維持向上を図るとともに、新たな時代を見据えたトランスフォームを推進し、新たな業務体制への移行を他大学に先んじて実現。これらの取組により、朝日新聞出版『大学ランキング2022』において、「コロナ禍で優れた対応を行っていると思う大学」1位となるなど、本学のコロナ危機対応は第三者からも高く評価されている。

これまでに対策本部会議は44回、対策班会議は194回開催するなど、感染拡大防止に向けた体制をいち早く構築した。



新型コロナウイルス感染症対策班会議の様子

東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部組織図

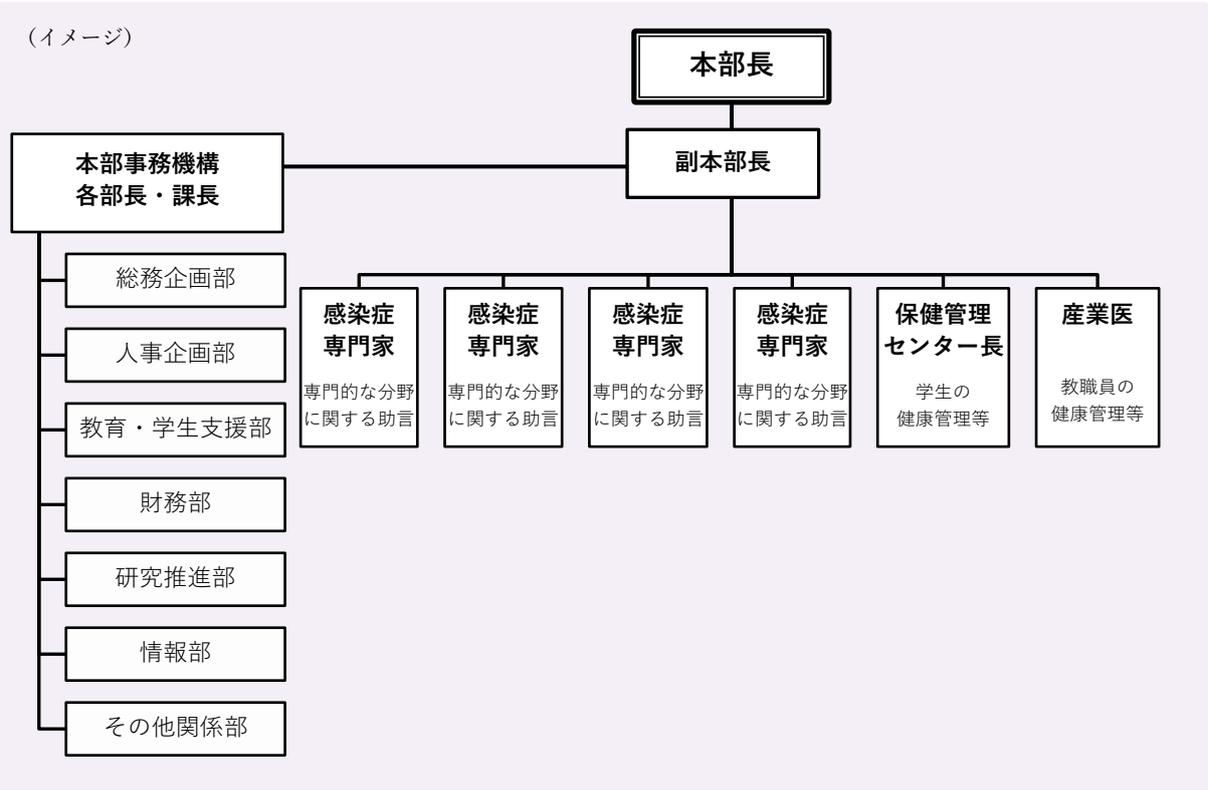


実施内容の検討依頼
専門的な対応が必要な場合の意見聴取等

↓ ↑

検討結果の報告、審議依頼等

東北大学新型コロナウイルス感染症対策班会議



■新型コロナウイルス感染症対策本部構成

総長、理事、副学長、総長補佐

■新型コロナウイルス感染症対策班会議構成

総長、関係理事、関係副学長、感染症の専門家（押谷医学系研究科教授、小坂歯学研究科教授、児玉災害科学国際研究所教授、木内保健管理センター長、神垣医学系研究科助教）、関係部課長等

緊急時に備えた体制の整備

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）

令和2年（2020年）4月、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況下において、緊急事態宣言が発令される等の緊急時に備えた体制を整備するため、同年4月7日「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」を策定。

行動指針レベル及び項目ごと（研究活動、授業等、出張、学内会議、学生の課外活動、催事・イベント等（本学が開催するもの）、事務体制）の制限内容を定めた。行動指針のレベル移行の判断は、全国及び宮城県内、本学キャンパス内の感染状況、国における緊急事態宣言の発令や解除など、総合的に勘案し、対策本部において決定した。必要に応じて「警戒情報」を付記し、感染拡大地域を記載し出張や学生旅行等に関して注意喚起を行うなど、よりきめ細かな対応をした。

令和2年（2020年）4月、国による緊急事態宣言の発令に伴い最大でレベル4まで引き上げ、社会とともにある大学として、厳格な感染対策を推進し、感染拡大防止に貢献した。

行動指針レベルの推移

行動指針レベル	期間	状況
レベル2	令和2年4月7日	新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学行動指針（BCP）の制定、現在、行動指針レベル2とした。
レベル3	令和2年4月8日～16日	本学で複数の感染者の確認や全国での感染拡大状況により移行
レベル4	令和2年4月17日～5月17日	4月16日、全国に緊急事態宣言が発令されたことに伴い移行
レベル3	令和2年5月18日～31日	5月14日に緊急事態宣言対象地域から宮城県が解除されたこと等により移行
レベル2	令和2年6月1日～18日	5月25日にすべての都道府県の緊急事態宣言が解除されたこと等により移行
レベル1	令和2年6月19日～ 令和3年1月7日	外出自粛の段階的緩和の目安（国の方針）により、6月19日付けで全国都道府県への移動自粛が解除されたこと等から移行
レベル2	令和3年1月8日～ 令和3年3月31日	令和2年12月以降、学内での感染者数の増加が続き、さらに1月7日には首都圏の1都3県で緊急事態宣言が発令されたことから移行し、併せて行動指針の一部見直し
レベル3	令和3年4月1日～5月11日	4月5日に宮城県にまん延防止等重点措置が適用されたことから移行
レベル2	令和3年5月12日～8月19日	5月11日に宮城県に発令のまん延防止等重点措置が解除されたことから移行
レベル3	令和3年8月20日～9月15日	8月27日に宮城県を含む多数の都道府県に緊急事態宣言が発令されたことに伴い移行
レベル2	令和3年9月16日～9月30日	9月12日に宮城県において緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に移行されたことに伴い移行
レベル1	令和3年10月1日～ 令和4年1月17日	9月30日に宮城県に発令されていたまん延防止等重点措置が解除されたことに伴い移行
レベル2	令和4年1月18日～5月27日	学内における感染が拡大していることに伴い移行
レベル1	令和4年5月23日～ 令和5年3月31日	本学における感染対策と研究教育等の諸活動との両立の発展と新しい日常のもとに活動をさらに充実発展させていくため移行
レベル0	令和5年4月1日～	マスクの着用が任意とする政府の方針見直しの趣旨等を踏まえ、行動指針を一部改訂の上、移行

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）変遷

本学では、令和2年（2020年）4月7日「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」を制定。感染状況、学内の状況等をみながら、状況に合わせて7回の改訂を重ね、また感染状況等をみながら行動指針のレベルを決定してきた。以下に、同年4月7日から、令和5年（2023年）4月1日までの行動指針の変遷をまとめる。

■ 令和2年（2020年）4月7日 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針制定

行動指針レベル2

段階	研究活動	授業(講義・演習・実習)	学生の課外活動	学内会議	事務体制
0 通常					
1 一部制限	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ、オンライン授業を中心にを行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行いますが、オンライン参加を推奨します。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。
2 制限一小	研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ(研究室関係者)は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。	オンライン授業のみ	全面禁止	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行します。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。
3 制限一中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	オンライン授業のみ	全面禁止	原則として、オンライン会議のみ	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくします。それ以外は在宅勤務とします。
4 制限一大	以下の研究スタッフ(事情によっては大学院生・研究員も可)のみ研究室への立ち入りが許可されます。できるだけ交代制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとします。 1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	オンライン授業のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数が交替で短時間出勤する体制にし、交代時に相互の面談を避けることとします。その他の職員は原則在宅勤務とします。
5 原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみ(教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止)	全面禁止	オンライン会議のみ	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務とします。建物及びグラウンドなどの立入には許可を必要とし、入構記録に記入する必要があります。

■ 行動指針レベル3へ；令和2年（2020年）4月8日～16日

学内で複数の感染者の確認や全国での感染拡大状況により移行

段階	3 制限一中
研究活動	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。
授業(講義・演習・実習)	オンライン授業のみ
学生の課外活動	全面禁止
学内会議	原則として、オンライン会議のみ
事務体制	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくします。それ以外は在宅勤務とします。

■ 行動指針レベル4へ；令和2年（2020年）4月17日～5月17日

4月16日に全国に緊急事態宣言が発令されたことに伴い移行

段階	4 制限一大
研究活動	以下の研究スタッフ(事情によっては大学院生・研究員も可)のみ研究室への立ち入りが許可されます。できるだけ交代制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとします。 1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ
授業(講義・演習・実習)	オンライン授業のみ
学生の課外活動	全面禁止
学内会議	オンライン会議のみ
事務体制	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数が交替で短時間出勤する体制にし、交代時に相互の面談を避けることとします。その他の職員は原則在宅勤務とします。

■ 行動指針レベル3へ；令和2年（2020年）5月18日～31日

5月14日に緊急事態宣言対象地域から宮城県が解除されたこと等により移行

段階	3 制限一中
研究活動	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。
授業(講義・演習・実習)	オンライン授業のみ
学生の課外活動	全面禁止
学内会議	原則として、オンライン会議のみ
事務体制	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくします。それ以外は在宅勤務とします。

■ 行動指針レベル2へ；令和2年（2020年）6月1日～18日

5月25日にすべての都道府県の緊急事態宣言が解除されたこと等により移行

段階	2 制限一小
研究活動	研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ(研究室関係者)は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。
授業(講義・演習・実習)	オンライン授業のみ
学生の課外活動	全面禁止
学内会議	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行します。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。

■ 行動指針レベル1へ；令和2年（2020年）6月19日～令和3年（2021年）1月7日

外出自粛の段階的緩和の目安（国の方針）により、6月19日付で全国都道府県への移動自粛が解除されたこと等から移行

段階	1 一部制限
研究活動	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。
授業(講義・演習・実習)	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ、オンライン授業を中心にを行います。
学生の課外活動	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。
学内会議	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行いますが、オンライン参加を推奨します。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。

■ 行動指針の改訂；令和2年（2020年）7月21日 (7月21日改訂) ★警戒情報を付記

段階	1
目安(例示)	国内で感染が認められる。
研究活動	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができます。
授業(講義・演習・実習)	講義科目はオンライン授業を中心に実施し、一部対面での実施を組み込むこともできます。
出張	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。★
学内会議	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行いますが、オンライン会議を推奨します。
学生の課外活動	課外活動ガイドラインに基づき感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。
学生の旅行	不要不急の旅行は自粛とします。帰省は、帰省先の感染状況を確認するなど注意が必要です。★
催事・イベント等 (本学が開催するもの)	催事等開催時のガイドラインに基づき実施できます。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。業務の性質に応じて、時差出勤と1～3割程度の在宅勤務を推奨します。

★警戒情報 7/21 首都圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)への出張や旅行は、出来るだけ自粛

■ 行動指針の改訂；令和2年（2020年）9月8日 (9月8日改訂)

段階	1
目安(例示)	国内で感染が認められる。
研究活動	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができます。
授業(講義・演習・実習)	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業を実施します。
出張	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。
学内会議	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行いますが、オンライン会議を推奨します。
学生の課外活動	感染拡大に最大限の配慮をして、課外活動を許可します。(※課外活動ガイドラインを参照)
学生の旅行	不要不急の旅行は自粛とします。帰省は、帰省先の感染状況を確認するなど注意が必要です。
催事・イベント等 (本学が開催するもの)	感染拡大に最大限の配慮をして、催事・イベント等を実施できます。 (※催事等開催時のガイドラインを参照)
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。業務の性質に応じて、時差出勤と1～3割程度の在宅勤務を推奨します。

■ 行動指針の改訂及びレベル2へ；令和3年（2021年）1月8日～3月31日 **（1月8日改訂）**

令和2年（2020年）12月以降、学内での感染者数の増加が続き、さらに1月7日には首都圏の1都3県で緊急事態宣言が発令されたことから移行し、併せて指針の一部見直し

段階	2
目安(例示)	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。
研究活動	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での作業を推奨します。
授業等	原則オンラインにより授業を実施します。定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習の授業科目等で対面での実施が不可欠な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施することができます。
出張	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とします。
学内会議	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。
学生の課外活動	原則禁止
学生の旅行	感染が広がっている地域へは、自粛とします。
催事・イベント等 (本学が開催するもの)	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、時差出勤と3割程度の在宅勤務を推奨します。

■ 行動指針の改訂及びレベル3へ；令和3年（2021年）4月1日～5月11日 **（4月1日改訂）**

4月5日に宮城県にまん延防止等重点措置が適用されたことから移行

段階	3
目安(例示)	国から宮城県に緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。
研究活動	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での活動を推奨します。
授業等	原則オンラインにより授業を実施します。定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習、及び学部1,2年次の学生を対象とした授業等対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施します。
出張	業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。
学内会議	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。
学生の課外活動	原則禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できます。
催事・イベント等 (本学が開催するもの)	原則オンライン
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、テレワークを推奨します。

■ 行動指針レベル2へ；令和3年（2021年）5月12日～8月19日

5月11日に宮城県に発令のまん延防止等重点措置が解除されたことから移行

段階	2
目安(例示)	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。
研究活動	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。
授業等	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施します。
出張	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とします。
学内会議	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。
学生の課外活動	許可を得た場合は、課外活動を実施できます。また、オンライン上で行われる活動及び個人練習も実施できます。
催事・イベント等 (本学が開催するもの)	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。

■ 行動指針の改訂及びレベル3へ；令和3年（2021年）8月20日～9月15日 **（8月20日改訂）**

8月27日に宮城県を含む多数の都道府県に緊急事態宣言が発令されたことに伴い移行

段階	3
目安(例示)	国から宮城県に緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。
研究活動	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での活動を推奨します。
授業等	原則オンラインにより授業を実施します。定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習、及び学部1,2年次の学生を対象とした授業等対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施します。
出張	業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。
学内会議	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。
学生の課外活動	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できます。
催事・イベント等 (本学が開催するもの)	原則オンライン
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、テレワークを推奨します。

★警戒情報 仙台市にまん延防止等重点措置が発令されていますので、生活及び行動にあたっては十分ご注意ください。ワクチンは高い効果をもたらしていますが、その一方でワクチン接種完了後の感染事例が本学でも報告されています。感染対策を丁寧に行ってください。

■ 行動指針レベル2へ；令和3年（2021年）9月16日～30日

9月12日に宮城県において緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に移行されたことに伴い移行

段階	2
目安(例示)	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。
研究活動	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。
授業等	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施します。
出張	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とします。
学内会議	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。
学生の課外活動	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できます。
催事・イベント等 (本学が開催するもの)	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。

■ 行動指針の改訂及びレベル1へ；令和3年（2021年）10月1日～令和4年（2022年）1月17日

（10月1日改訂）

9月30日に宮城県に発令されていたまん延防止等重点措置が解除されたことに伴い移行

段階	1
目安(例示)	国内で感染が認められる。
研究活動	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。
授業等	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施します。
出張	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。
学内会議	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議も活用します。
学生の課外活動	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき、課外活動を実施できます。
催事・イベント (本学が開催するもの)	感染拡大に最大限の配慮をして、催事等開催時のガイドラインに基づき、催事・イベント等を実施できます。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。

■ 行動指針レベル2へ；令和4年（2022年）1月18日～5月27日

学内における感染が拡大していることに伴い移行

段階	2
目安(例示)	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。
研究活動	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。
授業等	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施します。
出張	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とします。
学内会議	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。
学生の課外活動	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できます。
催事・イベント (本学が開催するもの)	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。

■ 行動指針レベル1へ；令和4年(2022年)5月23日～令和5年（2023年）3月31日

本学における感染対策と研究教育等の諸活動との両立の発展と新しい日常のもとに活動をさらに充実・発展させていくため移行

段階	1
目安(例示)	国内で感染が認められる。
研究活動	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。
授業等	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施します。
出張	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。
学内会議	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議も活用します。
学生の課外活動	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき、課外活動を実施できます。
催事・イベント (本学が開催するもの)	感染拡大に最大限の配慮をして、催事等開催時のガイドラインに基づき、催事・イベント等を実施できます。
事務体制	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。

■ 行動指針の改訂及びレベル0へ；令和5年（2023年）4月1日～ **(4月1日改訂)**

マスクの着用が任意とする政府の方針見直し等の趣旨を踏まえ、行動指針を一部改訂の上、移行

段階	0
目安(例示)	
研究活動	通常
授業等	通常
出張	通常
学内会議	通常
学生の課外活動	通常
催事・イベント (本学が開催するもの)	通常
事務体制	通常

業務・研究継続へ向けて

令和2年（2020年）2月25日、政府による新型コロナウイルス感染拡大防止の基本方針の決定に伴い、流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加スピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑えるため、感染者との接触機会を減らす観点から、テレワークや時差出勤の推進等に取り組むことが求められた。

本学では、各部局等の実情に応じて、公共交通機関から自家用車への通勤方法の変更、公共交通機関を利用する教職員の時差出勤の実施、テレワークの活用など、人との接触の機会を減らしつつ、業務を継続するための体制を整備した。その後、令和2年（2020年）4月、全国に緊急事態宣言が発出されたことを受け、本学における行動指針レベルをレベル4へ引き上げて以降も、テレワークや時差出勤のほか、昼休みの時差取得や会議室等での分散勤務、職場内における人との十分な距離の確保、机の間に仕切りを設けるなど、感染リスクを下げるための更なる取組みを実施した。

このような状況下において、新型コロナウイルス感染症という危機を契機に、New Normal時代を見据えた業務改革を推進するため、同年6月1日「オンライン事務化」を宣言し、「窓口フリー」、「印鑑フリー」、「働き場所フリー」を掲げ、新たなワークスタイル改革の推進に取り組んだ。

部局における感染防止対策の管理体制の構築

令和2年（2020年）2月、国内の複数地域で感染経路が不明な感染者の散発的な発生が確認されるようになり、感染者が発生した場合に備えた体制の整備が必要となった。休日を含めた連絡体制など、感染者が発生した場合の早急な体制整備のほか、多数の教職員が感染者または濃厚接触者となり勤務を欠くことを想定し、業務継続体制について検討しておくことを各部局へ要請し、感染拡大時に備えた管理体制の構築を図った。

令和2年（2020年）5月25日、全国に発出されていた緊急事態宣言が解除され、宮城県は5月26日から7月31日まで、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げる移行期間とした。本学では、6月1日から行動指針をレベル2へ引き下げ、感染対策を徹底しながら安全な研究活動の推進を図ることとした。その取組みの一つとして、研究活動等について、各部局における感染防止対策の管理について対策本部へ申請する許可制とした。併せて、各部局における安全管理状況について毎月報告を求め、点検及び必要に応じた指導・助言を行うなど、安全な研究活動の推進を図った。その後、各部局において実情に応じた主体的な感染対策の取組みが行われていることが確認できたことから、定期報告は、令和3年（2021年）10月5日で終了とした。

オンライン事務化宣言

New Normal 時代でのワークスタイルの改革 オンライン事務化宣言

■令和2年（2020年）5月28日プレスリリースより

東日本大震災を経験した本学は、新型コロナウイルス感染症という世界規模の危機においてもそれを克服し、New Normal 時代を見据えた新たな社会構築に貢献していくことを責務と考えています。新常态のもとで社会改革を先導するために、本学における教育、研究、産学共創、社会連携、経営等、あらゆる活動をさらに発展させていきます。その取り組みの一環として、窓口サービスや各種手続について、これまで推進してきた業務改革をさらに加速させ、従来「あたりまえ」とされていた業務の見直しを徹底し「オンライン事務化」を宣言いたします。

東北大学は、New Normal 時代における新たな大学の姿を先導し、学生・教職員が、今まで以上に学業や教育・研究活動に専念できる場をこれからも提供していきます。

窓口フリー

- 学生・教職員の各種手続や相談は、対面を重視したオンライン化を拡充させ、これまで以上に学生一人ひとりへのきめ細やかなサービスを提供します。
- 現在、学生の授業はオンラインで実施していますが、在学中の諸手続についても、オンライン化を拡充させ、これまで以上にきめ細やかな対応を可能とします。そして、従来の窓口対応に加え、オンラインによる相談も導入することで、いかなる環境においても学生一人ひとりと対面で向き合える体制を整えます。

印鑑フリー

- 押印を廃止し各種手続の完全オンライン化を進め、同時に電子決裁システムを導入し業務の効率性も向上させます。
- 学内申請手続や決裁手続は原則印鑑フリーとし、完全オンライン化を進めます。同時に、電子決裁システムの導入によって業務プロセス全体のオンライン化も整備し、業務の効率性を格段に向上させます。これにより 100 以上の学内業務について押印が廃止されるとともに、年間約 80,000 時間の作業時間の削減が期待され、大学の新たな業務への人的投資が可能となります。

働き場所フリー

- 職場と同じ環境で仕事ができるテレワーク環境のもとで、職員一人ひとりの多様なライフスタイルに寄り添った働き方を一層加速化させます。
- 本学ではこれまでの業務改革により、事務系職員約 1,600 名全員が職場と同等の環境でテレワーク可能な環境が整っており、今回の新型コロナウイルス感染症対応においても、すみやかに在宅勤務へ移行し、3割出勤を実現しました。この国立大学法人でも最先端なオンライン環境のもとに、今後業務効率をさらに向上させ、グローバルキャンパスを一層推進するとともに、様々な職員が働きやすい職場環境を創出していきます。

新型コロナウイルス感染症対応と DX 推進

令和2年（2020年）4月7日、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく措置として、緊急事態宣言が発出された。本学においては、翌日の4月8日に「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）を踏まえた在宅勤務の活用について」を発出し、在宅勤務（テレワーク）を開始した。

このような初動の速さを実現できたのは、仮想クライアントという、インターネットを経由することで、どこからでも職場の端末にアクセスして仕事ができるという事務系職員向けの情報環境が整備されていたことによる。

同年6月1日にはオンライン事務化宣言が発出され、本学はデジタルを活用した新型コロナウイルス感染症対応に加えて、New Normal時代を見据えた業務改革の加速を掲げている。その実現に向けて7月には国立大学法人初のChief Digital Officerを設置し、公募型のプロジェクト・チームである業務のDX推進プロジェクト・チームを結成。以降、デジタルを活用した大学経営の高度化を積極的に推進している。

東北大学におけるコロナ対応と DX 推進

年	月	事項	
平成28年	8月	事務系職員の端末を仮想クライアント化	
平成30年	2月	業務へのRPA実装を開始	
令和元年	6月	クラウド業務基盤としてGoogle G Suite（現在のGoogle Workspace）を全学導入	
	10月	データ駆動科学・AI教育研究センターを創設	
令和2年	3月	遠隔授業のための全学タスクフォースの活動を開始	
	4月	東北大学経営戦略データベースを稼働（BIツールTableau） “Data & AI for All” 全学部でデータサイエンス・AI教育とBYODを開始 BCPレベル4へ移行、職員70%がテレワークを開始 ※仮想クライアント1,600ライセンス（100%テレワーク可能な体制） 全学でオンライン授業を開始 ※前期約4,400科目：独自LMSおよびG Suite（現Google Workspace）等を活用 緊急学生支援パッケージ（4億円）を決定	
	6月	東北大学オンライン事務化宣言 ※「働き場所フリー」、「窓口フリー」、「印鑑フリー」の全学的推進	
	7月	国立大学初のCDO（Chief Digital Officer：最高デジタル責任者）を創設 業務のDX推進プロジェクト・チームを結成（学内公募を通して約60名が参画） 東北大学本部事務機構情報部オンライン業務推進課を設置 Microsoft 365を全学導入	
	8月	サイボウズGaroonを全学導入	
	10月	2学期から対面授業とオンライン授業を併用したハイブリッド授業を開始	
	令和3年	3月	日本語・英語・中国語に対応したチャットボットを稼働（窓口フリー）
		4月	ワークフローを用いた電子決裁を開始（印鑑フリー） 就業規則等を改正、テレワーク・フレックスタイムを正式な人事制度として開始（働き場所フリー）
		8月	基幹業務システムをすべてパブリッククラウドに移行 事務職員向け仮想クライアントをDaaSに更新、机上の端末をGoogle Chromebookに更新
		10月	クラウドPBXの業務利用に関する実証実験を開始
	11月	東北大学のDXの取組や成果を紹介するWEBサイトを開設（ https://www.dx.tohoku.ac.jp ）	
令和4年	5月	The Admissions Officeを導入し大学院入試手続をオンライン化	

在宅勤務（テレワーク）を支える情報基盤の整備（働き場所フリー）

本学においては、平成28年（2016年）8月から仮想クライアントという、インターネットを経由することで、どこからでも職場の端末にアクセスして仕事ができるという事務系職員向けの情報環境が整備されていた。テレワークを活用するにあたり、職場外で機密情報を取り扱うことになるため、情報セキュリティを十分に確保することが必要となるが、すでにそのような環境整備が済んでいたことから、全国の大学に先駆けてテレワークへ移行し、3割出勤を実現することができた。

令和3年（2021年）8月にはこれまでより性能の高い仮想クライアントに更新するとともに、机上の端末を Google Chromebook に更新し情報セキュリティ対策を強化することで、テレワークをより安全かつ快適な環境で実施することが可能となった。

テレワークに際して、職場の電話に対応できないという課題を解決すべく、令和3年（2021年）10月、クラウド PBX の実証実験を開始した。これは、職員個人のスマートフォンで職場の電話を利用することができるアプリであり、内線の転送も可能であることから、自宅にしながら職場の電話に対応することができるというものである。

オンライン事務化宣言における3本柱の1つである「働き場所フリー」とは、新型コロナウイルス感染症対策に伴うBCPのための措置としてだけでなく、職員の能力を最大限引き出すこと、労働生産性を向上すること、人材を活用すること、コラボレーションを活性化すること、ウェルビーイングなどを実現するアクティビティ・ベースド・ワーキングの考え方をもとにして、テレワークやフレックスタイムなどの制度と、それを支える情報基盤群の双方を整備することで実現した。これを活用した職員の成功事例を学内外に紹介し、学内に向けては制度の活用を推奨し、学外に向けては本学で働く良さを求職者にアピールしている。

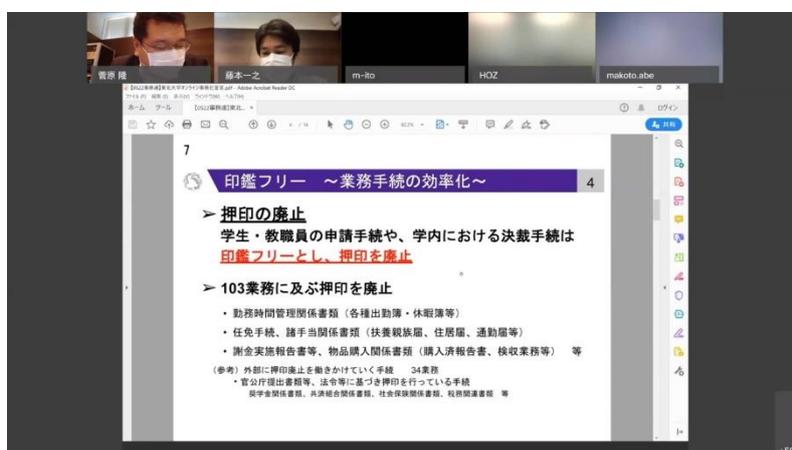
テレワークやフレックスタイム制度を活用した職員の事例紹介動画



押印廃止と電子決裁の導入（印鑑フリー）

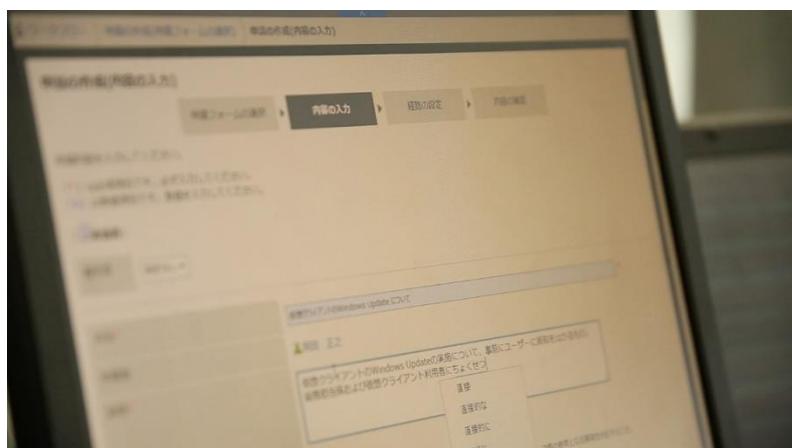
オンライン事務化宣言における3本柱の1つである「印鑑フリー」とは、学内の各種手続における押印を廃止するとともに、電子決裁導入等により、文書は紙からデジタルデータに置き換えることで、業務効率を格段に向上させることである。令和2年（2020年）6月5日に行われた「押印廃止に関する説明会」を皮切りに、本部事務機構における103業務に及ぶ押印を廃止するとともに、Google Workspaceを活用した簡易的な電子決裁により、紙への押印が不要となり、電子データのみで業務が完結するという新たな仕事の仕方が整備された。

押印廃止に関する説明会（令和2年（2020年）6月5日）



令和2年（2020年）8月に稼働した新しいグループウェアであるサイボウズ Garoon のワークフロー機能を活用した電子決裁と、Google Drive を活用した電子文書保存を組み合わせることで、本学は全国の大学に先駆け令和3年（2021年）3月から本格的に電子決裁・電子文書保存を開始した。

サイボウズ Garoon を活用した電子決裁

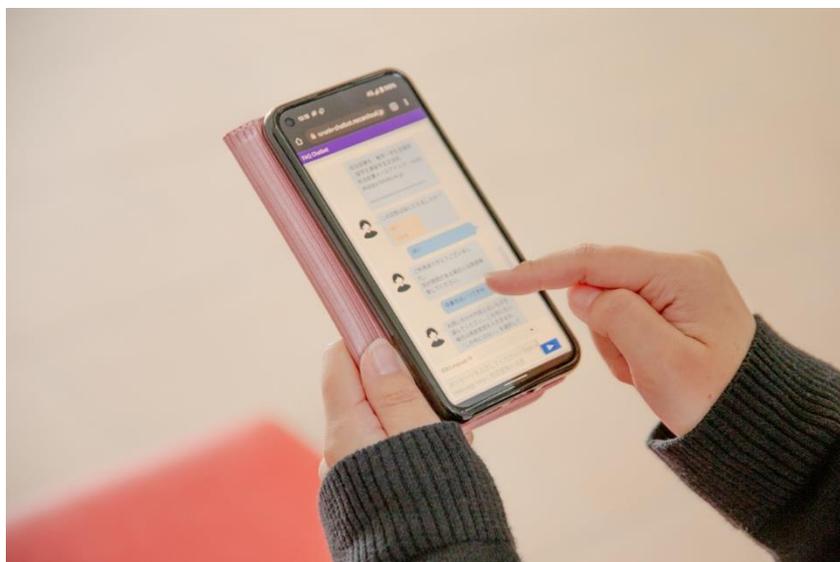


デジタルを活用した窓口の改革（窓口フリー）

オンライン事務化宣言における3本柱の1つである「窓口フリー」とは、対面を重視したオンラインサービスを拡充することで、窓口に来なくとも手続きを行うことができることを目指すものである。

令和3年（2021年）3月に、国立大学法人としては初となる、日本語・英語・中国語に対応したチャットボットを稼働し、東北大学の公式ウェブサイトで公開した。窓口足を運ぶことなく、24時間365日いつでも利用者の問い合わせに対応し、適切な窓口を案内するオンラインコンシェルジュとしての役割を果たしている。

東北大学チャットボット



令和4年（2022年）からは、窓口フリーの一環として大学院入試手続きのDXを推進した。Web入試全般を担うコンソーシアム型システムであるThe Admissions Officeを導入し、同年5月からオンラインでの募集受付を開始した。令和5年（2023年）9月現在、1学部14研究科の入試手続きを行うことができ、令和6年（2026年）3月までにはすべての大学院の入試手続きがオンライン化される予定である。

感染症拡大防止策のDX

令和2年（2020年）の第2学期、対面授業とオンライン授業を併用したハイブリッド授業を開始するにあたり、QRコードを利用した入退室管理「学内トレーサビリティシステム（令和2年（2020年）7月21日部局長連絡会議 報告）」を開発し、各講義室等の入退室管理のために導入した。

令和5年（2023年）9月現在、このシステムによる入退室の記録は延べ325,208件に上る。

QRコードによる入退室記録



QRコードによる入退室の様子



情報発信；広報

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、令和2年（2020年）1月以降、日々更新され、それに合わせ本学の対応も更新された。状況に応じて対応が変わっていく中、学生・教職員に対して必要な情報が適切に届くよう、最新の情報や留意すべき事項等は本学ホームページやグループウェア等を通じて発信。新型コロナウイルス感染症関連の情報に特化したウェブサイトの開設や、留学生等に向けて、グローバルサイトに情報をまとめて掲載するなど、よりわかりやすい情報発信を目指した。

さらに、新型コロナウイルス感染症関連の教育・研究等の本学の取り組みについて、プレスリリースによる情報発信を行い、広く一般に周知を図った。

ウェブサイトを通じた情報発信

〔東北大学公式ウェブサイト：トップページ〕

令和2年（2020年）4月15日、新型コロナウイルス感染症関連の情報に特化したウェブサイト（TUBCP）を開設。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）に基づく対応や体調不良時の対応、オンライン授業に必要な情報等、状況や対象毎に分けて掲載し、情報発信を行った。

また、同サイトの内容を留学生等に理解しやすいよう、図やイラストを用いて整理しグローバルサイト「COVID-19 Information and Preventive Measures」に掲載。本学に在籍する外国人留学生、外国人教職員や本学に進学を希望する外国人学生に向けて、随時、新型コロナウイルス感染症への対応について情報発信を行った。

The screenshot shows the Tohoku University website's COVID-19 information page. At the top, there is a navigation bar with links for International Affairs, Students, Current Students, Alumni, and Faculty/Staff. Below this is the university's logo and name, along with a search bar and social media icons. The main content area is titled 'News' and features a large red graphic of COVID-19 particles. The main article is titled 'COVID-19 Information and Preventive Measures' and is dated 2023-05-08. The article text includes important updates about the university's official websites and social media pages. Below the text are several icons representing different services: Students, Follow your Major (Learning), Mental Health Care, Travel, Help Desk, and COVID-19 News. The article also mentions that the university will occasionally make changes to its emergency action plan (BCP). The sidebar on the right contains a 'Category' section with links to University News, Research, Arts & Culture, Health & Sports, Campus & Community, International Visits, Alumni, Careers, and COVID-19. There is also an 'Archives' section with links for each year from 2014 to 2023. The 'Recent News' section lists several recent articles, including 'University News' dated 2023-05-23, 'University News' dated 2023-05-22, 'University News' dated 2023-05-17, 'Careers' dated 2023-05-15, and 'Careers' dated 2023-05-12.

〔グローバルサイト：COVID-19 Information and Preventive Measures〕

留学生にもわかりやすいポスターの作成

Summer Vacation is Here! Have Fun! Be Responsible!

With the highly contagious Delta variant causing the number of COVID-19 infections to spike in Japan, students, faculty and staff are reminded to be extra careful during the summer break and Oton season.

Even if you have been vaccinated, there is still a risk that you can spread or get infected with the coronavirus. So please do not let your guard down yet.

If you're thinking of travelling or returning to your hometown:



- Please reconsider. It is safer for you, as well as your friends and family, to hang out online instead.
- Tokyo remains in a state of emergency and should be avoided.
- Japan's borders are still mostly closed. Note that if you leave, you might have trouble coming back.

If you're meeting up with family and friends:



- Please avoid large groups, especially if there's eating, drinking or singing involved.
- Parties associated with student clubs and circles are strictly prohibited.
- Take special care when meeting vulnerable people such as the elderly or those with underlying health conditions.

Summer activities:



- Avoid popular times and places that attract large crowds.
- Remember to wear a mask even when doing outdoor activities.
- It is very hot, so stay hydrated and make sure that rooms are properly ventilated.

In all situations, please wear a mask, wash your hands, keep physical distance from others and avoid the 3Cs (closed spaces, crowded places and close-contact settings.) If you feel unwell, stay home and monitor your condition.

Let's all have a safe and restful summer. See you next semester!

Stay Safe This Holiday Season

The Christmas and New Year break usually sees large groups of people travelling home, going on vacation and gathering for parties. This year, the university urges all students, faculty and staff to be extra vigilant and to refrain from activities that might inadvertently spread the coronavirus. Because the year may be over, but the threat of the pandemic is not.

If you are travelling or returning home:



- Try to avoid popular travel dates.
- Take extra precautions for 14 days before travelling.
- If you are unwell, postpone all travel plans for at least 10 days. This includes plans to return to Sendai.
- Avoid talking, eating and drinking when travelling in cars, trains and buses due to the confined space.
- Take special care when meeting vulnerable people such as the elderly or those with underlying health conditions.
- Make a note of where you go and who you meet in case contact tracing is necessary.

On your first shrine visit of the new year:



- Avoid popular times and shrines that usually attract large crowds.
- Maintain physical distance (of at least 1 meter) from other people.
- Always wear a mask, practice good hygiene.

If you're attending a Christmas or New Year party:



- Please reconsider. The university would prefer that all students, faculty and staff avoid large social gatherings, especially where there's eating, drinking and singing involved.
- Only eat and drink with people you know to be safe. Keep maskless conversations to a minimum.
- Arrange seats so that people are not directly facing each other.
- Check that the room is sufficiently ventilated.

In all situations, please wear a mask, wash your hands frequently and thoroughly, use disinfectant, keep a physical distance of at least 1 meter from other people and avoid the 3Cs (closed spaces, crowded environments and close-contact settings.)

Let's be careful and responsible over the next few weeks so that we can start 2021 safe and healthy.

Happy holidays

This Golden Week, let's stay home!

The holiday season is usually a time to travel and get together with family and friends. But while the spring weather is tempting, the on-going COVID-19 pandemic makes this a dangerous time to be out and about. Tohoku University is asking all students, faculty and staff to stay home this Golden Week and refrain from doing anything that might inadvertently spread the coronavirus.

If you're thinking of travelling or returning to your hometown:



- Please reconsider. It is safer to spend time with your family and friends online instead.
- Recreational travel should be avoided entirely. Several prefectures – including Tokyo and Osaka – are in heightened states of emergency. Japan's borders are also mostly closed, so if you leave, you might have trouble coming back.
- If you must travel for an emergency, take extra precautions and make sure your department or supervisor is informed.

If you're meeting up with family and friends:



- Please avoid large social gatherings, especially where there's eating, drinking or singing involved. Keep groups to a maximum of four people.
- Parties associated with student clubs and circles are strictly prohibited.
- Take special care when meeting vulnerable people such as the elderly or those with underlying health conditions.
- Make a note of where you go and who you meet in case contact tracing is necessary.

Shopping, hiking and other holiday activities



- Avoid popular times and places that attract large crowds.
- Wear a mask even when doing outdoor activities.
- Consider shopping online or having meals delivered.

In all situations, please wear a mask, wash your hands frequently and thoroughly, keep physical distance from other people and avoid the 3Cs (closed spaces, crowded environments and close-contact settings.)

The new variant strains of the coronavirus are extremely contagious and are known to affect all age groups. So please be extra vigilant. Let's all have a safe and restful Golden Week.

Stay Safe This Golden Week

With the arrival of spring, it is tempting to be out and about in the nice weather. But the on-going COVID-19 pandemic means that caution is still necessary. The Omicron strain is highly contagious and cases of post-vaccination infections (ie breakthrough infection) have been reported at the university.

So this Golden Week – with people movement especially high – please remember to continue practicing basic infection prevention measures to keep yourselves and those around you safe.

When travelling or returning home:



- be aware of the COVID-19 infection situation and guidelines at your destination
- make note of where you go and who you meet, in case contact tracing is necessary
- if you're travelling in a closed vehicle, such as a bus or car, make sure it's properly ventilated

When meeting up with friends and family:



- It is safer to avoid large gatherings, especially where there's prolonged eating, drinking or singing involved
- keep your mask on when having a conversation
- take special care when meeting vulnerable people, such as the elderly or those with underlying health conditions

If you feel unwell:



- do not travel
- stay home and monitor your condition; seek medical attention if necessary
- if you are unwell after the holidays, do not go to school or work
- contact your department about joining classes online or working remotely from home

In all situations, please always wear a mask, wash your hands frequently and thoroughly and avoid the 3Cs (closed spaces, crowded places and close-contact settings.)

Have an enjoyable but safe Golden Week break. See you after the holidays!

啓発；セミナー・E-learning

押谷仁教授による緊急オンライン学内セミナーの開催

全都道府県に出されていた緊急事態宣言が解除された翌日の令和2年（2020年）5月26日、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、厚生労働省クラスター対策班で奮闘されていた本学医学系研究科の押谷仁教授による緊急オンライン学内セミナーを開催。「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の現状と東北大学の果たすべき役割」について講演いただき、学内から約600名の教職員がオンラインで参加した。「ニューノーマル」を先導する本学の方向性を考える上で有意義なセミナーとなった。

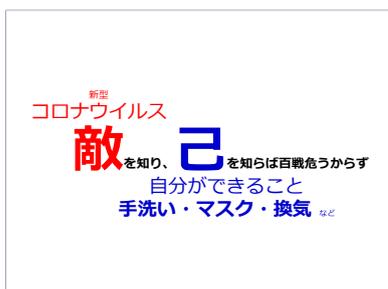


東北大学ホームページ掲載：ニュース

E-learning による新型コロナウイルス感染症対策教育

新型コロナウイルス感染防止対策の動画教材「新型コロナウイルス 敵を知り、己を知らば 百戦危うからず 自分ができること 手洗い・マスク・換気など」を感染症の専門家と協力し、作成した。

令和2年（2020年）10月19日、動画教材を活用し、学生及び教職員を対象にE-learningによる感染症対策教育を実施。動画視聴と視聴後に確認テストを行い、新型コロナウイルス感染症に関する知識・感染防止対策の普及を図ってきたほか、その後の感染症対策教育にも継続して活用してきた。



E-learning 動画タイトル

感染者の接触者への対応

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者が発生した場合、感染拡大を防ぐため、保健所は積極的疫学調査により感染源や感染者と接触した者（濃厚接触者）を特定し、健康観察や検査等の管理を行っていたことから、本学においても、感染者が発生した場合は、保健所と連携し、濃厚接触者への対応を行ってきた。しかし、感染状況により、保健所における濃厚接触者の特定まで時間を要する場合は、感染者（本学構成員）と濃厚接触の疑いのある者等（保健所が濃厚接触者は特定）、対策本部が必要と認める範囲の者に自宅待機を指示し、感染拡大を防ぐための早期対応を行ってきた。

令和4年（2022年）2月、オミクロン株の流行により全国的に感染者数が増加し、保健所は増加する感染者に対する積極的疫学調査等が困難な状況となった。これを受け、仙台市（本学所在地管轄）から、事業者が感染者の濃厚接触者を特定し、健康観察や自宅待機などを指示する方針が出された。この方針により、本学では、令和4年（2022年）2月から本学構成員に感染者が発生した際は、本部対策班会議において濃厚接触者を特定する体制を整備し、部局の協力の下、外出自粛や健康観察など適切な対応をとることにより、学内における感染拡大防止を図った。

令和4年（2022年）8月には全国的に感染者が急増、さらに政府により濃厚接触者の待機期間が「5日間」に短縮されたことに伴い、本学においても急増する感染者への適切な対応及び濃厚接触者の迅速な特定作業が困難な状況となった。この状況を踏まえ、更なる迅速な対応のため、令和4年（2022年）8月以降、濃厚接触者特定の方法を変更し、陽性者本人から濃厚接触者の定義に該当する者のみを報告することとした。

感染者が発生した場合、各部局は感染者及び濃厚接触者の対応に追われたが、各部局による迅速な対応が感染拡大防止に資する役割を果たした。

感染者の接触者への対応



新型コロナウイルスワクチン 大学拠点接種の取り組み

全国で最も早かった「大学拠点接種」

政府方針により、令和3年（2021年）6月21日より「新型コロナワクチンの職域接種」が開始された。職域接種は、ワクチン接種に関する地域の負担の軽減と接種の加速化を図るため、企業や大学等において職域（学校等含む）単位で実施された。

令和3年（2021年）5月に開始した新型コロナウイルスワクチン接種においては、宮城県・仙台市との連携の下で全国初となる大学が実施主体の「東北大学ワクチン接種センター」を設置し、6月には全国で最も早い大学拠点接種を開始した。7月には、県内近隣12大学・1高専の学生・教職員にも対象を拡大し、10月には本学の学生及び教職員の約87%への接種を実現するなど、令和4年（2022年）7月末時点での接種件数は約79万件に及び、宮城県全域の感染拡大防止に大きく貢献した。

初回接種実績（令和2年（2020年）6月21日～10月9日）

	学生	教職員
1回目	11,918人	702人
2回目	11,874人	698人

※東北大学ワクチン接種センターでの合計接種回数 516,513人

仙台学長会議に参画する国公立大学にも希望がある場合は、拠点接種の枠組みで接種を可能とし、13校の学生・教職員が接種を行った。

接種者：1回目 14,337人 2回目 14,276人

大学拠点追加接種（3回目）実績（令和4年（2022年）2月28日～7月31日）

	学生・教職員
3回目	9,022人

※県内近隣大学等の接種者数も含む

接種体制の構築

実施にあたっては、宮城県との連携、情報共有を行いながら進めたほか、学生及び教職員が円滑に受けることができるよう情報部及び病院メディカルITセンターを中心にワクチン予約システムを構築した。ワクチン接種の予約システムは、令和3年（2021年）11月にTOHOKU DX 大賞最優秀賞を受賞するとともに、コロナ禍の医療現場で本システムをはじめとするDX化を迅速かつ機動的に実践したことが評価され、令和4年（2022年）6月に開催された日本DX大賞でも支援機関部門の大賞を受賞した。

教育・研究に関すること

令和2年(2020年)～3年(2021年)の主な学事関係時系列

令和2年(2020年)

1月	24日	「当該地域(中国湖北省武漢市)への学生の留学等の海外派遣は延期または中止(すでに滞在している場合は留学を中断し帰国させる)」よう各部局へ初めて通知
2月	21日	「中国本土からの非正規学生について、健康観察を行うための住居(学生寄宿舍等)の確保が困難なこと等の理由により4月の受入れの延期」について各部局へ要請
3月	13日	授業開始日を4月8日～4月20日に繰り下げ、関連行事を中止・延期のアナウンス
	16日	「国・地域を問わず、学生・教職員の不要不急の海外渡航は中止するとともに、既に滞在中の学生についても早期の一時帰国」について各部局に要請
	24日	「国・地域を問わず4月に新規渡日するすべての外国人留学生(国費・私費・正規学生・非正規学生)について来日時期について後ろ倒し」について通知
	26日	「新型コロナウイルス感染症対策遠隔授業TF」、「リモート授業検討WG」の立ち上げ
	27日	「(新型コロナウイルス対応)授業実施における取扱い・対応について(理事通知)」を发出、当該時点の開講時ガイドラインとした
4月		新たな国際教育のモデルを構築すべく新たに「Be Globalプロジェクト」の立ち上げ
	2日	「教育系情報システムの利用者講習会」の開催
	13日	総長メッセージ「1学期期間中(4～9月)はオンライン授業を実施する」
	14日	全学教育科目が4月20日～5月6日の期間をオンライン授業試行・習熟期間と位置付けること、5月7日から本格的なオンライン授業の実施について周知
	15日	「オンライン授業実施支援者説明会(TA向け)」開催(4月15日、17日)
	23日	学生への緊急支援パッケージ(総額4億円規模)の決定についてプレスリリース
5月	15日	「東北大学オンライン授業シンポジウム(FD)」の開催
6月	8日	BCPレベルにおける対面による授業実施の取扱い・対応ガイドライン(令和2年度1学期授業)
7月	13日	対面型入試説明会の中止、オンライン入試説明会の開催(7月13日～8月7日)
	21日	BCPレベル1における授業実施の取扱い・対応ガイドライン(令和2年度第2学期授業)
	29日	対面型オープンキャンパスの代替として「オンラインオープンキャンパス」開催(7月29日～令和3年3月31日)、9月21日、22日ライブイベント開催
	29日	対面型進学説明会・相談会の代替として「オンライン進学説明会・相談会(高校生対象)」開催:7月29日～令和3年3月31日
10月		「[国際的な人の往来の再開]にかかる本学の対応について」通知 事前PCR検査や入国後の待機など外国人留学生・研究者の新規受け入れに係る手続きやフロー

令和3年(2021年)

1月	8日	BCPレベル1・2における授業実施の取扱い・対応ガイドライン
3月	22日	入学試験:一般選抜(追試験)個別学力試験の実施
	31日	BCPレベル1～3における授業実施の取扱い・対応ガイドラインについて
6月	21日	対面オープンキャンパスの延期の中止 「オンラインオープンキャンパスサイト」の公開(6月21日～令和4年3月31日) 7月28日、29日、9月19日～9月30日までライブイベントの集中開催
	21日	オンライン進学説明会・相談会のサイト公開(高校生対象)6月21日～令和4年3月31日 「留学予定者ワクチン接種支援事業」東北大学ワクチン接種センターを会場とする形で本事業に協力
	29日	入試説明会:高校教員対象 入試説明会(仙台会場・6月29日)、オンライン入試説明会(6月14日～24日)

学生への緊急支援パッケージ

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生は自宅待機でオンライン授業、課外活動の禁止、アルバイトも自粛という厳しい状況に置かれた。さまざまな活動の自粛や制限のもとでも、学生1人ひとりが学業に専念でき、持つ力を十分に発揮し、前向きに学生生活を送ることができるよう、東北大学はあらゆる策をパッケージ化して多面的にサポートしていくこととし、「学生への緊急支援パッケージ（総額4億円規模）を決定し、令和2年（2020年）4月23日プレスリリースした。

主な支援概要

- **オンライン学習のためのネット環境支援**
パソコン及びWi-Fiルーターの貸出
- **学生参画型ピアサポーターの新設**
すべての学生にアドバイザー教員（約2,000人）を設置
学生ピアサポーター制度（約2,500人）を新設し、多様な学部学生に対するオンラインによるきめ細かなアドバイス体制
- **専門家によるオンライン相談対応**
学内の専門家が、学業、進路、人間関係、心の問題など様々な悩みに関する個別相談や、何らかの障害があることを理由に、就学・生活上のつまずきや問題を抱える学生に対するきめ細かな支援の提供
- **勤労の場の提供等による経済支援**
アルバイトの自粛により、収入が減少し生活への影響が懸念される学生に対し、3密を避けながら大学業務に協力してもらうことで、学生の収入を支援
学生ピアサポーター：2,500人規模
オンライン授業推進のエキスパートティーチングアシスタント：100人雇用
- **本学独自の緊急給付型奨学金**
生活困窮学生に対する個別相談窓口を開設、事情に応じて「緊急給付型奨学金」を支給

入学式・オリエンテーションの中止・延期

入学式においては、学生やその保護者等にとって人生の節目となるかけがえのない行事であるという点を考慮し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえつつ、毎年度その開催方法を慎重かつ柔軟に検討し、対応した。

新型コロナウイルス感染拡大直後の令和2年度（2020年度）入学式は、当初例年通り4月の開催に向けて準備を進めていたが、学生および保護者等の健康・安全の確保を最優先し、やむなく式典の中止を決断した。

翌令和3年度（2021年度）においては、本学における「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に従いつつ、適切な感染対策等を講じた上で4月の開催を予定していたが、感染者数の急増に伴い宮城県および仙台市において緊急事態宣言が発出されたことを受け、3月下旬時点で急遽式典の延期を発表した。その後、感染状況の比較的落ち着いた令和3年（2021年度）8月、会場内のアルコール消毒や座席間隔の確保等の必要な感染対策を講じた上で、延期していた式典を実施した。この際、保護者等の参加は見送る一方で、昨年度式典への出席が叶わなかった令和2年度（2020年度）学部入学者についても参加対象者に含めることとし、第一部を学部1年生、第二部を学部2年生および大学院1年生とする二部制の開催方法をとった。

続く令和4年度（2022年度）入学式においては、感染拡大防止の観点から依然として保護者等の入場については見送る判断を行ったものの、3年ぶりに学部と大学院の新入生が一堂に会する形での開催を実現した。

翌令和5年度（2023年度）入学式では、令和5年（2023年）2月に文部科学省より発出された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等にかかる周知を受け、改めて式典開催方法等の見直しを行った。会場の収容定員の都合上、保護者等の列席については新入生1名につき1名までの制限を設け、第一部を学部新入生、第二部を大学院新入生とする二部制を採用する形となったが、学生と保護者等の同会場での参加が可能となり、感染拡大以前により近い状況での開催に至った。

■入学式の状況

年度	開催状況
令和2年度 (2020年度)	式典を中止
令和3年度 (2021年度)	緊急事態宣言により4月開催予定だった式典を急遽延期し、8月に開催 令和2年度学部入学者も参加対象者とし、第一部を学部1年生、第二部を学部 2年生および大学院1年生とする二部制で実施（保護者等の参加は見送る）
令和4年度 (2022年度)	学部と大学院の新入生が一堂に会する形での開催（保護者等の参加は見送る）
令和5年度 (2023年度)	第一部を学部新入生、第二部を大学院新入生とする二部制で開催 （保護者等の列席については新入生1名につき1名までの制限）

New Normal に対応した新しい授業形態へ向けた取り組み

政府による感染拡大防止対策の基本方針が決定された令和2年(2020年)2月、本学においては、新年度における授業実施体制の検討、及びオンライン授業実施への準備を早期より開始。同年3月26日には、オンライン授業の円滑な実施・移行へ向けた学内体制を整備すべく、新型コロナウイルス感染症対策遠隔授業タスクフォース(以下TF)及びリモート授業検討ワーキンググループ(以下WG)を立ち上げ、検討を開始した。TF及びWGでは、データ駆動科学・AI教育研究センターとともに中心となって講習会及び説明会を開催するなど、オンライン授業の開始に向け、関係者の理解を深めた。

4月13日には、総長メッセージとして、新型コロナウイルス感染症の拡大を最小限に抑え、本学の安全・安心な教育研究の環境を確保するため、1学期期間中(4~9月)はオンライン授業を実施する旨を発表した。オンライン授業は、授業試行・習熟期間を経て、5月7日から本格的開始となった。

オンライン授業・学習のための支援

- ネット環境支援として、空き教室の利用開放やパソコン及びWi-Fiルーターを貸与
- オンライン授業を行う教員の支援・補助体制の強化及び学生の経済支援に資するためICTに精通した学生をティーチングアシスタント(エキスパートTA)100名規模で雇用
- 本学ウェブサイト上に「東北大学オンライン授業ガイド」を開設。オンライン授業のまとめサイトとして、教職員と学生に有益な情報を迅速に提供する役割を担った。

■令和2年度(2020年度) オンライン授業実施までの経緯

2月	新年度の授業実施体制の検討及びオンライン授業の実施に向けた準備の開始
3月 26日	「新型コロナウイルス感染症対策遠隔授業タスクフォース」及び「リモート授業検討ワーキンググループ」立ち上げ
4月 2日	教育系情報システムの利用者講習会
13日	総長メッセージ「1学期期間(4~9月)はオンライン授業を実施する」
14日	4月20日~5月6日の期間を全学教育科目のオンライン授業試行・習熟期間と位置付けること及び、5月7日から本格的なオンライン授業の実施について周知
15日	オンライン授業実施支援者説明会の開催(各部局の技術支援者・TA向け)
17日	
20日	全学教育科目のオンライン授業試行・習熟期間(4月20日~5月6日)
5月 7日	オンライン授業の本格的開始
15日	「東北大学オンライン授業シンポジウム(FD)」の開催 オンライン授業に関する基礎知識・活用事例の紹介などオンライン授業の推進を後押し

情報発信；東北大学授業グッドプラクティス

令和2年（2020年）5月7日、オンライン授業が本格的に開始したことを受け、本学のオンライン授業への取組みを掲載する「東北大学オンライン授業グッドプラクティス」ウェブサイトを開業した。

コロナ危機に対応するオンライン授業の更なる展開や物理的距離を超えて、社会・世界に開かれた教育を柔軟に提供するため、本学で開講されたオンライン授業のグッドプラクティス事例の紹介を行った。

本学で2020年度春学期または春から夏に開講されたオンライン授業のグッドプラクティス事例について、座学 リアルタイム・座学 オンデマンド、実験・実習・グループワーク リアルタイム・オンデマンド併用など、実施形態別に掲載している。

オンライン授業グッドプラクティスウェブサイト



東北大学におけるオンライン授業実践の紹介

東北大学で2020年度春学期または春～夏に開講されたオンライン授業のグッドプラクティス事例を紹介します。

「詳細」をクリックするとそれぞれの実践の詳細を閲覧できます。

また、サイト内検索機能を使って、キーワードを組み合わせて検索が可能です。

情報をご提供いただいた皆様、ありがとうございました。

オンライン授業 実施形態別事例一覧集

座学 リアルタイム	▼
座学 オンデマンド	▼
座学 リアルタイム・オンデマンド併用	▼
座学 資料掲載	▼
実験・実習・グループワーク リアルタイム	▼
実験・実習・グループワーク オンデマンド	▼
実験・実習・グループワーク リアルタイム・オンデマンド併用	▼
その他 リアルタイム	▼
その他 資料掲載	▼

オープンキャンパスの中止・オンライン開催

本学のオープンキャンパスは、定評のある中心的入試広報活動の一環であり、全国から数多くの受験生が集まり、本学の研究・教育活動を知る絶好の機会となっているが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえつつ、毎年度その開催方法等を慎重かつ柔軟に検討し、対応した。

令和2年度（2020年度）については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ令和2年（2020年）6月に中止を決定し、その代替策として、オンラインオープンキャンパスを開催した。オンラインオープンキャンパスサイトを7月29日（木）～令和3年（2021年）3月31日（水）の期間公開し、また、9月21日（月・祝日）、9月22日（火・祝日）の両日にはライブイベントを開催した。

令和3年度（2021年度）については、当初対面とオンラインのハイブリッド方式での開催を予定していたが、感染症拡大により7月開催を9月開催に延期。その後、感染症拡大防止の観点からやむなく中止を決定し、令和2年度（2020年度）同様にオンラインオープンキャンパスのみの開催とした。オンラインオープンキャンパスサイトを6月21日（月）～令和4年（2022年）3月31日（木）の期間公開し、また、7月28日（水）29日（木）及び9月19日（日）～9月30日（木）まで、ライブイベントを集中開催した。

■オープンキャンパスの状況

年度	開催方法	訪問・参加者数
令和2年度 (2020年度)	オンラインオープンキャンパス 7月29日～令和3年3月31日まで 9月21日、22日の両日にライブイベント	総訪問者数 76,278人 総PV数 271,613回
令和3年度 (2021年度)	オンラインオープンキャンパス 6月21日～令和4年3月31日まで 7月28日、29日及び9月19日～30日まで、 ライブイベントの集中開催	総訪問者数 158,256人 総PV数 498,858回
令和4年度 (2022年度)	対面オープンキャンパス；10学部完全予約制 6月21日～令和5年3月31日まで、オンラ インオープンキャンパスサイト公開	参加者数 5,680人 (対面オープンキャンパス)

課外活動における感染対策

新型コロナウイルス感染拡大により、学生の課外活動は様々な制限を余儀なくされた。学生団体に対しては、感染状況に応じて、本学行動指針(BCP)、政府の方針、社会情勢、緊急事態宣言に基づく学生団体内の感染拡大防止、課外活動停止及び再開予告等、随時、情報提供や情報共有、注意喚起を行ってきた。

令和2年(2020年)7月、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に係る東北大学課外活動ガイドライン」を制定。課外施設毎にStep1~4に活動内容を区分して示すなど、学生団体内における感染拡大防止を図った。本ガイドラインは、社会状況等の変化により廃止し、令和4年(2022年)6月、内容を一新した「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に係る東北大学課外活動ガイドライン」を新たに制定した。

(参考) 限定的・段階的課外活動の再開ステップ

Step1	屋外施設での個人練習・活動のみ可
Step2	屋外施設での個人練習または少人数のグループによるバス練習等のみ可／ 屋内施設での個人練習・活動のみ可
Step3	(屋外施設はStep2と同様)／屋内施設での個人練習またはグループ練習・活動のみ可
Step4	屋外・屋内施設共に登録団体単位での活動も可

※グループ・登録団体に限らない集団を指す

団体活動再開時の活動計画書による対策の徹底

上記ガイドライン制定後、活動停止期間後の活動再開等については、団体活動再開時の活動計画書(通常活動用・大会参加用)を大学へ申請し、保健管理センター医師の了承を得て再開する許可制とした。

通常活動では、学生が活動内容に応じ、それぞれ感染防止対策を記載、申請し許可を得てから活動を再開した。また、学生団体が実施(参加)する各種競技大会、練習試合、コンサート等のイベントについては、開催前に学生団体が感染防止対策を記載した活動計画書を申請し、上記医師の了承のもと、各種競技大会の開催等を許可した。

感染者が発生した場合の対応

学生団体内において、課外活動により感染者が発生した場合、学生代表者は、速やかに大学へ感染者の報告をすることとした。大学では、感染者へ連絡のうえ、過去数日の行動履歴を調査した後、保健管理センターの指示に基づき、学生団体内の濃厚接触者特定、部員の所属学部・研究科へ感染者報告、活動停止(自粛)の依頼を行い、感染拡大防止を図った。

学生寄宿舍でのクラスター対策

本学では、仙台市内2地区（三条、荒巻）4カ所にユニバーシティ・ハウス（UH）、仙台市内3地区（上杉、三条、八木山）6カ所に学寮、国際交流会館の学生寄宿舍を設置している。UHは、最大8人を1ユニットとする構成で、キッチン、トイレ、シャワーを共同使用している。

学生寄宿舍は共同生活であり、感染者が発生した場合に感染拡大が懸念される。そのため、日頃からひとり一人が基本的な感染対策や健康管理に留意できるよう、入居生活ガイドラインやポスターにより意識向上を図ったほか、感染者が発生した時の対応について、関係者と検討し、体制を整備していたことで、より迅速な対応が可能となった。

さらに、退避部屋の確保や密を減らすための入居者数の制限、検査キットの活用などにより、学生寄宿舍内でのクラスター発生を防止することができた。

部屋の確保

ユニット内で感染者や濃厚接触者が発生した場合に感染拡大を防ぐため、各UHに空室のユニット「退避部屋」を設置。最大で16ユニット128室を用意し、感染者や濃厚接触者を退避させた。構造上、退避用の部屋を設けることが出来ない学寮では、感染者が発生した場合には近くのUHの退避部屋まで移動し療養させ、時には生活支援係にて学寮へ行き感染者等の移動の支援を行うこともあった。

退避部屋の運用は、令和2年（2020年）3月から令和5年（2023年）2月まで実施し、延べ322人の退避措置を行った。

■退避措置の状況（令和2年（2020年）3月～令和5年（2023年）2月）

年度	人数
令和2年度（2020年度）	63名
令和3年度（2021年度）	51名
令和4年度（2022年度）	208名
合計	延べ322人

入居者数制限

令和3年度（2021年度）4月期より、入居者が密になりクラスター発生を避けるための対策として、各学生寄宿舍の入居定員を最大70%まで制限。一方で、入居者数制限により、令和3年（2021年）4月の入居希望者の多くを入居不許可とせざるを得ない状況となった。

検査の活用

学生寄宿舍で感染疑いのある者が発生した際に、速やかに感染リスクを確認するため、令和4年（2022年）1月から、各学生寄宿舍の管理室に新型コロナウイルス用の抗原検査キットを常備。感染疑いのある入居者から申告があった場合は抗原検査キットを配布し、早期発見や退避措置、迅速な医療機関受診へつなげることができた。このことにより、学生寄宿舍における感染拡大防止を図ることができた。

感染対策意識向上のための取組み

入居者の安全と学生寄宿舍での感染拡大防止を目的として、保健管理センター長及び感染症専門家の指導の下、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン」及びポスターを作成（図）。UHや国際交流会館には留学生が入居しているため、日・英の2言語にて作成。

共同生活では、ひとり一人の対応が必要であり、本ガイドライン及びポスターは感染対策の意識向上に寄与した。

UH青葉山新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン

入居者全員の安全と新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）の感染拡大防止に向けて、感染症の脅威が去るまでの間、入居者自身及びユニットメンバー全員で協力して、下記の入居生活に関するガイドラインの遵守をお願いします。
入居者全員の責任のある行動、他のユニットメンバーへの思いやり等もUHで共に学びましょう。

記

日常生活での感染防止対策で大切なこと

健康管理 こまめに手洗い マスクの着用
こまめに換気 「3密」を避ける（密集・密接・密閉）

- ユニット内及び居室内については、ロスナイの利用や窓、廊下の通気口を開放する等のこまめな換気を行ってください。 ※換気をする場合は貴重品の管理等の防犯対策もお願します。
- オープンリビングやインタラクティブスペース等の共通スペースでは、マスクを着用してください。
- 備付けのハンドソープや消毒用アルコールによるこまめな手洗い・手指消毒を心がけましょう。
※手荒れがひどい場合はハンドソープで構いません。
(手洗いのタイミング)
(1) 外出先から戻ってきた場合
(2) 複数の人が触れるところに触れた場合
各棟出入口のドアノブ、錠前つまみ、エレベーターボタン、
ユニット玄関レバーやカードキーボタン、ユニットメンバー共通の家具や家電製品等
(3) シャワーやトイレ利用後
(4) 調理や食事の前後
- 手洗いのタオル、布巾をシェアせず個人専用のタオル等を利用してください。
※オープンリビングキッチンのハンドタオル等は、管理事務局で回収します。
- オープンリビングテーブルの利用については、以下のとおりとしてください。
(1) 対面により食事をしない。調理後はなるべく居室で食事をする。
(2) 時間を調整し、2人以上がテーブルを利用しないことが望ましいが、通学支度等でやむを得ず、複数人が食事をする場合は、距離を確保し、対面にならない工夫をする。(椅子の一つ飛ばしや互い違いに座る等)
(3) テーブル利用後は備付けの塩素系洗剤スプレーを吹き付け、テーブルを拭く。
(4) ユニット内の会合やパーティーは自粛する。

今だからこそ感染対策A・B・C

A あたり前なこと **B** バカにせず **C** ちゃんとやる

できていますか？

こまめに手洗い

20秒手洗いをしないで、手で目・口・鼻を触らないようにしましょう

外から戻った時 共有のものへの接触
やトイレの種
ドアノブ、エレベーターの
ボタンなど

食事を作る前後、食事の前後

マスクの着用
(咳エチケット)

屋内時、外出時、会話時

咳やくしゃみ
ティッシュやハンカチで
口・鼻を覆いましょう

なければ
袖で口・鼻を覆いましょう

3つの密を避ける

密閉空間
こまめな換気を心がけましょう

密集場所
パーティ・懇親会は避けましょう

密接場面
距離をとりましょう
食事や会合をする時も真正面を避けましょう

体調管理

このような症状に気をつけましょう

- 発熱
- 喉の痛み
- 嗅覚・嗅覚がおかしい
- 味がだるい(倦怠感)

体調が悪い時
接触を避けて、即座で休みましょう
(連絡先)
TEL:022-795-3943, 3944, 3774
メールアドレス: starc@up.jp.tohoku.ac.jp
home@up.jp.tohoku.ac.jp

感染対策A・B・Cポスター

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
入居生活ガイドライン（初版2020年6月26日）
日・英の2言語で作成

学生のメンタルヘルスへの支援；学生ピアサポーター制度

緊急学生支援パッケージのひとつとして、在学生により新入生等を支援する学生ピアサポーター制度を創設。令和2年度（2020年度）から新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、また、政府の緊急事態宣言を受けて、キャンパスへの立ち入りを制限するとともに、学生にアルバイトの制限などを含め、種々の活動制限を強く要請したが、このような厳しい制約下においても、安心して学生生活を送れることを目的とし、令和4年度（2022年度）まで実施した。

ピアサポーターに登録した学生には奨励費を支給し、新入生への学生生活のサポートと併せて在学生に対する経済支援を行い、非常に有意義な事業活動となった。当該サポーター制度は、令和5年（2023年）5月8日から5類感染症に移行することなどにより終了したが、3年間で以下の成果となった。

■ピアサポーター登録等の状況

	採用	ピアサポーター登録	新入生等
令和2年度 (2020年度)	全学で2,500名	在学生7,406名(延べ)が 登録	新入生等8,041名(延べ) に対して支援
令和3年度 (2021年度)	全学で2,700名		
令和4年度 (2022年度)			

学内の専門家によるオンライン相談

学業、進路、人間関係、心の健康など学生生活上の様々な悩みに関する個別相談や、何らかの障害があることを理由に、就学・生活上のつまずきや問題を抱える学生に対する相談に関しては、学生・相談支援センターが応えている。学生・相談支援センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまで行ってきた対面による相談を休止することとなったが、オンラインによる相談を開始することにより、きめ細やかな支援へと繋ぐことができた。

就職・キャリア支援

令和2年（2020年）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、就職やキャリア活動のためのイベントや面接、説明会など、様々な活動が制限された。

このような中、キャリア支援センターでは、キャリア就職フェア電子版の作成や個別相談オンライン化、Web 対応への支援、電子書籍の導入など、様々な制限の中においても、就職活動中の学生が不安を低減し、関係者などに対しても例年に近い支援を提供できる体制を整えた。

■就職・キャリア支援策

➤ キャリア就職フェア電子版の作成

感染拡大防止の観点から「2019年度東北大学キャリア就職フェア」（学内合同企業説明会）（令和2年（2020年）3月1日～5日開催予定）の開催を中止

そのため、企業等から学生への情報提供、企業等と学生の接点を確保することを狙いとして、同フェア及び「夏のインターンシップフェア」の電子版を構築し、学生に公開

➤ 学生向け案内

- ・「Web 面接・説明会の事前準備&注意点」の作成
急増している Web 面接や説明会への対応のため、ポイントを解説
- ・進路選択に必要な情報や就職活動全般をまとめた「キャリアガイド」電子版
希望者に URL 送付

➤ 個別相談のオンライン化（令和2年（2020年）4月13日から）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での個別相談を休止し、オンラインによる個別相談を開始。Web 予約システムによる予約を開始

➤ 電子書籍の利用開始（令和3年度（2021年度）から）

進路選択や就職活動などに関する書籍をいつでもオンラインにより閲覧することができる電子書籍を90タイトル導入

➤ キャリア支援センターBCPの策定、利用

キャリア支援センターの事業（オープンスペースの利用、個別相談、セミナー・ワークショップ、フェア企業訪問への対応及び学生の活動に対する指導の基本方針）について行動指針を策定、行動指針のレベルにより、キャリア支援センターの利用を制限

企業等の採用担当者に対して、学生に県境を越えた移動や「三つの密」のある場所への出席を求めることは、遠慮いただくことや、多様な通信手段を活用した選考機会の創出などの柔軟な対応について要請した。

学生への経済支援；各種奨学金等

新型コロナウイルス感染症の影響のため、学生はアルバイト等が制限され、収入の減少により学生生活の継続に支障をきたすなど、早急な経済支援が必要とされた。本学では、経済支援のほか、新型コロナウイルス感染症の状況下における授業継続のための支援やピアサポート事業など、あらゆる支援策をパッケージ化して多面的にサポートする「緊急学生支援パッケージ」を決定し、令和2年（2020年）4月23日に支援の実施を発表している。

当該パッケージの一貫として、東北大学独自の奨学金「緊急給付型奨学金」を創設。アルバイトを自粛あるいは辞めたことにより生活が困窮している学生に対して、個別相談窓口を開設したほか、3,606名に奨学金を支給、家計が急変し生活が困窮している685名に対しては授業料を全額免除している。

その他、文部科学省や日本学生支援機構による奨学金及び助成金、自治体による経済支援制度等について、本学ホームページなどにより情報提供を行った。

■経済支援の主な内容

支援の種類	対象等	利用者数	支給等の内容
東北大学独自 緊急給付型奨学金 (緊急支援パッケージ)	アルバイトを自粛、あるいは辞めたことにより生活が困窮	学生 3,606 名 (内訳) 学部生 2,220 名、 修士 1,231 名、博士 155 名	2~5 万円の奨学金 支給
		685 名 (家計が急変し生活が困窮)	授業料を全学免除
文部科学省 「学びの継続」のための 学生支援緊急給付金 (令和2年度)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に創設	学生 341 名 (非課税世帯) (内訳) 学部生 198 名、修士 114 名 博士 28 名、非正規生 1 名	20 万円支給
		2,592 名 (それ以外の学生)	10 万円支給
文部科学省 「学生等の学びを継続する ための緊急給付金」 (令和3年度)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に創設	学生 5,708 名 (内訳) 学部生 3,467 名、 修士 1,577 名、博士 603 名 非正規生 61 名	10 万円支給
日本学生支援機構 緊急特別無利子貸与型 奨学金	学生への緊急対応措置として通常有利子の貸与奨学金の利子分を国が負担することで実質無利子とする形で創設	学生 21 名が利用	その他の支援として「休学中の新規申請・継続支給」などの措置
日本学生支援機構 新型コロナウイルス感染症 対策助成金	経済的に困窮している学生に対する助成事業により120万円の交付があったため	240 名 (家計困窮度の高い学生対象)	電子マネー 5,000 円分付与
その他 自治体の経済支援制度 緊急小口特定貸付制度等	東北大学ニュースにより紹介		

「学生応援 100 円朝食」

新型コロナウイルス感染症による影響で、世帯収入やアルバイト収入が減るなど、経済的に困難にある学生を支援するとともに、日々の食習慣を整え心身ともに健康で充実した学生生活を送れるよう令和3年（2021年）5月から「100円朝食」を実施した。

東北大学生協同組合と連携し、通常提供価格380円（令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）当時）の朝食メニューを本学学生に100円で提供した。

財源は、独立行政法人日本学生支援機構の助成金のほか、本取組の趣旨に賛同を得られた企業からの寄附金、東北大学基金、学内予算を充てた。また、本学同窓会組織である群馬萩友会を通じた豚肉の提供や、在学生の保護者等からの新米の提供を現物支援としてメニューに活用した。「100円朝食」の実施にあたり、東北大学萩友会は、卒業生個人や同窓会から多くの反響を受け、食材費の支援、食材による寄附などを東北大学基金と連携して、多くのご支援を学生への食支援に繋ぐ役割を果たした。

■ 「100円朝食」実施状況

年度	実施期間	提供
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・5月10日(月)～5月21日(金) ・6月14日(月)～6月18日(金) ・7月12日(月)～7月22日(木) ・10月18日(月)～11月19日(金) 	合計 19,900 食
令和4年度 (2022年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・5月9日(月)～5月20日(金) ・10月17日(月)～11月11日(金) 長期休暇明けに早起きのリズムを取り戻し、規則正しい生活を取り戻すため、春のゴールデンウィーク明けと秋の後期授業の登校開始時期に実施	合計 16,705 食

同窓生ネットワークを通じたこれらのサポートは、学生自身からも多くの感謝の声が寄せられ、校友間の協働の一層の緊密化、それによるユニバーシティ・アイデンティティの醸成に寄与する取組となった。



学内における感染対策

新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組として、ニューノーマルに対応した新しい授業形態へ向け、オンラインを活用した授業実施を推進してきたほか、対面授業の実施では、教室や食堂での座席の間隔を確保した座席配置、教室や体育館、課外活動共用施設などのキャンパス内の各施設に手指消毒液を設置し、感染拡大防止に努めた。

情報デジタル推進課で開発したスマートフォンとQRコードを活用した入退室管理ツールを導入し、教室利用者等の入退室管理を行い、教室利用者等の記録や感染者が発生した際の濃厚接触者の調査に活用した。体調管理に関する対応では、非接触で確認できる体温計測機を設置し、自宅での検温のほか、施設への入室時も確認できるようにすることにより、基本的な感染対策の徹底を図った。

座席間隔の確保

間隔を確保した座席配置をしています。

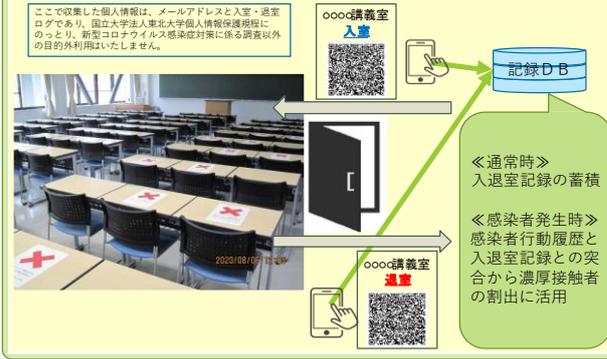
<p>教室（講義室）</p> 	<p>教室（ICL 演習室）</p> 
<p>自習室（川内講義棟）</p> 	<p>厚生会館（食堂）</p> 

教室利用者の記録

厚生労働省「新型コロナウイルス感染確認アプリ（通称：COCO A）」の活用を推奨するほか、**キャンパス内の行動履歴を入退室管理ツールにより記録しています。**

＜スマートフォンとQRコードを活用した入退室管理ツール＞

ここで収集した個人情報（メールアドレスと入室・退室ログ）は、国立大学法人東北大学個人情報保護規程の通り、新型コロナウイルス感染症対策に係る調査以外の目的で利用いたしません。



＜通常時＞
入退室記録の蓄積

＜感染者発生時＞
感染者行動履歴と入退室記録との突合から濃厚接触者の割出に活用

消毒液の配置

キャンパス内の各施設に消毒液を配置しています。

<p>教室（講義室）</p> 	<p>教室（ICL 演習室）</p> 	<p>体育館</p> 
<p>トイレ（講義棟）</p> 	<p>厚生会館（食堂）</p> 	<p>課外活動共用施設（川内ホール）</p> 

検温体制

各自の自宅等における検温が基本となります。

＜TUBCP「体調が悪いと感じたら」より＞

- 発熱等の風邪症状がある時
 - ①外出を控えてください
 - ②キャンパス内へ立ち入らないでください 復帰の目安：症状が消失して72時間経過の後
 - ③健康観察を行ってください ※「体温・体調チェックシート」を利用してください。

自宅等で体温測定・体調チェック（朝晩2回）をしてください。

＜川内北キャンパス＞

- 講義棟B棟と教育・学生総合支援センターに画面確認できる体温測定器を設置（感染対策A B Cポスターを掲示し、注意喚起）

<p>講義棟B棟1F （談話室前）</p> 	<p>総合支援センター1F （フロア）</p> 
---	--

＜学生寄宿舍＞

- 入居開始者には体温計持ち込みを依頼
- 入居開始時に管理スタッフによる体温確認
- 学生寄宿舍毎の入居生活ガイドラインを作成・周知し、体温を含めた毎日の体調管理を入居者へ依頼
- 非接触型のハンディタイプの体温計を各管理室に配備し、体調不良者や来館者の体温を測定
- 感染対策A B Cポスターを寄宿舍内に掲示し、入居者へ注意喚起



- 体育館・川内ホールには非接触型のハンディタイプ測定器を配置

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応 取り組み状況

「ニューノーマルに対応した新しい授業形態について」（東北大学ホームページ掲載）

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/studentinfo/education/07/education0701/>

ポスター・チラシ

夏季休暇や冬季休暇などの前や、感染拡大時には、感染リスクが高まる場面について、ポスターを作成する等、学生が注意すべき感染対策をわかりやすく示した。

新型コロナウイルス
年末・年始の感染対策

感染から身を守り、他人に感染させない！

帰省・旅行等	クリスマス・初詣等	忘年会・新年会等
<p>1. 帰省や旅行は「密」回避のため時期・時間帯をずらす</p> <p>2. 症状を感じたら、10日間経過し、症状がなくなると3日経過するまで帰省・旅行を延期</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 帰省する時は14日前から感染対策を徹底 ➢ 高齢者や持病のある重症化リスクの高い人と会う時は体調管理をより厳重に ➢ 帰省中に発症したなるべく個室で過ごし、帰省先での感染拡大を防止 <p>3. 移動する際の車、バス、電車の車中でも注意が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 密を避けてマスクを常時着用 ➢ 飲食もできる限り避ける 	<p>1. 多数の人が集まる季節の行事では、特に基本的な感染防止対策を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ソーシャルディスタンスは1メートル以上 ➢ 会談をするときはマスクを15分以内に ➢ まめに手洗い、消毒を徹底 <p>2. 誰とどこで会ったかメモをつけ、接触確認アプリも活用</p>	<p>1. 飲食を伴う懇親会、大人数（5人以上）や長時間の飲食を控える</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ なるべく前後一列に並び、人と人の距離は斜めめがかりに ➢ 食事は静かに ➢ マスクをつけて会話する <p>2. 換気が十分にできているか確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ カラオケ・ライブハウスなど飛沫・エアロゾル感染が起きやすい狭い空間での活動は控える

体調不良なら参加しない



～どんな場面でも基本的な感染対策を忘れずに～ 思いやりと支え合いの気持ちを持って

- 水と石けんによる手洗の徹底、手指の消毒
- 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける
- 3つの密閉
- 適切な換気と消毒
- 緊急連絡先の確認
- 対人距離（1メートル以上）の確保
- 体調不良時は、まずはかかりつけ医に相談

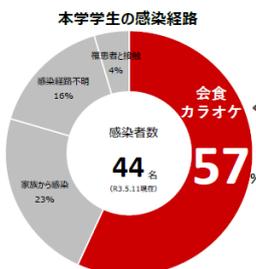
学生のみなさんへ

みなさんの**自覚と責任**のある行動が新型コロナウイルス感染症を最小限に抑えています。

これまでの調査で
会食とカラオケが主たる感染経路です。

引き続き
多人数・長時間の会食・カラオケ・イベントへの参加を**自粛**しましょう。

本学学生の感染経路



57%

44名
(R3.5.11集計)

➢ 雑音等と接触は、大人数での会食や飲酒を行う場合、大声に話すと感染リスクが高まります。

➢ カラオケは密閉空間で行われるため感染リスクが高まります。

➢ 特定の日頃の行動様態に会食・カラオケの頻回があった学生は、全て会食・カラオケに分類しています。

東北大学

食堂におけるパーティションの設置

福利厚生施設の食堂において、一斉に飛沫感染防止用のパーティションをテーブル上に設置した。飲食時の食堂利用者の密集を避けるために使用出来る座席数を約50%に制限した。その後対面授業が本格的に再開されることに伴い、座席数が不足することから、令和3年（2021年）10月に70%へと緩和し、令和5年（2023年）4月から座席数の制限を解除した。



飛沫感染防止用のパーティション

【参考資料】

- 1) 「福利厚生施設食堂における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等について（通知）」（令和2年（2020年）10月13日付け、教育・学生支援部長）
- 2) 「福利厚生施設食堂における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等について（通知）」（令和3年（2021年）10月15日付け、教育・学生支援部長）
- 3) 「東北大学行動指針（BCP）レベル0移行に伴う厚生施設内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」（令和5年（2023年）3月30日付け、教育・学生支援部長）

学生支援だより

感染対策のポイントやストレスへの対処方法、感染リスクが高まる行動、大学生協での感染対策の取組みなど、学生支援だよりにて注意喚起を実施

GAUSEISHEN DAILY

学生支援だより

2020.7.28 No. 17

TOHOKU UNIVERSITY

CONTENTS

P1 ●今一度、感染対策を振り返る ～新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミック～	P2 ●新型コロナウイルスによるストレスとその対処方法	P3 ●感染対策に気を付けて ●対応の要がわかって	P4 ●インターネット(SNSを含む)利用の注意点
--	--------------------------------	---------------------------------	------------------------------

**【今一度、感染対策を振り返る
～新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミック～】**

飛沫感染および接触感染をふせぐためには、いつも2つの視点で考えましょう。

①自分が感染しない ②他人に感染させない
「これだけやれば大丈夫」という基準はありません。一人一人が感染リスクを最小限に抑える行動をとります。

新しい生活様式～感染防止の3つの基本～

- 身体的距離の確保
 - ・人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
 - ・密に接する場では、可能な限り向きを避ける。
- マスクの着用
 - ・外出時、屋内においても会話をするとできる状況がなくてもマスクを着用。
- 手洗い
 - ・帰宅したとき、手洗いを徹底し、できるだけすぐに洗濯する。
 - ・シャワーを浴びる。
 - ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手洗い時間の目安も参照)。

大学生活での感染対策

- 登校
 - ・登校時、体調を崩さない。体調不良の場合は登校自粛。
 - ・マスクを着用し、人との接触や不特定多数が混雑する場への混雑をできるだけ避ける。
 - ・公共交通機関の利用時、会話は控えめに、混雑している時間帯を避ける。
- 講義
 - ・講義室などの密閉空間においては、通風機で多くの人と会話を避けるなどの対策下であれば、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。13時の講義(授業参加)の授業、文庫の閲覧、手洗い、消毒液の使用(手洗いや消毒)の取組。
- 授業
 - ・登校時を避ける。
 - ・できるだけ個別に授業をとって教員、対面ではなく電話での授業。
 - ・飲みかけのカップ、ドリンク、食品の取扱いは不衛生なため注意。
- アルバイト
 - ・大学のガイドラインに従って行動してください。

(引用 首相官邸HPより)

学生支援だより

新型コロナウイルスによるストレスとその対処方法

6月中旬、新型コロナウイルス感染拡大防止のために出された緊急事態宣言は解除され、都道府県をまたいだ移動の自粛が解除されました。しかしながら、以前のような生活に戻ったわけではなく、今尚、多くの方が、再び感染拡大するのではないか、それに伴い再び自粛生活に引き戻されるのではないかと不安を抱えていたり、求められる「新しい生活様式」の実践にも戸惑われたりしているのではないのでしょうか。

今回は、このように、ストレスを感じやすい状況にある皆さんに、「ストレスの対処方法」についてお話しします。

●新型コロナウイルスによるストレスとは？

学生相談所では、学生から以下のような声を聞くことがあります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、授業がオンラインになってしまい、新しい大学生活を体験できない状況となっている。友達と遊んだり、サークル・部活に参加することもできず、家にいても何もすることが見つからない。

新型コロナウイルスの影響によって、友人とテレビ電話やオンラインゲーム等をして夜更かしすることが多くなり、生活リズムの乱れから、朝起きるのが遅く、授業や授業の課題なども遅く、そのような状況に次第にやる気を失った。

●どうしたらいいの？

1 生活リズムのマネジメント

新型コロナウイルスの影響により、生活リズムが乱れ、生活にメリハリがない皆さんは、生活リズムを立て直すことが大事です。朝起きる時間を一定に、午前中から何らかの予定を入れたり、物事に集中して取り組むことと休息(からのメンテナンス)をフックと、メリハリのある生活を送るようにしましょう。

2 今置かれている状況で出来ることを考える(考え方・捉え方を変える)

本来であれば、こんなことが出来たのに…(例えば、対面の授業、サークル・部活、ライブ、旅行etc.)と、出来ない状況を憂ってしまうのではなく、今置かれた状況で楽しめることを見つけることが大事です。例えば、以前から読みたかった本を少し読むのもよし、オンラインで面白い事を始めるのもよしでしょう。

3 ソーシャルサポートを活用する

新型コロナウイルスの影響によって会えない日々が続くと、孤独感から様々な不満が表れやすくなります。対面で会うのが難しい場合は、電話やビデオ通話などで、家族や友人などと連絡を取り合みましょう。

以上のことに留意しながら、新学期を迎える準備を進めて欲しいと思います。

学生支援だより (令和2年(2020年)7月28日)

GAUSEISHEN DAILY

学生支援だより

2021.7.29 No. 20

TOHOKU UNIVERSITY

CONTENTS

P1 ●新型コロナウイルス感染防止対策(食食・カラオケ等の自粛)	P2 ●大学生協の利用について	P3 ●国民年金保険料滞り特例制度の案内について	P4 ●交通手段と生活事務に関する注意喚起(インターネット利用の注意点)
-------------------------------------	--------------------	-----------------------------	---

新型コロナウイルス感染防止対策(食食・カラオケ等の自粛)

これまでの調査で、本学学生の新型コロナウイルス感染症の感染経路の半数が食食やカラオケであることがわかってきました。大人数での食食や飲酒を行う食事は大声になりやすく、またカラオケは密閉空間で行われるため感染リスクが高まります。みなさんの自覚と責任のある行動が新型コロナウイルス感染症を最小限に抑えることに繋がりますので、引き続き多く数・後援者の食食・カラオケイベントへの参加を自粛しましょう。

本学学生の感染経路

習熟者と接触	4%
感染経路不明	16%
家族から感染	23%
食食	44名 (P3.5.11以降)
カラオケ	57%

※特例制度の案内期間中に食食・カラオケの感染経路があった学生は、全て食食・カラオケに分類しています。

●食食を避ける

- ・できるだけ個別に授業をとって教員、対面ではなく電話での授業。
- ・飲みかけのカップ、ドリンク、食品の取扱いは不衛生なため注意。

●アルバイト

- ・大学のガイドラインに従って行動してください。

学生支援だより

大学生協の利用について

各キャンパスの購買店と食堂の感染防止対策について

各キャンパスの購買店や食堂を運営する東北大学生協関係組合では、大学と新型コロナウイルス感染症防止対策の協議を行いながら、利用者の安心と安全を第一に営業を行っています。購買店や食堂では、以下の対策を実施していますので、学生の皆さんも自身もマスク着用等の感染防止対策をお願いします。

購買店では、出入口への消毒用アルコール設置・レジの飛沫防止対策シート、セルフレジを推奨し、非対面でのキャッシュレス決済ができるようにしています。その他、自分で選ばれる学生の皆さん向けに栄養バランスを考えた内製弁当や自家製の冷凍弁当等のサービスを用意しました。

食堂では、授業の履修を空けて座ってもらい、対面席には飛沫防止用パネルを立て設置し、朝食を呼びかけています。さらに通気メニューのほか食堂ホール以外でも食事を楽しめるようテイクアウト弁当も用意しています。

各種サービスの提供方法や営業時間については、大学のBCPLペルやキャンパス内の状況に合わせて変更していますので、最新の情報は、東北大学生協ホームページ及び各キャンパスの店頭にてお知らせします。

ご不便をお掛けすることもありますが、引き続き、学生の皆さんのご理解とご協力をお願いするとともに、各キャンパスの購買店や食堂を安心して利用してください。



学生支援だより (令和3年(2021年)7月29日)

外国人留学生・研究者等への配慮／海外留学中の本学学生・研究者への対応

令和2年(2020年)1月、未知の感染症だった新型コロナウイルス感染症は、当初、情報が随時更新され、それにあわせ、本学の対応も変更を行い、新型コロナウイルス感染症対策本部会議での決定事項など学生及び教職員へ随時周知してきた。

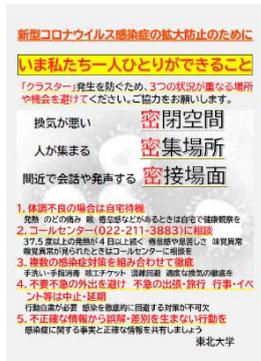
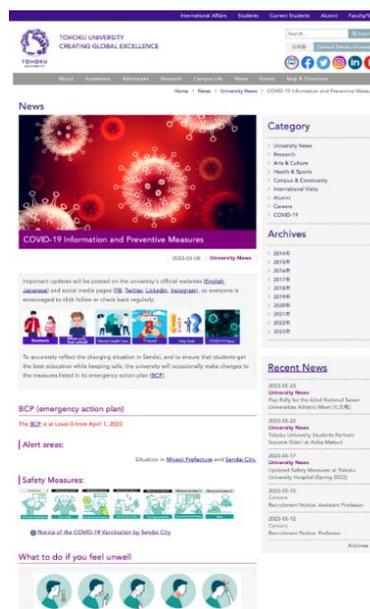
日本語での理解が不十分な外国人留学生・研究者への重要事項の伝達については、部局の支援を求めつつ行うこととし、対策本部において情報の必要な言語への翻訳・提供にできる限り努め、併せて、外務省など参考となる外部機関による情報の提供を行ってきた。

海外に留学中の本学学生及び研究者については、所属部局と本部関係部課が連携し、連絡及び情報伝達ができるよう部局に対して要請した。

海外渡航への対応については、外務省の感染症危機情報を踏まえ、感染拡大地域への渡航中止・不要不急の渡航自粛などについて、対策本部で決定し周知してきた。各部局等においては、構成員の海外出張や外国人留学生・研究者の帰国について、行先や期間を速やかに把握するとともに、対策本部から発出する通知等に基づき適切な対応について周知を依頼した。

留学生等にわかりやすく整理したグローバルサイト「COVID-19 Information and Preventive Measures」広報室の英語ネイティブのライターが留学生等にもわかりやすく情報をまとめて掲載。外国人留学生、外国人教職員等に向けて、随時情報発信を行った。

また、国際連携部の協力のもと、留学生などにもわかりやすい内容かつ多言語でポスター・チラシ等を作成。



日本語版



英語版



中国語版

水際対策への対応；外国人構成員の受入れ

令和元年（2019年）12月に中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生が報告された。令和2年（2020年）1月以降、世界各国で感染が拡大し、同年1月15日には日本で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されている。世界的な感染拡大を受け、令和2年（2020年）1月30日、世界保健機関（WHO）は新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する」と発表している。

本学では、中国をはじめとした世界各国の感染拡大を受け、令和2年（2020年）2月21日、「中国本土からの非正規学生について、健康観察を行うための住居（学生寄宿舎等）の確保が困難なこと等について4月の受入れを延期」するよう各部局に要請。

さらに、令和2年（2020年）3月11日、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、WHOはパンデミック（世界的な大流行）を表明。この状況を受け、本学では、国・地域を問わず4月に新規渡日するすべての外国人留学生（国費・私費・正規学生・非正規学生）について来日時期の後ろ倒しを決定し、令和2年（2020年）3月24日に通知した。その後、政府により、4月3日から全ての国・地域について発給済みのビザ効力の停止が決定されたことから、本学の方針決定は、政府による査証制限決定に先立つ判断となった。

令和2年（2020年）2月21日及び3月24日の本学の決定は、政府による査証制限決定前だったため、当初は各部局での混乱も見られた。一方で、留学生に対しての早期のメッセージを発信することができ、4月からのオンライン授業の準備期間を確保することにもつながった。

■対応経緯（令和元年（2019年）12月～令和2年（2020年）10月）

12月		中国湖北省武漢市において新型コロナウイルス感染症確認
1月		中国をはじめとした世界各国の感染拡大
	30日	WHOによる「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言
2月	21日	本学における中国本土からの非正規学生について、4月の受入れの延期要請 ・健康観察を行うための住居（学生寄宿舎等）の確保が困難なこと等の理由により4月の受入れを延期するよう各部局へ要請
3月	9日	政府による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化 ・3月9日から中国・韓国について発給済みビザの効力を停止
	11日	WHOによる「パンデミック」の表明
	24日	本学における新規来日の外国人留学生に関する来日時期の後ろ倒しについて通知 ・国・地域を問わず、4月に新規来日するすべての外国人留学生について、来日時期の後ろ倒しすることを通知
4月	3日	政府による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化 ・4月3日からすべての国・地域について発給済みのビザの効力を停止
10月	1日	政府による「国際的な人の往来の再開」の決定・公表

国際的な人の往来の再開への対応

令和2年（2020年）10月、政府は国際的な人の往来の再開を決定、同年10月1日から原則として全ての国・地域からの中長期在留者に限定して新規入国を認める発表を行った。この決定を受け、本学では、事前のPCR検査や入国後の待機など外国人留学生・研究者の新規受け入れに係る手続きやフローを整備した。一方で、このスキームは受け入れ団体に厳格な入国後防疫管理が求められ、管理手段の構築と運用に多大な負担を強いられることとなった。

本学では、令和2年（2020年）6月1日「オンライン事務化宣言」を発出し、コロナ禍に対応すべくDX化を強力に推進している。国際的な人の往来再開への対応においても、DXを活用した管理体制を構築するため、Googleフォームでの必要情報入力やスプレッドシートによる情報管理と関係間での共有、LINEアプリによる健康観察連絡等、デジタルツールを積極的に活用することによって、大学本部による一元化した管理体制を整え、部局の負担を最小限に抑えた。

令和4年（2022年）4月、国際サポートセンターを開設。それまで、水際対策への対応は、留学生は教育・学生支援部留学生課、研究者は総務企画部国際企画課において所掌し、管理システムは共有していたものの、それぞれに対応していた。当該センター開設以降は、センターが外国人構成員の水際対策及び大学生活を始めるにあたっての手続き等を一元的に行うことにより、シームレス化を実現し、業務負担の改善・効率化を図ることができた。

当該センターの開設は、コロナ禍で種々の制限や事務的負担が増す中で、外国人構成員の円滑な入国と大学生活開始に大きく貢献することとなった。

構成員の海外渡航及び再入国

世界各地での感染拡大により、令和2年（2020年）3月16日付けで、本学構成員の海外渡航中止を要請していた。しかし、業務上、やむを得ない場合の渡航については、新型コロナウイルス感染症対策本部で渡航の可否を判断し、徹底した感染対策を行うことを条件に許可を出した。

令和2年（2020年）10月に政府が公表した「国際的な人の往来再開」から1年が経過し、本学において、感染対策や防疫管理のノウハウが蓄積されたことから、令和3年（2021年）10月19日、海外渡航に係る手続きを緩和し、原則として、対策班会議での附議を不要とし、部局にて判断することとした。

国ごとの感染状況に応じて、政府からはこまめに海外安全情報（感染症情報）のレベルが変更されるが、本学の対応もそれに沿う形で随時渡航の可否等を判断し、感染対策の徹底を図りながら、大学の研究教育交流活動をできるだけ維持することに努めた。

水際対策に基づく対応；本学構成員の海外渡航

令和2年（2020年）1月23日、外務省による中国湖北省武漢市の感染症危険レベル2への引き上げを受け、本学では1月24日「当該地域への学生の留学等の海外派遣は延期または中止（すでに滞在している場合は、留学等を中断し帰国させる）」と、各部局へ通知。該当国・地域へ留学予定のプログラムは中止するとともに、既に留学（滞在）中の学生に対しては、留学を中断し早期に帰国するよう要請した。本通知を皮切りに、外務省による感染症危険情報の更新される都度、同様の学内通知を3月初旬まで繰り返した。

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で拡大し、令和2年（2020年）3月11日、世界保健機関（WHO）は新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的な大流行）を表明。本学では、この感染拡大の状況により感染リスクが一層高まるとともに、今後、移動の制約が拡充し、日本への帰国が困難となることが懸念されたため、3月16日「海外渡航の中止」を要請した。その後の3月25日、政府による全世界に対する感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）が発出された。

3月16日の本学の決定は、政府による感染症危険情報レベル2の発出前だったため、当初は滞在中の学生からの意見も相次ぎ対応に苦慮した。しかし、その後の政府による4月からの水際対策が、全世界に拡大・厳格化し、航空便の減便又は運行停止に伴い、日本人の帰国も困難だった状況を鑑みれば、政府の方針に先駆けて判断したことは帰国困難な学生を発生させることを回避することにつながった。

■対応経緯（令和元年（2019年）12月～令和2年（2020年）4月）

12月		中国湖北省武漢市において新型コロナウイルス感染症確認
1月	23日	外務省による感染症危険レベルの引き上げ ・中国湖北省武漢市の感染症危険レベル2(不要不急の渡航は止めてください)へ
	24日	本学による当該地域への学生の留学等の海外派遣の延期又は中止の要請 ・学内ガイドラインに基づき当該地域への学生の留学等の海外派遣は延期または中止（すでに滞在している場合は留学を中断し帰国させる）よう各部局に初めて通知。 以降、外務省の危険レベル更新により学内通知を繰り返す（3月初旬まで）
	30日	WHOによる「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言
3月	11日	WHOによる「パンデミック」の表明
	16日	本学による海外渡航の中止要請 ・国・地域を問わず、学生・教職員の不要不急の海外渡航の中止、既に滞在中の学生についても早期の一時帰国について各部局へ要請 ・これにより、渡航予定のプログラムの全面的中止と、既に派遣中の学生・プログラムについても中断し早期の帰国について部局及び学生に促した
	18日	政府による全世界に対する感染症危険情報の発出 ・感染症危険情報レベル1（十分注意してください）；「海外への渡航の是非又はその延期の必要性について改めて検討してください」
	25日	政府による全世界に対する感染症危険情報の発出 ・感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）；「世界各地で感染が拡大しており、渡航先の国・地域において行動制限を受けるなど、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航を止めてください」
4月	3日	政府による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化；査証の制限等

コロナ禍における国際教育支援プロジェクト Be Global

本学では、ニューノーマル時代を見据えた社会の変革を先導する取組を推進している。その一環として、令和2年（2020年）4月、コロナ禍により国際的移動が制限される中において、国際プログラムや海外留学に参加したい学生たちの期待に応え、ニューノーマルを見据えた新たな国際教育のモデルを構築すべく「Be Global プロジェクト」を立ち上げた。

コロナ禍では、国際的な学生交流事業の停滞、海外派遣停止、留学生の減少、国際共修非アクティブ化等、新型コロナウイルス感染症の影響による課題が浮き彫りとなった。本プロジェクトでは、この課題にいち早く挑戦し、ニューノーマル時代におけるグローバル人材を目指す学生への学習・生活を以下の4つのユニットによる取組みで支援。

オンライン海外留学（海外短期研修をオンラインで実施等）、オンラインで留学生と共に学ぶ、オンライン留学生教育、オンライン留学生支援の各ユニットにおける取組は、学生の留学意欲や日本での学びに対する意欲の高さを維持することに資するものとなった。

「Be Global プロジェクト」



Be Global プロジェクト

コロナ禍における新たな国際教育モデル構築への取組（2020年4月～）



- 国際的な学生交流事業の停滞（海外派遣停止、留学生の減少、国際共修非アクティブ化等）により**コロナ禍で浮き彫りになった課題にいち早く挑戦し**、グローバル人材を目指す学生への学修・生活を4つのユニットによる各取組で支援。
- ニューノーマルを見据えた本学の国際教育の**新たな国際教育モデルを構築**することで、サイバー空間とリアル空間の融合的活用を通してボーダーレスかつインクルーシブに世界を繋ぐことを目指す。

オンライン海外留学

◆オンライン短期派遣プログラム

- 2020年夏に米、アジアのプログラムを皮切りに、2020年度9プログラム/113名が参加。学生の満足度9割。
- 2021年度15プログラム/204名のほか、入学前海外研修も3プログラムへ拡充

◆Virtual Exchange Program

- 国際大学間コンソーシアム(APRU)と連携した「単位認定型プログラム」
- 2020年度13名が海外協定校の授業を履修（2021年度も1名が継続）



モンタナ大学との Virtual Exchange Program

オンラインで留学生と共に学ぶ

◆オンライン国際共修

- オンラインによる新しい形の「国際共修ゼミ」を2020年1学期からスタート
- 北米、豪州の大学に在籍する留学生も招きオンラインで本学学生と共に学ぶ
- 日本にいながら世界各国の留学生とともに学ぶ国際共修クラスを展開中



オンライン国際共修授業を実施中の未松和子教授（グローバルラーニングセンター）

◆ICL-Channelsの構築

- 2021年度より「大学の国際化促進フォーラム事業」によるプロジェクトとして選定

オンライン留学生教育

◆国際コースオンライン入学前教育

- 国際学士コース入学予定者への入学前教育をオンラインで実施（2020年度→29名、2021年度→21名）
- 入国困難な中、母国で基礎知識固めが可能、学生満足度9割以上がポジティブ

◆オンライン日本語ショートプログラム

- サマープログラム（TUJP）を2020年度→2回・35名、2021年度→5回・51名で開催
- シンガポール国立大など海外有力校の学生が参加予定



国際学士コース オンライン入学前教育

オンライン留学生支援

◆留学生オンラインヘルプデスク

- 学生同士によるピア・サポート型「ヘルプデスク」オンライン版を開始
- Covid-19対応、ワクチン接種、国民年金、などなんでも相談受付
- 入学オリエンテーション、各種説明会（アパート契約など）も継続して実施

◆未渡日留学生支援

- 海外で待機する外国人留学生のためのJV-Campus特設ページ「留学生応援特別ボックス」を通じて、動画配信やコミュニティイベントを実施



オンラインヘルプデスク

新型コロナウイルス感染症関連研究の情報発信

「東北大学新型コロナウイルス対応特別研究プロジェクト」ウェブサイト

本学の新型コロナウイルス感染症関連研究の情報発信のため、令和2年（2020年）8月19日「東北大学新型コロナウイルス対応特別研究プロジェクト」ウェブサイトを開設。

ポストコロナ時代のレジリエントな社会構築に向けた本学の研究推進体制や新型コロナウイルス感染症関連の研究に関する情報発信を行った。

COVID-19 特別研究プロジェクト特設サイト | トップページ



COVID-19 特別研究プロジェクト特設サイト | COVID-19 関係の研究ページ



新型コロナウイルス感染症対策に資する研究の推進

新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大の危機のなか、本学は「社会とともにある」大学として、新型コロナウイルス感染症対策に資する研究を推進してきた。これらの本学が提案し推進してきた研究等について以下にまとめる。

新型コロナウイルス感染症対策に資する研究開発の全学調査

令和2年（2020年）4月7日、新型コロナウイルス感染拡大の危機のなか、「社会とともにある」大学として様々なニーズに迅速かつ機動的に対応していくため、本学が提案し推進可能な感染症対策に資する研究開発を強力に進めるため、本学における新型コロナウイルス対策及びポストコロナの取り組みについて、研究者の方々へエンカレッジする取り組みの検討や、今後骨太の研究として発展していく取り組みの把握、それらの取り組みを広く情報発信していくことを目的とした全学調査を実施した。

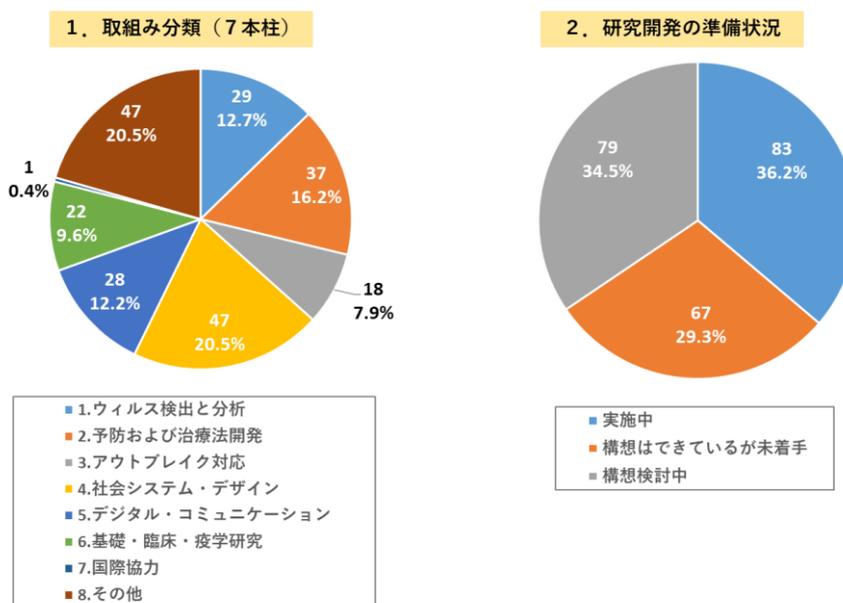
なお、5月19日開催の部局長連絡会議・教育研究評議会にてアンケート結果を報告した。

調査期間：令和2年（2020年）4月27日（月）から5月7日（木）

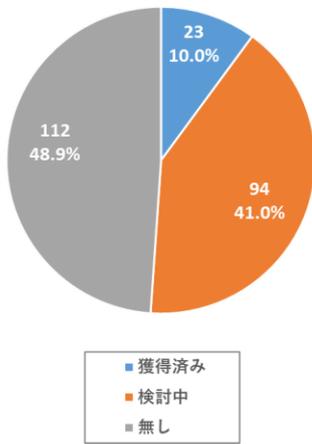
調査方法：Google フォームを用いたアンケート

回答件数：229件

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)感染症（COVID-19）対策に資する
研究開発の全学調査（集計結果） ※全229件の回答



3. 研究資金の獲得状況



4. 部局別回答状況

文学研究科	8	災害科学国際研究所	15
教育学研究科	13	病院	12
法学研究科	1	材料科学高等研究所	7
経済学研究科	7	未来型医療創成センター	1
理学研究科	4	学際科学フロンティア研究所	3
医学系研究科	30	サイクロトロン・RIセンター	1
歯学研究科	6	学術資源研究公開センター	1
薬学研究科	7	数理科学連携研究センター	2
工学研究科	32	先端スピントロニクス研究開発センター	1
農学研究科	6	未来科学技術共同研究センター	6
国際文化研究科	3	東北メディカル・メガバンク機構	2
情報科学研究科	8	マイクロシステム融合研究開発センター	1
生命科学研究科	3	タフ・サイバーフィジカルAI研究センター	2
環境科学研究科	6	データ駆動科学AI教育研究センター	1
医工学系研究科	9	総合学術博物館	1
金属材料研究所	2	臨床研究推進センター	1
加齢医学研究所	10	本部環境安全推進センター	1
流体科学研究所	3	URAセンター	1
電気通信研究所	5	広報室	1
多元物質科学研究所	6		

東北大学新型コロナウイルス対応特別研究プロジェクト

The Front Line of COVID-19 Research

前述の**新型コロナウイルス感染症対策に資する研究開発の全学調査**を受け、229件と多くの貢献する研究があることから、令和2年（2020年）8月19日、それらを取りまとめ、7本柱を軸とした、新型コロナウイルス研究に貢献する取組み（Co-Pro7）を推進するプロジェクトを立ち上げ公開した。

本プロジェクトは直面する新型コロナウイルスへの危機対応と新たな価値創造による社会システム・デザインやデジタル・コミュニケーション等の研究拠点の整備など、国内外の関係機関との連携により、地球規模の困難な未知の課題へ果敢に挑戦する取組みへの支援とその枠組みを構築するものである。

※Co-Pro7とは、各機関との連携による COVID-19 研究「Collaborative seven research projects for COVID-19」を意味する。

7本の柱

① ウイルス検出と分析

- タンパク質、ゲノム、抗原等、感染症診断技術の開発

② 予防および治療法開発

- 治療薬、予防薬、ワクチン、治療機器を含む

③ アウトブレイク対応

- 緊急レスポンス、流行の初期および蔓延期対応、感染経路・クラスター対策などを含む

④ 社会システム・デザイン

- 収束期対応、平時の新興・再興感染症対策、社会的行動変容、精神・心理的ケアなどを含む

⑤ デジタル・コミュニケーション

- 可視化、サイエンスコミュニケーションを含む

⑥ 基礎・臨床・疫学研究

- ウイルス複製・病原性、ウイルス感染・重症肺炎病態、感染免疫、感染症学などを含む

⑦ 国際協力

- WHO、CDC等の国際感染症対策、安全保障問題、バイオテロ対策などを含む

ポストコロナ社会構築研究スタートアップ支援の募集

令和2年（2020年）6月24日に東北大学新型コロナウイルス対応特別研究プロジェクト「ポストコロナ社会構築研究スタートアップ支援～Starting Grants for Research toward Resilient Society (SGRRS)～」を創設した。

本プロジェクトは、東北大学が総合智を持って新型コロナウイルス感染症の日本モデルを科学的に検証し、更にポストコロナ社会構築のための研究のスタートを支援することにより、ニューノーマル時代の新たな価値を創造し、持続可能でレジリエントな社会を実現するものである。

研究期間は半年間（令和2年（2020年）10月1日から令和3年（2021年）3月31日）で、100万円を上限として支援するものである。

32件の意欲的な応募課題より、厳正な審査を行い、10課題を採択した。いずれの研究課題も、新型コロナウイルス感染症日本モデルの科学的検証や、リスクに対してレジリエントな社会システムの研究、ニューノーマル時代のデジタル技術に資する研究といった、ポストコロナ社会構築に資する重要な研究課題であり、本プロジェクトの支援により、ニューノーマル時代の新たな価値創造および持続可能でレジリエントな社会の実現に向けた研究の推進し、社会に貢献するものである。

東北大学新型コロナウイルス対応特別研究プロジェクト
ポストコロナ社会構築研究スタートアップ支援の募集

背景

- 2019年に発生した新型コロナウイルス感染症により
 - ・ 産業革命以降の効率化を追求した集中型社会がグローバルなリスクに対して脆弱であることを露呈
 - ・ デジタル技術の発展により地域分散ネットワーク型の新たな社会構造の可能性を認識
- 一定レベルのリスクを受容しながらも社会・経済・文化活動を行い、ニューノーマル時代の新たな価値を創造し持続可能でレジリエントな社会を実現

事業概要

事業の目的・目標
 本プロジェクトでは、東北大学が総合智を持って新型コロナウイルス感染症の日本モデルを科学的に検証し、更にポストコロナ社会構築のための研究のスタートを支援する。

申請条件

- ① 以下のようなポストコロナ社会構築に資する研究
 - ・ 新型コロナウイルス感染症日本モデルの科学的検証
 - ・ リスクに対してレジリエントな社会システムの研究
 - ・ ニューノーマル時代のデジタル技術に資する研究
- ② 真の意味で学際的であること。
 (社会科学×情報科学など、人文学×生命科学など)
- ③ 本格的な研究費獲得を目指すための研究提案であること。

研究体制

- ① 異なる分野の研究者による研究グループを構成
- ② 研究グループにおいて、研究代表者を決定

研究期間 2020年10月1日～2021年3月31日

支援経費 100万円（上限）/1プロジェクト

採択予定数 5～10件程度

ポストコロナ社会構築
持続可能でレジリエントな社会を実現

↑

外部資金の獲得

↑

学際的で本格的な
研究費獲得を目指した研究の推進

・ 研究スタート支援
100万円×10件程度
総額1,000万円
自主財源による支援

スタートアップ支援 →

ポストコロナ社会構築研究推進支援の募集

令和3年（2021年）3月に「ポストコロナ社会構築研究推進支援」を創設した。本プロジェクトは、本学における新型コロナウイルス研究を更に推進、発展させ、ニューノーマル時代の新たな価値を創造し、持続可能でレジリエントな社会を実現することを狙いとしている。また、新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響の検証とそこからの復興に資する研究と新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬の開発や既存薬転用に資する研究が加えられた。

研究期間は最長5年間で、研究期間総額300万円を上限として支援するものである。

31件の意欲的な応募課題より、厳正な審査を行い、令和3年（2021年）6月23日付けで6課題を採択した。いずれも学際的な研究グループによる新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬の開発や既存薬転用に資する研究など、持続可能でレジリエントなポストコロナ社会構築のための研究課題であり、将来的には競争的資金等を活用した大型プロジェクトに発展することが期待された。

令和3年度東北大学新型コロナウイルス対応特別研究プロジェクト
ポストコロナ社会構築研究推進支援の募集

背景

- 2019年に発生した新型コロナウイルス感染症により
 - ・産業革命以降の効率化を追求した集中型社会がグローバルなリスクに対して脆弱であることを露呈
 - ・デジタル技術の発展により地域分散ネットワーク型の新たな社会構造の可能性を認識
- 一定レベルのリスクを受容しながらも社会・経済・文化活動を行い、ニューノーマル時代の新たな価値を創造し持続可能でレジリエントな社会を実現
- 令和2年度「ポストコロナ社会構築研究スタートアップ支援」プロジェクトにより研究のスタートアップを支援

事業概要

事業の目的・目標
本学における新型コロナウイルス対応研究を対象に更なる支援を行い、ポストコロナ社会構築のための研究を推進、発展させ、持続可能でレジリエントな社会の実現を目指す。

申請条件

- ① 以下のようなポストコロナ社会構築に資する研究
 - リスクに対してレジリエントな社会システムの研究
 - 新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響の検証とそこからの復興に資する研究 **【新規追加】**
 - 新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬の開発や既存薬転用に資する研究 **【新規追加】**
 - 新型コロナウイルス感染症モデルの科学的検証
 - ニューノーマル時代のデジタル技術に資する研究
- ② 学際的であること。
- ③ 本格的な研究費獲得を目指すための研究提案であること。

**ポストコロナ社会構築
持続可能でレジリエントな社会を実現**

↑

外部資金の獲得

↑

**学際的で本格的な
研究費獲得を目指した研究の推進**

研究期間 最長5年間**【拡充】**
(令和3年7月研究開始予定)

支援経費 研究期間総額300万円(上限) / 1件**【拡充】**

採択予定数 5~7件程度

**より柔軟な支援により
研究の更なる推進を支援**

**最長5年間で研究費300万円(上限)
×5~7件程度**

総額1,500万円
60万円×5年間、100万円×3年間など
研究計画に合わせ自由に設定可能

「感染症共生システムデザイン学際研究重点拠点」の創設

令和2年（2020年）8月1日、感染症共生システムデザイン学際研究重点拠点を創設した。学際研究重点拠点とは本学の部局の枠を超えた研究拠点を形成し、戦略的研究の推進や振興・融合分野など新たな研究領域を開拓するとともに、世界トップレベルの研究成果を創出するための研究活動を効果的かつ戦略的に推進するものである。本拠点の拠点長は医学系研究科の押谷仁教授で認定期間は令和2年（2020年）8月1日から令和7（2025年）年3月31日である。本拠点では、新型コロナウイルス感染症により、効率化を追求した集中型社会が、グローバルなリスクに対して脆弱であることが露呈された中、一定レベルのリスクを受容しながら、社会・経済・文化活動を行いニューノーマル時代の新たな社会を創造していくために、東北大学の学知を結集し、コロナと共に生きる時代の世界と人間のありようを模索する学際的な研究組織の創設を目指すものである。



世界主要放射光サミット（パンデミック克服に関する活動）

令和元年（2019年）4月から国際放射光イノベーション・スマート研究センターを中心としたネットワークを活用し、本学の呼びかけで世界主要20施設の所長が参画する国際放射光サミットを開催し、放射光を利用した基礎研究や応用研究の利用を推進するために、大学、産業界、施設の世界的な連携を進めてきた。

その後、世界的に新型コロナウイルス感染拡大となった令和2年（2020年）4月24日、世界各国の主要放射光施設とCOVID-19制圧関連研究について、緊急に第2回世界主要放射光施設サミットを開催した。本会議では、放射光施設における個々の研究内容や利用状況などの意見交換をしたあと、最終的に世界の放射光施設が一致団結して、この人類最大の危機に立ち向かっていくことを宣言するサミットコミュニケ(Aoba communique)を採択した。

参加機関：

SLAC, APS, NSLS-II, ALS, CHESS, ESRF, DESY, Euro-XFEL, SOLEIL, DIAMOND, MAX-IV, PSI, ALBA, Elettra, SPring-8, SACLA, Australian Synchrotron, PAL, PAL-XFEL, TPS &東北大学

サミットコミュニケ(Aoba communique2)：

- 1) すべての X 線科学研究施設は、COVID-19 パンデミックに対処する科学研究において、情報を共有し横断的な取り組みを発展させる。
- 2) あらゆる課題に施設を活用するために、大学および産業界の利用者とともに、世界的な X 線科学研究施設ネットワークの構築を検討する。
- 3) 情報の共有を促進し、施設間のグローバルな協力を加速し、施設横断的な科学プロジェクトに最も迅速かつ効果的に取り組めるよう、IT システムの研究開発を推進する。
- 4) 利用者が施設へ移動することなく、利用者が遠隔操作で実験できるリモートシステムや、実験試料を送付して実験するメールインシステムの経験について情報を交換する。
- 5) X 線科学研究施設と他の分析施設、例えば中性子、クライオ電子顕微鏡、レーザー、核磁気共鳴などを用いる施設、との組織的な取り組みを進める。

また、令和3年（2021年）7月1日第3回次世代放射光国際フォーラムが開催され、世界主要放射光施設の放射光科学者による最新の成果の共有と、国際的な連携ネットワークの強化を目的として開催した。開催期間中の「国際サミット」では、各国の主要放射光施設代表者たちによって、国際連携、感染症が蔓延した状況下における放射光施設の活用の在り方や、次世代放射光施設の活用可能性が議論された。ポストコロナ時代に向けた放射光施設の新たな利用方策（リモートアクセス、メールインなど）の推進を宣言する、サミットコミュニケ(Aoba communique3)を採択した。



3rd International Forum for Innovation in Next Generation Synchrotron Radiation
 - SR Science in a Post-COVID-19 World -
1st July 2021
 Venue: Aobayama Commons (Tohoku University) & On-line

10:00 – 16:20 The International Symposium on Next Generation Engineering (IS^T) for Synchrotron Radiation Innovation
 Organized by: Tohoku University
 Co-organized by: National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology (QST), Photon Science Innovation Center (PhoSIC)
 Supporting Organizations: The University of Tokyo, RIKEN, NIMS, IMS, AIST

Plenary Lecture

Francesco Sette (ESRF)

Keynote Lectures

Rob Lamb (Canadian LS)

Sakura Pascarelli (European XFEL)

So Iwata (Kyoto Univ.)

Rising Stars of SR Science

Manuel G. Sical (SLAC)

Irdawati Wuliyanto (NSLS-II)

Nicolas Jaouan (SOLEIL)

Kristen M. Ø. Jensen (Copenhagen Univ.)

Alexandra Pocar (ESRF)

16:30-19:10 The 3rd International Summit of SR Innovation (Closed Meeting)
 Chair: Jerome Hastings; Agenda: Launch of the International Forum for SR Innovation (AOBA Communiqué II)
 Academic Members: Tohoku University, QST, RIKEN, NIMS, IMS, AIST
 Facility Members: SLAC, APS, ALS, NSLS-II, SSRF, CHESS, LCLS, CLS, LCLS, ESRF, DESY, SLS, SOLEIL, Elettra, DIAMOND, MAX-IV, ALBA, Tompan XFEL, Spring-8/SACLARA, A3, NSRRC, PSI

 Jerome Hastings (QST)	 Qi-Chang Bao (SIRAC)	 Stephen Dierker (APS)	 Stephen Hayes (AIST)	 John Hill (NSLS-II)	 Paul McIntyre (SOLEIL)	 Joel Stock (EMISS)	 Rina Dumas (SOLEIL)
 Harry Weerts (LCLS)	 Edgar Weckert (SOLEIL)	 Gabriel Ayappi (SOLEIL)	 Jean-Denis Rodriguez (SOLEIL)	 Alfonso Fracassi (SOLEIL)	 Andrew Harrison (ESRF/PSI)	 Ian Mitchell (SOLEIL)	 Caterina Bazzani (SOLEIL)
 Robert Foden (European XFEL)	 Tetsuya Ishikawa (RIKEN Spring-8)	 Andrew Pease (A3)	 Guo-Hua Luo (NSRRC)	 Ji-Soo Kim (PSI)	 HOSEI Hiroko Oikawa (Tohoku Univ.)	Registration: https://tohoku.ac.jp/summit2021.html Contact: (Organization) isrb@qst.jp (Tohoku Univ.)	

若手リーダー海外派遣プログラム研究員(オンライン型)の開始

令和3年(2021年)11月より開始した若手リーダー海外派遣プログラム研究員(オンライン型)は、本学の意欲に富む優れた若手研究者が、海外研究機関のうち海外ベンチマーク大学等に在籍する海外研究グループ(研究室等)と、オンラインにより定期的にミーティング等を行い、積極的な国際ネットワークの構築を目指す取り組みを支援するものである。

コロナ禍により、海外渡航が困難となったことから、研究大学強化促進事業のメニューである若手海外派遣制度を活用し、オンライン型を新たに設置することにより、海外渡航と同等のキャリアとして承認するものである。

具体的には、若手リーダー研究者海外派遣プログラム研究員は、オンライン派遣機関を設定し、准スタッフ的立場で派遣機関に属する研究室等(ホスト)のミーティング等へ、オンラインにより定期的に参加すること。また、研究員は研究テーマを設定し、その内容についてホストとオンラインによる国際共同研究等を実施もしくは実施を目指すことを条件とした。これにより継続的な交流実績や国際共著論文等の具体的な成果・実績を認められた場合には、該当の研究員は、海外渡航と同等のキャリアであることを本学として承認するものである。

本制度で設定した派遣機関との国際ネットワーク構築のため、研究員は以下の経費を申請することができるものである。なお、支援額の上限は合計100万円とした。

- 1 派遣機関へ短期渡航を希望する場合、往復の交通費と最大30万円までの滞在費(日当宿泊費)を申請できる。
- 2 実施期間中、派遣機関側の研究者を東北大学に招聘する場合、最大1ヶ月間までの旅費(本学旅費規程に基づいた金額での交通費・日当宿泊費)を申請できる。
- 3 自ら企画・主催し、派遣機関と合同ワークショップや国際研究集会等を開催する場合、その開催に係る経費(謝金・旅費・会場費・物品購入費等)を申請できる。
- 4 国際学会に発表者として参加し、派遣機関と進める国際共同研究について発表を行う場合、その旅費・参加費を申請できる。
- 5 オンライン上での国際共同研究推進、国際コミュニティ構築を一段と加速することを目的として海外研究者との業務委託契約を締結する場合、その委託費を申請できる。

(1)公募人数 5名程度

(2)対象者

本学に所属する若手研究者。(令和5年(2023年)4月1日時点で45歳以下の者で、大学院博士後期課程学生や学術振興会特別研究員(PD)等のポストドクターも含む。なお、出産・子育て・介護などのライフイベントのため、研究を中断した場合には当該期間を考慮)

(3)派遣機関 本学で定めた海外ベンチマーク大学

催事開催時の感染対策、施設利用の中止

「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」

令和2年（2020年）5月25日、全国に出された緊急事態宣言が解除となり、政府は新しい生活様式の定着を前提とし、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の利用制限の要請を緩和しつつ、段階的に社会経済活動のレベルをあげていくことを示した。本学においても、本学の行動指針レベルが6月1日からレベル2、6月19日からレベル1と移行することを受け、6月16日、「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を策定。本学及び本学関連団体（学友会等）が開催する学会、講演会、公的試験、文化行事（演奏会等）等、催事を開催する場合の感染予防、感染拡大防止のための対策を示した。

本ガイドラインでは、国や県の対応方針を踏まえた収容人数（収容率）の制限のほか、基本的な感染対策であるマスク着用・手指衛生・体調管理、一部共有設備等の利用制限や座席は原則指定席とし、できるだけ2mの間隔を空けることによるソーシャルディスタンスの確保等、感染対策に係る留意事項を示した。また、感染が疑われる者が発生した場合を想定し、施設利用者（参加者、催事スタッフ）の連絡先を把握することや連絡体制の整備、対応方法を決めておくなど、本学及び本学関連団体（学友会等）が催事を開催する場合は、本ガイドラインに基づいた感染対策を実施することとした。

東北大学職員研修所 片平会館

東北大学職員研修所 片平会館は、職員の研修及び福利厚生のための会合等に使用している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年（2020年）4月より研修室の利用を停止。新型コロナウイルス感染症の対応として、海外渡航から帰国等した場合は自宅等での一定期間の健康観察が必要だったため、海外渡航からの帰国学生及び新規渡日外国人留学生の健康観察のための宿泊施設として運用を行った。

東北大学コンベンション施設における感染対策

東北大学百周年記念会館 川内萩ホール

本学では、東北大学百周年記念会館川内萩ホール（以下「川内萩ホール」）、片平さくらホール、片平北門会館のコンベンション施設を有している。特に、川内萩ホールは、世界水準の音響と学術会議機能を備えたホール、会議室等があり、音楽コンサートや学術会議、発表会など幅広い用途で、学内、学外問わず多くの方に使用されている。

令和2年（2020年）4月、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、本学の行動指針レベルが引き上げられた状況を踏まえ、4月13日から川内萩ホールを臨時休館とした。

また、本学の行動指針を踏まえた運営を行うことを目的に、5月12日『「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針」を踏まえた百周年記念会館の運営方針について』を策定し、使用料、使用許可の申込・取消等についての取扱いを定めた。

「感染予防・感染拡大防止に留意した川内萩ホールの使用について」

7月17日、本学の「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に基づき、ステージや客席等使用時の感染症対策等、施設を使用の際に必要な対策を定め、施設利用による感染拡大防止を図るため、「感染予防・感染拡大防止に留意した東北大学百周年記念会館（川内萩ホール）の使用について」を策定した。

また、川内萩ホールにおける新型コロナウイルス感染防止策として、人工的に発生させた霧によりホール内の空気の流れを可視化し、使用を許可する客席やステージ上のレイアウトに関する感染防止モデルを構築するため、「換気設備の検証実験」を実施。暖房稼働時期（令和2年（2020年）11月24日）及び冷房稼働時期（令和3年（2021年）7月7日）に実施した。

学生への支援；課外活動の場の提供

令和3年（2021年）11月から令和5年（2023年）8月の間、新型コロナウイルス感染拡大のため、学友会等団体の課外活動等の練習場所の確保が困難となり、催事使用日以外の川内萩ホールが空いている日に、無償で施設の貸出しを行った。

アルコール手指消毒薬及びマスクの調達、配布・備蓄

令和2年（2020年）、新型コロナウイルス感染症への基本的な感染対策として手指衛生（手洗い・手指消毒）、マスク着用が政府より示された。感染拡大による手指消毒薬及びマスクの需要増加により調達が困難となることが懸念され、学内において必要とする手指消毒薬を確保し、感染対策に万全を期すため、緊急対応として対策本部で調達した。

アルコール手指消毒薬及びマスクを対策本部で一括購入し、複数回に分けて各部局へ配布するとともに、感染対策として手指衛生、マスク着用等を徹底するよう周知した。一部は、災害対策本部備蓄用として、本部事務機構において備蓄を行った。

また、部局への配布にあたっては、令和2年度（2020年）新学期開始に伴う消費量の増加や、社会情勢により調達が困難になったことから、配布の一部を災害対策本部備蓄からの緊急払い出しにより対応した。

■部局配布実績

	年度	配布数
アルコール 手指消毒薬	令和元年度（2019年度） （2/13、2/18、3/9）	1,717本
	令和2年度（2020年度） （4/6、6/2、6/23）	2,235本
マスク	令和2年度（2020年度） （4/3～4/10、6/2～6/3、9/16）	41,850枚

感染者発生時の対応：建物の消毒・感染者搬送のためのバス運行

学内で感染者が確認された場合、新型コロナウイルス感染症の当初、感染者が利用していた学内建物の消毒及び、周囲への感染拡大を防ぐため、療養場所までバスで搬送を行っていた。財務部では、このような感染者が確認された場合に備え、防護服、ゴム手袋、塩素系漂白剤等を購入し、感染者が確認された場合には、消毒及び感染者の搬送のためのバス運行を行うなど、感染拡大防止の業務に貢献した。

キャンパスバス・青葉山連絡バスの運行休止

本学では、学内を移動する手段として、キャンパスバス及び青葉山連絡バスを運行している。キャンパスバスは、片平～青葉山、星陵～青葉山間を運行し、青葉山連絡バスは、青葉山駅・工・理間等で運行している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年（2020年）3月9日から当面の間、キャンパスバス及び青葉山連絡バスの運行中止を余儀なくされ、学内の移動に影響を及ぼした。その後、徐々に様々な活動が活発化し、対面授業の増加、課外活動に伴うキャンパス間移動の増加等の状況を受け、令和4年（2022年）10月3日より運行を再開した。

体調不良者は利用しないことや、マスク着用及び会話の禁止、窓開放による常時換気、CO₂モニターによる換気状況の確認など、学生及び教職員が安心・安全に利用できるよう、感染対策に万全を期して運行を再開した。

学内バスの運行再開について

■学内バスの概要

◎キャンパスバス：

28人乗りマイクロバスを使用し、片平-青葉山（1日7往復）、星陵-青葉山間（1日6.5往復）で運行 ※乗車時間最長で23分

【乗車数】年間112,561人、1日平均470人、1便平均17人（満車便もあり）

◎青葉山連絡バス：

27人乗り又は28人乗りマイクロバスを使用し、青葉山駅-工・理間で運行（7時代～23時代） ※乗車時間最長で11分

【乗車数】年間88,643人、1日平均370人、1便平均5人（朝夕は混雑）

↓
新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、令和2年3月9日より運休中。

■学内バス運行再開について（案）

対面授業の増加、課外活動の活動に伴うキャンパス間移動等が増加

↓
感染予防対策を徹底し、運行の再開を検討。

感染予防対策

- ・体調不良者の利用禁止（運転手によるアナウンス、車内に掲示、HPに掲示）。
- ・マスク着用と会話の禁止（運転手によるアナウンス、各座席に掲示）。
- ・窓開放による常時換気（雨除けバイザーを設置し雨天時も窓開放）。
- ・CO₂モニターによる車内の換気状況の確認。
- ・乗降口へ消毒液を設置し、乗降時の手指消毒を実施。
- ・運転手と乗客が接触しないよう運転席と乗車席の間をビニールシートで区分け。



（車内の感染対策）

学内バスの運行再開について

学内バス運行に対する取り組み

Measures being taken in campus bus service



学内バス運行に対する取り組み



学内バスご利用の皆様へ

施設・環境整備

施設・環境整備

令和3年（2021年）10月、大学病院での新型コロナウイルス感染者等の患者受け入れに関わる環境改善を図るため、多用途型トリアージスペースの整備を行った。本整備により、来院時の動線を一般外来とは別に確保しながら、非常時のトリアージスペースや検査・診察スペースとして活用が可能となった。

教育・研究環境整備に関して、全学の授業等を行う講義室等の換気機能の調査を行い、必要な換気・空調設備の整備を行うことで、コロナ禍における学生及び教職員の安心・安全なキャンパス環境を確保した。



大学病院多用途型トリアージスペース整備



工学研究科・工学部 換気・空調設備の設置

各キャンパスの定点撮影

令和2年（2020年）4月、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学行動指針（BCP）レベル4に引き上げ後、コロナ禍におけるキャンパスの人流の変化や、屋外環境の活用の様子などを記録するため、片平、青葉山、川内、星陵キャンパス内の主要なポイントにて毎月定点撮影を実施した。その様子をウェブサイト「東北大学キャンパスガイド」にて公開し、学生等がキャンパスに来られない間もオンラインでキャンパスの様子、変化を感じられるよう発信した。

（参考）

「東北大学キャンパスガイド」

ウェブサイト URL：<http://campus.bureau.tohoku.ac.jp/campusguide/covid19.html>

教職員への対応；感染拡大防止に向けた取り組み

令和2年（2020年）2月25日、政府による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の基本方針を受け、2月27日、本学では、人との接触を減らすため、テレワークの活用、通勤方法の変更、時差出勤などに取り組み、職場での感染拡大防止を図ってきた。一方、テレワーク等の導入に伴い、従来の業務方法では対応が困難な場面が生じ、これまでの事務手続きの見直し等が必要になったが、テレワークでの業務の特徴に応じて、各部署において柔軟に対応した。

これらの対応は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ位置づけが変更されてからも、ニューノーマル時代を見据えた新たな働き方を実現する方策として、業務改革の推進に繋がっている。

テレワーク等の活用

感染拡大防止対策として、人との接触を減らす観点からテレワークを推奨することとした取扱いは、本学の行動指針（BCP）レベルにより業務体制が変わり、ほぼ通常の勤務となった場合においても、感染拡大防止のため継続された。

他方、テレワークを導入し、業務体制が変わったことにより、対応が困難な場面も生じた。

諸手当の届出については、従来、証明書類等の原本を提出していたが、テレワークでは原本での提出が困難となった。そのため、証明書類等について原本提出を不要としたほか、PDFや写真データでの提出を可能とするなどの特例対応を行った。また、テレワークの拡大により、通勤手当の取扱いに関する問題が生じ、通勤手当の取扱いを整理し、認定基準の改正を行うなど、テレワークでの業務体制を踏まえた対応とした。

旅費の手続き等では、旅行の取消を行った際の部局における事務手続きの一部を簡素化し、旅費計算室にて一括処理を行うなど、テレワークへの対応と接触機会の低減を図った。

さらに、物品購入等の手続きについては、写真での検収及び支払い関係書類のメールでの提出も可能とし、契約事務等については、従来、本部契約をしていた案件の一部を例外的に部局で手続きするなど、積極的な接触機会の低減に努め、感染拡大防止に貢献した。

新型コロナウイルス感染症によりテレワークの活用が進み、法務・コンプライアンス課では、「働き場所フリー」への対応として、令和2年（2020年）5月中旬から下旬にかけて、テレワークによる業務実施における課題等（業務改善の提案含む）について、各部局へ調査を実施し、課題の整理を行ったほか、令和2年（2020年）7月上旬に事務職員を対象に実施した「働き方改革に関するアンケート」の調査結果の集計及び分析を行い、課題等の整理を行い、更なる業務改革の推進を図った。

通勤方法の変更・出勤及び昼休みの時差取得・分散業務等

本学では、令和2年（2020年）2月27日の方針以降、人との接触を減らすため、テレワークの活用、公共交通機関を使わずに自家用車通勤等の通勤方法の変更、時差出勤などに取り組み、職場での感染拡大防止を図ってきた。感染が拡大し、本学の行動指針（BCP）レベルが4へ引き上げられて以降も、テレワークや時差出勤等のほか、昼休みの時差取得や会議室等での分散勤務、机の間に仕切りを設けるなど、職場内における感染リスクを下げるための更なる取組みを行った。

通勤方法の変更に係る手続き

通勤方法の変更については、通勤手当にも影響するが、早急な対応が求められたことから、当該通勤方法の変更に当たっては、通勤手当の届出を不要とする等の対応を行った。

通勤方法の公共交通機関から自動車への一時的な切り替えを促進するため、資産管理課では、希望者に対し臨時入構許可証の発行を行った。

「労務管理上の取扱い」

公共交通機関を利用する職員の始業・終業時刻や昼休みの休憩時間をずらすことにより、通勤時や昼休み時に人と接する時間を少なくするため、始業・終業時刻や休憩時間を、部局等の長が認める範囲で変更することができる扱いとした。

東北大学病院における 新型コロナウイルス感染症 への対応

東北大学病院では、新型コロナウイルス感染症による重症患者の受け入れに加え、行政と密に連携し、検査から予防までのあらゆる局面で地域の感染制御に貢献した。

東北大学病院における新型コロナウイルス感染症への対応

東北大学病院では、新型コロナウイルス感染症による重症患者の受け入れに加え、行政と密に連携し、検査から予防までのあらゆる局面で地域の感染制御に貢献した。

東北大学病院内の感染制御と感染者受け入れ

1. 外来対応

東北大学病院では、COVID-19 の中国武漢市で大流行が確認された 2020 年 1 月から、院内感染防止のための取り組みを開始した。2020 年 2 月より COVID-19 を疑う症状のある患者や、感染リスクの高い接触歴（COVID-19 患者に接触した等）や行動歴（3 密の環境に居た等）を有する来院者による持ち込みを減らしたり、早期に探知するため、病院出入口の縮小や開門時間の短縮に加え、検温や各外来窓口における問診票を使用した問診（体調と接触歴）等による外来トリアージを開始した（図）。また、東病棟 1 階（旧高度救命救急センターエリア）の空きスペースを活用して、COVID-19 感染症を疑う患者の専用診察室を設けた。このスペースは、外から直接診察室に患者を搬入することが可能であり、隣接する CT 室を COVID-19 疑い患者専用として使用できるという利点があった。開設当初は、各診療科の外来から医師と看護師が出向いて診療に当たっていたが、2021 年 1 月より外来看護師、専任事務員が輪番制で配置され、各診療科の患者診療を介助した。

院内における新型コロナウイルスの PCR 検査体制が整備されるに伴い、2020 年 5 月 18 日からは COVID-19 感染症疑い患者を対象に積極的に PCR 検査を行い、早期判定に努めた。また、PCR 検査結果を待つ患者間での交差感染を防止するため、東病棟 1 階に簡易陰圧テントを 5 台設置して待機スペースとした。



図. 流行初期の正面玄関の案内図

病院入り口の開扉時間や国内の流行地域（1 週間以内の訪問があれば、施設内に立ち入らないようお願いした）について注意喚起を行った。

2. 入院対応

COVID-19 感染症流行の当初は問診票を活用し、問題点がある場合には PCR 検査を実施していた。2020 年 5 月 14 日からは、全身麻酔手術を予定する全患者に対して入院前 PCR 検査による陰性確認を義務付けた。しかし、市中での感染者数がさらに増加したため、2021 年 2 月 8 日からは新規入院の全患者を対象を拡大して PCR 検査を実施し、病院内へのウイルスの持ち込み防止に努めた。それでも、持ち込み例と思われる、入院後に発症した患者は約 20 名（COVID-19 感染入院患者全体の約 3%）に上ったが、幸い拡大して大きな問題にまで発展した事例はなかった。また、2020 年 2 月 29 日より原則面会禁止とし、病院が来院をお願いした方のみに面会を許可した。やむをえず、病状説明を対面で行う場合には、東病棟 1 階の旧高度救命救急センターエリア内の面談室を利用し、病棟内へのウイルスの持ち込みの機会を減らした。この運用は、2023 年 5 月 8 日に COVID-19 が 5 類感染症に移行するまで継続した。2024 年 6 月 1 日現在、時間、面会人数、面会場所を制限し、面会を許可している。

3. COVID-19 患者への入院対応

本院は、宮城県の COVID-19 診療体制の中で、他院では診療困難な重症患者（人工呼吸管理や ECMO の対象者）、血液透析患者、妊婦、小児、精神疾患等を有する COVID-19 患者の診療を担う医療機関に位置付けられた（図）。加えて、基礎疾患があり重症化が懸念される高齢者等の診療を行ってきた。

当初、COVID-19 確定患者は、先進医療棟に設置された第一種感染症病床に収容して、総合感染症科が入院加療を行っていたが、患者が増えるにしたがって病床が足りなくなってきたことから、2020 年 4 月 22 日に東病棟 15 階に専用病棟を整備した。本来、本病棟を使用していた皮膚科や形成外科、腫瘍内科等を他病棟へ移動した上で、新たに壁を作り、患者エリアとナースステーションを厳密に隔絶した。患者エリアには胸部レントゲンが撮影できる病室や血液透析ができる病室を設けた。診療エリアの出入り口に簡易式の陰圧装置を設置した（図）。

流行がより大きくなるにつれて、入院加療は必要と思われるものの仙台市内・外には収容するための病床が足りず、県内最多の COVID-19 患者の専用病床数を有しており（最多時は専用病棟 38 床、ICU4 床、HCU10 床の計 52 床）、夜間・休日を問わず、地域の多数の患者を受け入れていた本院に、多くの患者が入院することになった。また、県内で COVID-19 重症患者の診療が可能な施設は限られており、本院 ICU で重症患者を収容し、集中治療部・麻酔科の協力を得て、重症患者の診療を行った。つまり本院は軽症から重症まで、さまざまな重症度の患者の入院診療を行ったといえる。

2020年4月頃よりICUやHCUにおけるCOVID-19診療の比重の増大等によって使用制限が生じたこと等もあり、主に外科系診療科で会議を行い、病状を考慮して手術時期の変更が可能な患者の予定を延期して、マンパワーの確保と業務の削減に努めた。専用病床が設置され多数の患者を受け入れるようになり、2020年8月からは成人のCOVID-19患者を呼吸器内科、小児患者を小児科、重症患者をICUで集中治療部・麻酔科が診療する等、院内の協力体制を構築した。しかし、その後もさらに感染者が増加して、対応が長期化かつ収束の見えない状況となってきたことから、2021年4月からは、総合感染症科と呼吸器内科を中心とした診療体制に加えて、内科系診療科（循環器内科、糖尿病代謝科、消化器内科、脳神経内科、腎・高血圧・内分泌科（当時）、血液内科、腫瘍内科）からなる合同チームを編成して、主に軽症ではあるものの入院加療を要するCOVID-19患者の診療にあたった。さらに同年8月からは内部障害リハビリテーション科（当時）や肢体不自由リハビリテーション科（当時）、総合外科からも支援があった。

宮城県も全国の傾向と同様に、流行の波が繰り返されるにつれて感染者数が増加し、その一方でCOVID-19特有の肺炎患者が比較的減少したことから、2022年7月からは基本的に基礎疾患を有するCOVID-19患者が入院する場合は、その基礎疾患を本来診るべき診療科が主科となり、必要に応じて総合感染症科と呼吸器内科にコンサルテーションして、COVID-19の診療を行うこととした。

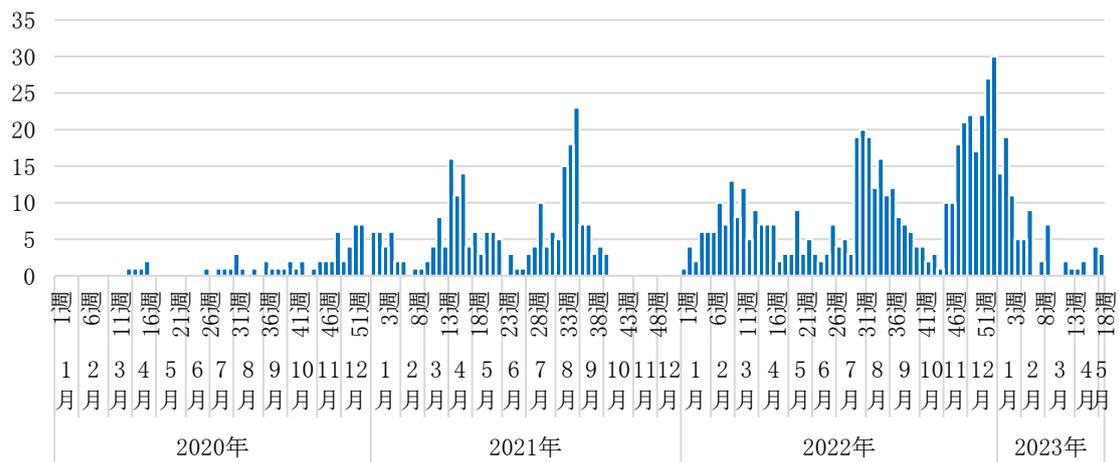
宮城県や仙台市、COVID-19調整本部から入院の依頼があった場合の入院調整による入院患者数は、2023年5月8日の5類感染症に移行までの期間で、883名（うち重症患者122名：COVID-19入院患者全体の約13.8%）となった（図）。また、ECMO使用患者12名、人工呼吸管理42名、HFNC患者58名、NPPV使用患者4名（ECMO：体外式膜型人工肺、HFNC：高流量鼻カニューラシステム、NPPV：鼻マスクや鼻口マスク等による非侵襲的陽圧換気）の重症患者の診療にあたった。COVID-19が原因と思われる死亡患者は32人だった。17:00～翌8:00の時間外受け入れ対応が入院患者全体の40%を占めていた。



図 重症COVID-19感染者の入院の様子（左側は本院スタッフ、右側は救急隊員）



図 専用病棟の診療エリアの出入り口に設置された簡易式陰圧装置



新型コロナウイルス感染症 宮城県の医療提供体制への貢献

1. 宮城県新型コロナウイルス感染症対応病院長等会議の主導

宮城県内の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)入院協力病院の病院長、宮城県知事、仙台市長、宮城県医師会長、仙台市医師会長、宮城県/仙台市担当者、新型コロナウイルス感染症医療調整本部員等で構成される「新型コロナウイルス感染症対応病院長等会議」が宮城県により2020年3月31日に設置された。同会議は、COVID-19に関する最新の情報(国のCOVID-19対策、県内のCOVID-19患者数の状況、患者受け入れ病院の入院ベッド数、入院患者数、等)を共有するとともに、各入院協力病院におけるコロナ即応病床数の拡充や縮小、入院協力病院未登録病院へのCOVID-19患者受け入れの勧奨、入院基準の在り方等入院病床の確保の方略を議論しそれを県の政策に反映することを目的とした。また、その他コロナ対応に必要な医療課題の解決も図ってきた。

当初のCOVID-19入院協力病院は、本院を含めて21施設であり、うち本院を含む20施設が良陵協議会加盟病院であることから、冨永悌二 東北大学病院長(当時、2023年4月からは張替秀郎 新病院長)が議長を務め、取りまとめを行うこととなった。

2024年3月まで、28回の会合を重ね、COVID-19入院協力病院数は、最大48病院まで拡充された。

2. 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設への医療支援

2020年4月13日、宮城県担当者より総合地域医療教育支援部 石井正部長に対し、4月16日から設置予定のCOVID-19軽症者等の宿泊療養施設(ホテル)における医師のオンコール支援協力を要請された。当該施設は仙台市外の作並温泉のホテルで、夜間勤務看護師が確保されていなかったため、オンコール対応のみでは適切な管理は困難と考えられた。冨永悌二 病院長(当時)を中心に院内で協議し、支援医師は24時間交代のホテル常駐、本院看護師も夜間勤務することとした。

6月25日、仙台市内の別のホテルに宿泊療養機能を移転し、以後の医師支援はオンコール支援に移行した。夜勤支援は2021年11月19日に終了するまで延べ5つのホテルで行い、支援看護師数は701名に上った。2021年1月から仙台市医師会、2022年1月からは仙台市立病院等の他病院もオンコール支援に参入した。宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部が管轄する仙台医療圏のホテルは累計13か所となり、最大2110室に対するオンコール支援を実施した。オンコール体制は当番医師1名あたり1~2施設担当、1日1回の担当施設訪問を義務付けた。

また、COVID-19受け入れ病院の負担軽減のため、宿泊療養施設の一つに医療機能も付与し、比較的高度な医療提供が必要な陽性者を集約した。入所者には東北大学病院のIDを

発行し、みやぎ医療福祉情報ネットワーク（MMWIN）を活用した情報共有システムを整備することで、必要時には本院電子カルテ端末を使用して検査・処方・補液・酸素などを提供した（図）。感染拡大時には中等症Ⅱの一部の患者にも対応することで病院の病床の負荷軽減に貢献した。

本院が支援したホテルは累計9か所、最大1030室で、累計入所者数は184,778名であった。療養施設内管理患者の死亡は0名。適正な検査による診断のもと、病床負担を軽減するリザーバー機能を果たした。

図 宿泊療養施設入所者数の推移

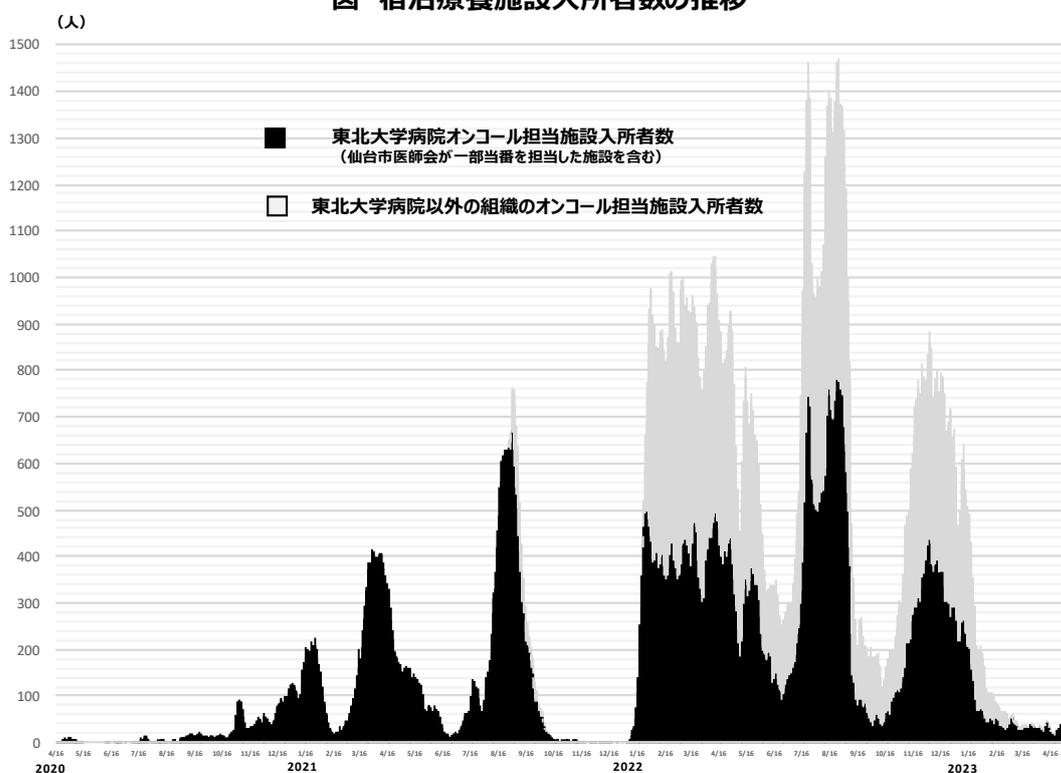




図. 医療機能付療養施設での診察、ポータブル X 線検査・血液検査、非感染エリアでのカルテ記載、処方、入院調整の様子

3. ドライブスルー型 PCR 検査外来の実施

2020年4月10日、宮城県「患者搬送コーディネーター」会議で、PCR検査のキャパシティが120件/日なのに対し、検体採取がボトルネックとなり60件程度しか検査できない課題が浮上した。翌日、八重樫伸生教授（東北大学医学部長・医学系研究科長、当時）より「東北大でドライブスルー方式PCR検査外来を検討しては」と提案があり、富永悌二病院長（当時）宮城県保健福祉部 高橋達也 次長(当時)との協議を経て、4月13日、村井嘉浩知事より「東北大学でドライブスルー外来を実施してほしい」との要請を受け、同日午後正式決定した。

4月21日から開始する予定で、14日に仙台市内某所を下見し、動線やレイアウトを検討。15日には体制について協議し、4月21日からドライブスルー外来を開始し、2020年7月1日に会場を変更して継続した（場所は非公表）。2022年6月6日で本業務は終了したが、通算445回開催し、延べ受診者数は15,873名（平均35.7名/回）、うち陽性者は2,223名（14.0%）で、検体運搬や受診者の乗用車の誘導、備品補充、会場管理等の宮城県・仙台市の会場管理スタッフを除いた累計スタッフのべ数は、医師：1,533名、歯科医師：648名、本院看護師：573名、宮城県派遣看護師153名、事務局スタッフ：1,598名に上った。



4. 宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、仙台医療圏では保健所単独での COVID-19 患者の入院調整が困難になってきた。2020 年 12 月 10 日、宮城県と東北大学病院の協議の結果、富永悌二病院長（当時）を本部長とする「宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部」が設置され、総合地域医療教育支援部 石井正部長が副本部長に任命された。COVID-19 入院協力病院の医師を含む 9 名が本部員としてリクルートされ、主に、新規 COVID-19 患者のケア調整（入院、療養施設等）、新規患者の外来アセスメント調整、療養中の急変患者対応、重症ベッドコントロール、高齢者施設支援を行なった。

本部員は交代で県庁に出務するとともに、毎週木曜日にオンラインミーティングを実施した。後に本部員は増員され、2023 年 5 月 8 日に COVID-19 が 5 類感染症へ移行することに伴い、「宮城県新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部」に移行。入院調整は医療機関間で行う仕組みへ変更され、緊急避難的な入院調整は 3 つの医療機関が持ち回りで担当。新たに「新型コロナ医療機関情報センター」も設置。累計入院調整件数は 6,987 件、ホテル入所調整件数は 73,400 件に上った。（図）

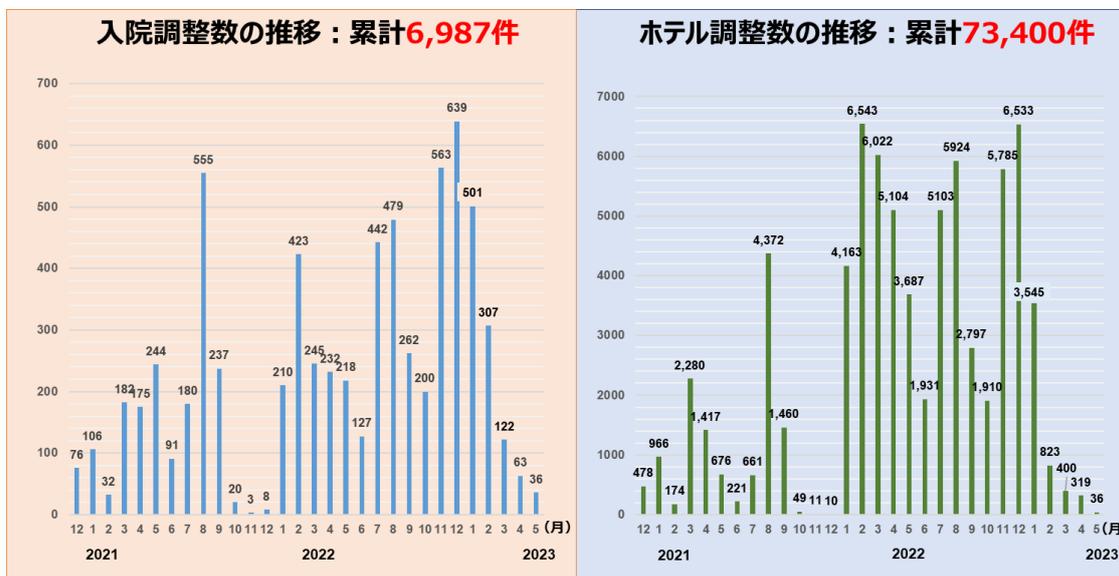
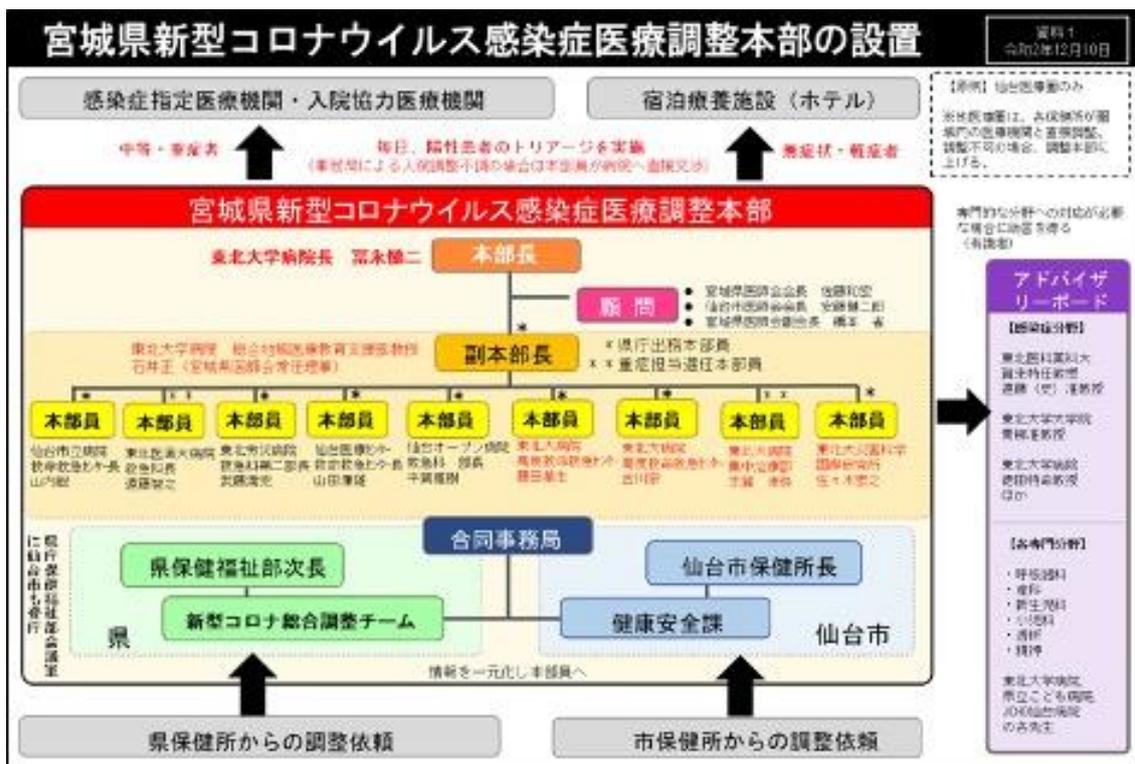


図 入院調整数、ホテル入所調整数の推移

5. 入院待機室 (医療調整本部業務の一環)

2022年12月、新型コロナウイルス感染症第8波の影響で、宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部 (医療調整本部) の調整件数が急増し、特に夜間の救急搬送要請が増加した。医療調整本部長の富永悌二病院長 (当時) と相談し、夜間一時的に患者を受け入れる

「入院待機ステーション」を設置することになった。場所は医療機能付き軽症者等宿泊療養施設の2F大ホールで、東北大学病院や他の病院の医師・看護師が交代で担当した。2023年1月24日から開始し、3月5日に終了。設置調整に約1か月かかり、感染拡大時期とずれたため、入室者は1名にとどまったが、医療崩壊危機への備えとして機能した。

6. 高齢者施設等支援（医療調整本部業務の一環）

2021年3月下旬、新型コロナウイルス第4波の感染拡大に対応するため、厚生労働省のCOVID-19地域支援班が仙台を訪れ、高齢者施設のクラスター対応支援を行った。4月中の撤収後、5月以降の対応を宮城県と仙台市に要請し、医療調整本部は「高齢者施設等支援チーム」を立ち上げることにした。支援チームはCOVID-19地域支援班に同行して業務の引継ぎを行った。

2021年4月29日、「高齢者施設等における感染発生時の感染制御・業務継続支援にかかる研修会」が開催され、118名が受講。2023年5月4日のチーム発足時には73名が登録、その後増加し2022年9月5日には152名、2023年10月1日現在140名が登録している。本院からは22名が登録し、災害対応マネジメントセンターが事務局としてメンバーリストを作成、出動チームを適宜編成できる体制を整えた。

本院支援チームは、主に業務継続支援を担当し、保健所と連携してクラスター発生施設の情報を収集、施設内ゾーニング・換気・環境整備等の指導、必要に応じてPCR検査の検体採取、医師不在時の健康観察とハイリスク患者の抽出、看護師感染時の介護支援、業務継続マニュアルの作成等を行なった。

宮城県における高齢者施設支援実績（2021年4月20日～2022年8月10日）は、延べ支援施設数16、支援日数63日、支援者数126名であった。



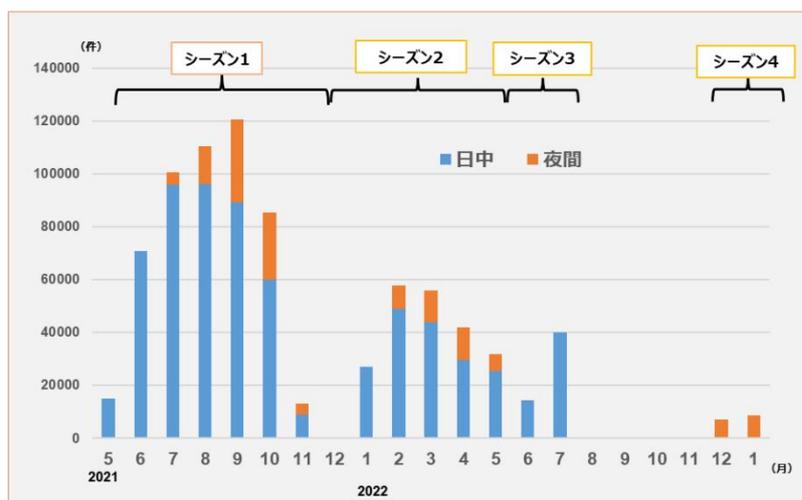
7. 東北大学ワクチン接種センター

2021年5月10日、宮城県と仙台市は東北大学に対し、宮城県民を対象とした大規模ワクチン接種センターの設置を要請した。富永悌二病院長（当時）を中心に設置協議が開始され、設置場所として当初は病院内か大規模施設が検討された。しかし、病院内はスペースが不足し、大規模施設は法的制約で宮城県民全体を対象とすることができなかった。そのため、宮城県が用意した仙台駅前のヨドバシカメラ 3F を東北大学診療所として届け出し、接種センターを設置することとなった。センター長には張替秀郎副病院長（当時）が任命され、2021年5月24日に開設した。

石井正 総合地域医療教育支援部部長は副センター長として医師派遣の調整を担当し、全診療科に協力を依頼した。最終的に37診療科が参加し、歯科医師や薬剤師も協力した。業務進捗管理や急変対応を行う「統括医師」を1名配置し、救護室には心肺蘇生用の医療機器を設置した。急変者の迅速な搬送のため、東北大学病院および仙台医療センターと事前調整を行った。

高齢者接種から始まり、2021年6月21日からは宮城県内13大学の学生や職員への接種を開始、7月19日から夜間接種も実施した。接種は3期に分けて行われ、最終的に累計584回開催し、最大1日5,109件、累計802,027回接種を実施した。東北大学病院医師は延べ6,934名、歯科医師1,243名、薬剤師720名が出務し、大きな事故は一件も発生しなかった。

ワクチン接種数の推移



接種実績 (件)

シーズン1 (2021/5/24~11/12)	516,513
シーズン2 (2021/12/20~2022/5/31)	215,269
シーズン3 (2022/6/1~7/31)	54,547
シーズン4 (2022/12/1~2023/1/31)	15,698

802,027 (件)

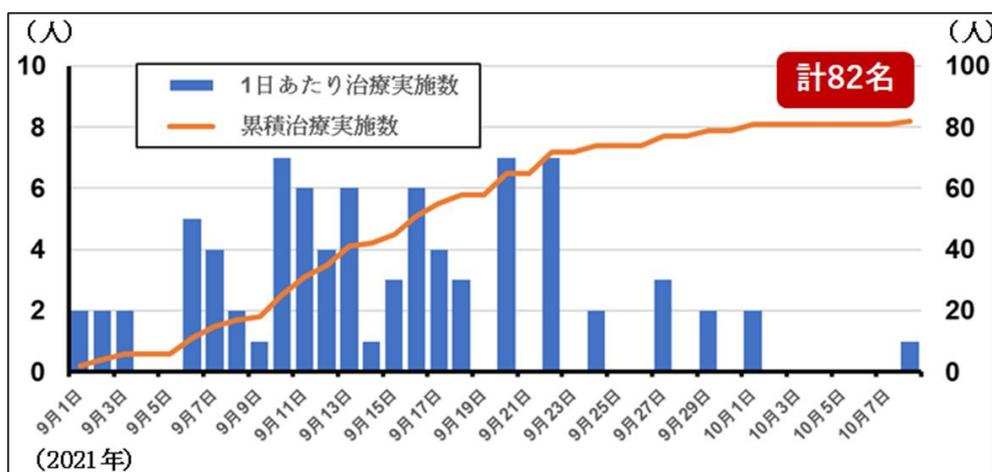


8. 抗体カクテル療法センター

カシリビマブ/イムデビマブは海外の試験で入院や死亡リスクを70%減少させ、症状改善を4日早める効果が確認され、日本でも2021年7月に承認された。第5波で宮城県も感染者が急増し、抗体カクテル療法への関心が高まったが、医療機関での実施には多くの課題があったため、宿泊療養施設に抗体カクテル療法センターを設置することになった。

東北大学病院が全面支援し、センター長に石岡千加史 副病院長（当時）、副センター長に石井正総合地域医療教育支援部部长と高橋昌宏腫瘍内科医局長（当時）が任命された。抗体カクテル療法センターはアパホテル TKP 仙台駅北に設置され、8月27日に関係者が集まり準備が進められた。薬剤部と看護部も協力し、9月1日にリッチモンドホテル仙台で初の治療が行われた。センターは9月6日に正式に開設された。また、医師は東北大学病院を含めた県内7医療機関からの協力で構成された。

宮城県抗体カクテル療法センターの設立から数ヶ月で、最終的に82名の患者に抗体カクテル療法を提供した。センター開設後すぐに新型コロナウイルス感染症患者数の減少があり、実際に治療した患者数は多くはなかったが、重症患者数の抑制には一定の貢献ができたと考えている。



図：宮城県抗体カクテル療法センター治療実施数

9. 東北大学病院小児点滴センター

2022年初のオミクロン株が急速な拡大後、5-6月には一時収束し日常が戻りつつあったが、7月末から再び大流行した。この時期、東北大学病院小児科はAPAホテルTKP仙台駅北に小児点滴センターを開設・運用した。

東北大学病院小児科と、宮城県立こども病院は、COVID-19陽性小児患者の外来アセスメントおよび入院調整業務を担った。2022年3月末からは、40を超える診療所・病院が参入して円滑な調整を実現した。また、APAホテルTKP仙台駅北は宿泊療養施設として唯一、医療機関として届け出が行われていた。小児科医が往診し、外来アセスメントや補液を行う体制を構築した。

さらに、2022年7月の小児の爆発的感染流行に対し、脱水症状の小児患者に対応するため、小児外来点滴ブースを確保することを決定した。2022年8月から11月の間に計8人に補液を行い、小児患者の重症化、入院の回避に貢献した。2022年12月30日から仙台市急患センターでのコロナ患者診療が許可され、2023年3月末で点滴センターは閉鎖された。

専門家

COVID-19 対応を振り返って、今後に備える。当事者視点と柔軟な対応

東北大学大学院歯学研究科・災害科学国際研究所 小坂健

COVID-19 のパンデミックのような災害に対しては、ニコラス・タレブは「反脆弱性」のなかで、「リスクをなくそう、避けよう、予測しようとするのではなく、リスクはあるものだと考え、それを力に変えて行く性質のこととしている」。また、英国医学アカデミーは2020年7月に困難な冬に備える「Nothing about us, without us 私たちのことを私たち抜きに決めないで!」として、当事者を抜いて行われる意思決定はたいてい間違っただけのものになるとしている。

本学では、2009年の新型インフルエンザのスキームを参考に、2020年1月感染症対策本部が設置された。本部のキャビネットが参加しながら初期対応を検討されたことは大変良かった。当初は毎日開催され、6月からは週2回の頻度でオンライン開催され、青木副学長・プロボストが中心となり、大野総長も毎回出席して、最新の情報を共有しながら議論をしてきた。また各部局においてオンラインで登録された新型コロナ感染症の検査受診者、陽性者の把握や濃厚接触者の確認や対策の検討など幅広く活動を行ってきた。このような臨機応変の対応は大変すばらしい。

以下の迅速な対応は評価されるべきである。学生の環境整備 学生・大学院生は、3密回避のためにアルバイトは原則禁止となり、経済的な問題やアパートが借りられないといった課題が出てきた。生活困窮学生約4,300人への対応、県外滞在学生約2,700人（そのうち300名が大学寮の入寮予定者）、更にネット環境が不十分な学生約160人への対応のため、学生一人一人にアドバイザー教員を配置するとともに、約4億円の予算を使って緊急学生支援パッケージを行った。1) 学生参画型ピアサポーター制度(2,500名配置) 2) 本学独自の緊急給付型支援 3) オンライン授業エキスパート TA(100名雇用) 4) 専門家によるオンライン相談対応 5) PC(300台)及びWiFiルーター(300台)貸出 6) 図書館資料の配達サービス 7) オンライン授業の実施 2020年4月20日試行(5月7日開始)更に、ニューノーマルを見据えたワークスタイルの変革として、窓口フリー、印鑑フリー、働き場所フリーとして、3つのフリーを掲げ、オンライン登録の推進、書類などの印鑑廃止、テレワーク環境改善などが進んだ。

大学病院は①ドライブスルーPCR検査の実施 2020年4月～②軽症者等宿泊療養施設への医療支援 2020年4月～③宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部 2020年10月～ ④東北大学ワクチン接種センターの開設 2021年5月～⑤県抗体カクテル療法センターの設置 2021年9月～10月

今後の対応と課題

迅速で柔軟な対応については、本部主導で実施されたことは大変評価させるべきである。一方、当事者の視点ということでは、改善すべき点もある。これは国内の対策とも呼応するが、行政からのリスクコミュニケーションとしては、医療機関や行政からのパターンリスティックな情報発信に始終した。最終的に発熱時にどこで検査を行い、その後どうなるのか多くの国民、大学であれば教職員は分からなかった。

米国は、当初対策が遅れ、多くの死亡者を出したが、ワクチンが開発され、エアロゾル感染が主体だと分かってからは、必要な対策を迅速に行っている。それを1枚の図で対策を説明している(図参照)。効果的なN95マスク(通称バイデンマスク)の4億枚の配布や、抗原キットの各家庭への配布をして、調子が悪い場合に自分で検査を出来るようにした。自分が住んでいる地域の感染状況によって、マスクの着用を推奨される。更に、高齢者などでは、有効な内服薬であるパキロビットがすぐに入手できるように薬局ですぐに処方できるようにした。このような住民目線での対応が今後は必要になってくる。学生や教職員が、大学で抗原キットやPCR検査を出来るようにすること、提携医療機関を指名することや、健康管理アプリなど学生が主体的に健康管理ができるようなシステムの構築などがあれば、なおよかったと考えられる。

Protect yourself and others

PEOPLE WITH WEAKENED IMMUNE SYSTEMS:
Take EVUSHELD, if prescribed, to prevent COVID-19 *before* exposure

PEOPLE AT HIGH RISK FOR SEVERE ILLNESS:
Find out where you can get treatment or prevention medication on CDC's website

EVERYONE:

- Get recommended vaccines and boosters
- Improve ventilation
- Get tested if you have symptoms or have been exposed
- Wear a mask when recommended
- Stay home when you're sick or test positive

cdc.gov/coronavirus

参考

反脆弱性-不確実な世界を生き延びる唯一の考え方 ニコラスタレブ ダイヤモンド社
(2017/6/22) ISSN4478023212

Preparing for a challenging winter 2020/21 <https://acmedsci.ac.uk/file-download/51353957>

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の疫学的特徴と大学の役割

東北大学大学院医学系研究科 微生物学分野 押谷 仁

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は世界的に大きな被害をもたらしてきている。COVID-19 のような人類にとって新たな感染症が 21 世紀の世界の大きな脅威になる可能性は 1980 年代の後半から指摘されてきていた。実際 21 世紀に入るとすぐに新たなコロナウイルスによる重症急性呼吸器症候群（SARS）の世界的な流行が起きており、その後も、高病原性鳥インフルエンザウイルス A（H5N1）やこれもコロナウイルスによる中東呼吸器症候群（MERS）、中南米のジカウイルス感染症、さらには西アフリカのエボラウイルス病などの深刻な新興感染症の流行が繰り返し起きてきた。そういった中で、莫大な被害をもたらすようなパンデミックが発生するリスクについても十分に認識されていたのにも関わらず、日本のみならず世界はパンデミックに対して十分な備えがないままに COVID-19 のパンデミックを迎えることになった。

これまでに世界保健機関（WHO）に報告されている COVID-19 による死亡者数は 7 百万人近くにのぼるが、報告された死亡者数と実際の死亡者数には大きな乖離があり、実際の死亡者は 2 千万人を超えているとする推計もある。国内でもこれまでに 7.5 万人を超える死亡が確認されているが、国内でもこの数を大きく超える人が死亡していると考えられる。パンデミックを含む感染症の被害を決定するのはその感染症の感染性（どの程度広がりやすいかという指標）、病原性（その感染症に感染した場合どのくらいの割合の人が重症化し死亡するかという指標）と医療や社会へのインパクトで決定される。感染性が高ければ感染がより広がるため、感染者数がそれだけ増えることになる。さらに感染者数が同じでも病原性が高ければ重症者や死亡者数はその分増えることになる。さらに特に医療に大きな負荷がかかると、その感染症による被害が拡大するだけではなく他の疾病による死亡などが増える可能性もある。

COVID-19 の被害が大きく拡大した背景にはまず、まずこの感染症の感染性が非常に高かったということがある。COVID-19 の感染性は季節性インフルエンザよりもはるかに高く、さらに過去に起きたインフルエンザパンデミックよりも高かったことが示されている。また、病原性については多くの感染者が軽症もしくは症状のまったくない無症候感染で終わっていた一方で、一部の感染者は重篤なウイルスによる肺炎（ウイルス性肺炎）を起こし、さらにサイトカインストームと呼ばれる全身の臓器に障害を起こすよう例も見られていた。このため高齢者や基礎疾患のある人では非常に高い致死率を示す感染症であった。さらに感染者および重症者の数が増えるにしたがい、医療への負荷も増大しそのことにより COVID-19 の死亡者がさらに増えるだけではなく、その他の疾患による死亡者も増大した可能性が指摘されている。

COVID-19 の最初の流行は中国の武漢で起きたが、武漢では急速に感染が拡大し、重症者・死亡者が多発して、医療の負荷が一気に増大するという事態に陥った。その後、感染は世界に広がっていくが、当初はアジアを中心とした流行がまず起こるのではないかと考えられたが、実際にその後の大規模な流行は欧米を中心に起こることになる。まずイタリアのミラノを含むロンバルディア州で大規模な流行が起こり、それが他のヨーロッパ諸国やアメリカのニューヨークなどに広がっていくことになる。一方でアジアでは日本を含め比較的流行を低いレベルに抑えていた。2020年5月末ごろまでに起きた最初の流行の波では、日本の死亡者が1000人未満だったのに対し、アメリカでは12万人以上が、英国でも5万5千人以上が死亡したと報告されている。その後2020年末までにアルファ株が、2021年4月までにデルタ株が、さらには2021年11月にはオミクロン株が出現し流行はさらに拡大していくことになる。変異株の出現とともに、このCOVID-19の感染性は上昇を続けてきており、それが感染規模の拡大する最大の要因であった。また、デルタ株はそれまでのウイルスに比べて病原性も増加していたことがわかっている。日本では2021年夏から秋にかけてデルタ株の流行が起きていたが、デルタ株の感染性・病原性がより高くなっていったためにいわゆる第5波の流行では医療に大きな負荷がかかることになった。一方で、デルタ株の流行前に高齢者の多くがワクチン接種を終えていたために死亡者はそれまでの流行に比べても低かった。その後出現したオミクロン株はそれまでのウイルスに比べて伝播性が大きく増大していた。また、オミクロン株ではワクチンや感染により獲得された免疫を逃れる免疫逃避と呼ばれる特徴を持っており、そのためにワクチンの発症阻止効果が顕著に低下し、2回以上感染する再感染の症例が増えていった。オミクロン株の病原性は一定程度低下していたことが示されているが、高齢者には依然として一定の致死率をもたらすような感染症であった。オミクロン株が流行株のほとんどを占めるようになった2022年以降感染者数が非常に大きくなることにより、高齢者を中心として死亡者が大きく増えていくことになる。

日本では2023年5月初めの時点で7.5万人以上の死亡が確認されているが、アメリカでは110万人以上の死亡者が、英国でも22万人以上の死亡者が確認されている。人口あたりの死亡者ではアメリカや英国は日本の5倍以上であったことになる。欧米とアジアの死亡者数の違いについてはさまざまな要因があると考えられるが、欧米での初期対応の遅れ、その後の対策に必ずしも一般市民の協力が得られなかったことなどが被害を拡大させる要因になっていたと考えられる。

インフルエンザウイルスの場合は、流行の主体は小児であることが明確に示されている。そのため、地域の流行は、学校や幼稚園などを起点として、家庭からさらに職場などに広がっていくというのが典型的なパターンである。一方でCOVID-19の場合は、インフルエンザとは異なり小児が成人に比べ感染しにくいという特徴があった。このため、流行の起点となったのは10代後半から、20-30歳代の若い世代であった。この年齢層の人たちは社会的活動が活発で、集団で集まることも多い。このため、COVID-19の流行はこれらの若い世代を起点として流行が拡大する傾向があった。このことは、大学などで若い世代が多く活動

する場での対策がより重要であることを意味している。一方でこの世代は重症化することはまれであり、若い世代の感染を防ぐことは高齢者など社会を守るためという側面が強かった。特に、2020年から2021年までの2年間は対面講義や課外活動などに多くの制限がかかり、これまでと同じような大学生活を送ることが困難な状況とならざるをえなかったことになるが、これらの対策が取られたことが日本の死亡者を抑えることに貢献していたと考えられる。

COVID-19は大きな被害をもたらし、その影響は社会全体に及んでおり、大学もこのパンデミックに大きな影響を受けた。しかし、地球の人口が80億人を超え、グローバル化が進んでいる現代社会では、これからもパンデミックを含む深刻な感染症の流行は起き続けていくと考えられる。より感染症のリスクに対してレジリエントな社会を構築していくことが社会全体に求められている。

保健管理センターの対応

東北大学保健管理センター長 木内喜孝

過去四半世紀を振り返ってみても、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）、2009年の新型インフルエンザ（H1N1）、2012年からの中東呼吸器症候群（MERS）、2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱、さらに今回の2020年からの新型コロナウイルスと、ほぼ5年に1回のペースでパンデミックやアウトブレイクが発生している。そのため多くの留学生が在籍することから国際的な感染症の流行に容易に晒される本学では、感染症対策を迫られる事態が継続的に発生している。それぞれの感染症の特徴は異なるため実際の対策内容は異なるが、大学として検討しなければならない事項は経験上ほぼ同様である。その意味において保健管理センターが今回の新型コロナウイルス感染症に対応した内容を記録し、今後の感染症対策の参考資料としたい。

また本学の最大のアドバンテージは日本の感染症対策の中核をなす感染症専門医が複数在籍していることから、本学の感染対策を策定する上で貴重な助言を直接頂けた点である。保健管理センターでは、センター長としては大学全体の感染対策に関与し、センターとしては学生支援の立場からの対応を主に行った。以下に対応内容を記述した。

感染症の注意喚起：2020年1月14日に「武漢市における原因不明の肺炎について」の注意喚起を統括産業医と連名で全学生・職員に通知している（図1）。私が知る限り、大学内での新型コロナウイルスに関する最初の通知である。なおこれ以降の新型コロナウイルス感染症に関する通知は、主に人事企画部等を中心に発出している。

健康相談：2020年4月に日本国内においても感染拡大が確認されたため、同年6月からメールおよび電話（電話は日中のみ）による健康相談を開始した。表1に電話による相談件数を示した。相談件数は、市中の感染状況と若干関連しているように見えるが、それよりも4月、5月、10月、11月の学期はじめに多かった。内容は多岐にわたっていたが、①医療機関を受診する方法 ②医療機関を受診すべきかどうか ③濃厚接触者の判定基準 ④登校可能かどうか、に関する問い合わせ等が多かった。なおメールによる相談数も電話相談件数とほぼ同様であったが正確な件数は把握できていない。2022年10月から対面でLong Covidの健康相談を開始している。

ユニバーシティハウス・寮の感染対策：各ユニバーシティハウス及び寮について、どのように感染対策を実施するか検討するために、2020年5月17日に児玉先生(医学研究科)、牧野さん(医学研究科)、木内で視察を行い、それに基づき感染症対策マニュアルを作成し

寮生に周知した。また体調不良者が出た場合は、個室管理とするため部屋移動を行い感染管理を行った。そのため寮生の自己申告による体調チェックを行っている。奇跡的に、現在までユニバーシティハウス、寮内でのクラスターは確認されていない。

健康診断における感染対策：保健管理センターでは学生を対象に各種健康診断を実施しているが、2020年度は感染症の影響で表2に示した実施状況となった。開催時期、回数についても大幅な変更を行った。また感染対策（混雑対策）としてすべての健康診断は完全Net予約制とし、可及的に紙ベースの健診からペーパーレス健診への移行を図った。2023年10月現在、有機溶剤取扱学生特殊健康診断以外はペーパーレス健診への移行を完了している。また2023年2月からは定期健康診断結果に基づく健康診断証明書の発行を、窓口発行から自動発行機に変更した。

部局・学内行事感染対策作成援助：2020年5月から部局ごとに感染対策を策定して頂き、児玉先生、木内が中心となり部局で策定した対策について専門家として助言を付す作業を行った。また大学で実施される行事（入試、入学式、学位記授与式、学園祭、七大学戦、オープンキャンパス）、催事の実施に伴う感染対策についても助言した。

課外活動感染対策：2020年8月から制限付きの課外活動が可能となったタイミングで、課外活動団体ごとの感染対策を組んだ「団体活動再開時の活動計画書（案）」を190の登録課外活動団体から提出頂いた。これらに保健管理センターから教育的な助言を付して課外活動の感染対策とした。また課外活動から感染者が出た場合は、活動の停止、再開の時期等について助言した。

ワクチン接種相談窓口：医療従事者、ハイリスク者のワクチン接種が終了したことを契機に、2021年6月から学生・職員を対象にワクチン接種可能となった。そのため同時期にメールによる学生のワクチン相談窓口を開設し、医学的な見地からの回答を行った。表3にその相談件数を示した。相談時期は1回目のワクチン接種時に集中した。相談内容で多かったものとしては「中国産のワクチンを既に打っているが、モデルナ社或いはファイザー社のワクチン接種を受けてよいか」が挙げられるが、回答としては「エビデンスがなく合理的な回答ができない」としていた。

図1

令和2年1月14日

学生・教職員の皆様へ

保健管理センター長 木内喜孝
統括産業医 黒澤 一

武漢市における原因不明の肺炎について（注意喚起）

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告されています。

中国への渡航歴、とりわけ武漢市の滞在歴がある学生・教職員で、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するとともに、医療機関に同地域の滞在歴があることを必ず伝えて受診するようにしてください。

また、上記の地域への渡航を検討中の学生・教職員は、厚生労働省検疫所ホームページ（下記リンク参照）を確認し、最新の情報を入手のうえ渡航の是非についてご検討下さい。

厚生労働省検疫所 FORTH
<https://www.forth.go.jp/topics/20200107.html>

表1 保健管理センター新型コロナウイルス感染症に関する電話健康相談件数

2020	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
学生	0	0	0	0	0	32	42	48	70	119	130	63	504
職員	0	0	0	0	0	3	11	12	11	6	9	4	56
計	0	0	0	0	0	35	53	60	81	125	139	67	560
2021	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
学生	44	61	52	63	99	80	63	54	22	65	41	48	692
職員	3	8	3	4	11	10	5	11	17	7	13	28	120
計	47	69	55	67	110	90	68	65	39	72	54	76	812
2022	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
学生	34	149	36	120	146	95	51	32	19	69	46	24	821
職員	7	9	15	11	13	9	14	10	9	11	9	5	122
計	41	158	51	131	159	104	65	42	28	80	55	29	943

表2 2020年度健康診断実施状況

当初予定の開催月	健康診断名	対応状況	実施状況
4月初旬	学部新入生健康診断	延期	10月実施
4月中旬	大学院新入生健康診断	延期	10月実施
5月	定期健康診断	延期	Web問診
予定外	医療系学生臨時健康診断	臨時開催	6月実施
6月	放射線取扱学生特殊健康診断	中止	未実施
7月	有機溶剤特定化学物質取扱 学生特殊健康診断	中止	未実施
10/11月	秋季胸部X線検診	名称変更	新入生健康診断として実施
11月	有機溶剤特定化学物質取扱 学生特殊健康診断	中止	未実施
12月	放射線取扱学生特殊健康診断	前倒実施	10月実施

表3 学生のワクチン相談窓口における相談件数

年月	2021/06	2021/07	2021/08	2021/09	2021/10	2021/11	2021/12	2022/01	2022/02	2022/03
件数	317	380	202	46	11	12	7	11	60	38

合計：1,084件

産業医および労働安全衛生室としての対応

東北大学環境・安全推進センター労働安全衛生室長、教授・統括産業医 黒澤 一

大学の環境・安全推進センターにおける労働安全衛生室は、産業医を中心に組織されていて、大学全体の特に教職員に関わる労働安全衛生全般を所掌している。今回の感染症では、そのような大学としての立場・役割とともに産業医としての対応も業務として行った。本稿では、労働安全衛生室としての対応および産業医各自の対応について分けて述べる。

1. 労働安全衛生室としての対応

1) 学内関連会議への出席

既存あるいは新規につくられた学内感染症関連会議に参画した（感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、等）。必要に応じて産業医としての意見を述べている。保健管理センターの木内センター長と連携して情報交換しながら、学内の学生対応および教職員対応を検討し、行動指針などについて学内発信に寄与した。

2) 環境・安全推進センターの業務を支援

感染症への対応として、医学的側面や衛生面に関わることが多く、必然的に環境・安全推進センターが中心になって行う業務は多かった。労働安全衛生室は産業医が専門家としてセンターの業務に助言を与え支援する役割であり、学内の混乱をできる限り防ぐために事務サイドと協力して業務にあたった。学内の行動指針、種々の学内ルールと対応にかかわる体制の整備などが必要であった。教職員のための対応のフローチャートの作成では、PCR 検査受診および陽性者の発生の場合、疑われる症状出現の場合、家族に罹患者がいる場合など濃厚接触の事実がわかった場合、など多岐にわたる可能性を考慮し、対応をマニュアル化する作業を他の対策本部委員とともに協力して支援した。判断に迷う事例が出たり、厚生労働省からの情報が更新されたりするたびに、フローチャートがバージョンアップされている。

3) 定期および特殊健康診断の実施

学内外の多くの対面行事が縮小、中止される中、法定の定期および特殊健診の実施を行う必要があった。実施方法を見直し、2020年度の健診については予定よりやや遅れての実施となった。今まで時間帯によっては受診者が混みあった状況があったため、来場時間の指定などで分散して密になることをできるだけ防いだ。会場の空気の流れなどを想定し、必要に応じてドアの開放やサーキュレーターの使用を行った。特に混乱なく実施できしており、これらの見直しは混雑緩和や来場者の利便性にもつながる良い面もみられ、見直された方法は、現在および今後も基本的に継続されるものと思われる。

4) 陽性者発生時の濃厚接触者の判定と措置

教職員のウイルス感染が明らかになった場合に、接触者について調査が行われた。この際、状況の聴取記録に基づいて濃厚接触者かどうかの判定作業に関わった。具体的には、電子メールで流れてきた記録に関して、一次判定者の判定を確認する作業に参加している。

5) 社会貢献

① ワクチン接種に関する研修会

ワクチンの大量接種プロジェクトの際、地方自治体や職場からワクチン接種ができる人材の需要が出た。ワクチン接種できる職種として看護師にも期待されたが、実際に接種に不安のある人も多いのが現実と考えられた。東北大学医学部の卒後研修センターと協力し、星陵キャンパスのスキルズラボを会場に、接種のための研修会で実技指導を行った。この模様はテレビニュースでも紹介されている。

② 産業医研修会

産業医の研修会は認定の規則の関係上、リモート参加ではなく実地参加が求められる。多くの産業医研修会は中止され、必要な単位が取得できない事態が生じた。東北大学では毎年基礎研修会と生涯研修会を行ってきたが、外出制限等がある中、大学の許可を得て、産業医研修会を星陵オーデトリウムにて行うことができた。研修会では、最新の感染状況や対策を専門家より聞く機会も作ることができた。

2. 産業医各自の対応

1) 情報収集

あらゆるメディアやインターネットから情報の収集と分析を行い、すべての判断と行動の基本とした。中国の感染状況や客船内の事例など初期の段階から、飛沫を介する感染であること、罹患した場合の致死率が高いこと、などが明らかであって医学的にも緊急を要する事態であることは早くから認識せざるを得ない状況であった。現在も情報収集作業は継続して行っている。

2) 各事業場での対応

現在、学内 29 事業場を 4 人の産業医が手分けして所掌している状況である。それぞれの事業場が、独自に、あるいは、学内に周知された指針にそった対応を行う場合の助言を行っている。事業場の事務側からの相談が多かった点は下記の点である。

- ① 海外出張および帰国、国内出張の教職員に関して、その注意や実際の取り扱い。
- ② 事業場内の陽性者・濃厚接触者の発生時の対応。

- ③ 出勤可否・健康確認等の規則の確認と事業場内ルールの整備。
- ④ 事業場の感染症対策の体制整備に関して。
- ⑤ 疾患・健康リスクのある教職員の配置確認、および場合によって必要な措置。
- ⑥ 衛生講話・リスクコミュニケーションに関わる助言。ネットやメディアに氾濫する情報に振り回されないようにとの助言、等。
- ⑦ 産業医通常業務の臨時体制について。職場巡視、安全衛生委員会、面談、等の実施方法について。最低人員での巡視、リモートでの委員会や面談方法が一気に一般化した。
- ⑧ 事務室内の換気、パーティション設置などについて職場巡視で確認し指導をしたり、あるいは問い合わせに対応したりした。
- ⑨ 感染への不安、感染後の後遺症状についての相談など、教職員から特有の健康相談があり、対応した。大学病院では、非常時のような労働環境や金環境の変化でメンタルヘルス不調になる医療専門職が発生し、対応した。

3) 社会貢献

① 講演・講話

地方自治体、行政団体、患者団体、障害者団体、一般企業、学術集会、等々からの講演や講話、あるいは学会でのシンポジウムパネリストなどの依頼があり、産業医各自が対応した。メディアからの出演依頼があり、それらにも応じている（NHK テレビ「医師が伝えたいこと」、等）。

② 感染対策の現地指導

感染対策などを現地で指導の依頼がある場合があり、個別に対応している（NHK 仙台放送局、その他）。

③ 企業における感染対策マニュアルの作成

厚生労働省研究班の班員として、建設業および運送・配送サービス業における感染対策マニュアルの作成を担当し、2021年3月上梓した。

新型コロナウイルス感染症対応 ～新型コロナ対策本部会議を中心に～

東北大学災害科学国際研究所 大学院医学系研究科・東北大学病院
東北メディカル・メガバンク機構 児玉 栄一

多くの留学生を受け入れている本学では2020年の年始から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する検討が本格化した。当初は、本学も国の対策に則り、水際対策の一環として4月入学の留学生の受け入れや感染者が出た場合の対応方法が協議された。水際対策だけでは国内流入やその感染拡大は止めることができなかったが、感染者数を抑えたことは医療体制を整える時間を創り出したと同様に本学の感染対策確立にも役立った。

COVID-19も現在ではありふれた感染症のひとつになっている。この3年間、新型コロナ対策本部会議では一貫して本学の運営方針に従って緩めるべき感染対策は緩め、厳しくするところは厳しくとメリハリをつけ、本学の運営をスムーズに行うために必要な感染対策を提案することに専門家委員一致して取り組んだ。

2020年度 初動対応から学内での感染対策

情報が錯綜した中、本学医学研究科押谷仁教授と同歯学研究科小坂健教授の的確な情報提供によって本学の感染対策の方針を確立することができた。具体例として、政府方針の出入国停止に伴い、留学生の一時的な入国を停止、のちに入国後14日間待機で入学対応をした。入学式の中止やオンラインでの講義システムなどを急遽構築した。5月以降は密を避けながら講義などを試験的に再開したが、学内の行事やサークル活動などは原則中止となった。当時は確立した治療法がなく、高齢者や基礎疾患を持つ感染者での死亡例が数は少ないものの報告されていた。また、医療機関もマスクや消毒用アルコールなどの供給が滞り、東北大学病院でも行政からの支援を得て対応していた。

学内感染者は4月5日に検知され、状況が目まぐるしく変化していたため、感染対策会議を1日2回、朝夕に行うようになった。感染者だけでなく、体調不良者や接触者の検討も行った。接触の程度を数枚にわたるホワイトボードにまとめ、本学独自の感染様式を明らかとして、迅速かつ効果的な対策の確立に役立たせた。感染疑いや濃厚接触と判定されれば、自宅や宿泊施設での14日待機を依頼した。本学独自の国際混住型学生寄宿舍ユニバーシティ・ハウス（UH）で感染者や接触者が検知された場合は、接触者も多く、本学職員研修所片平会館の個室も使い、調整を行った。当時は感染性がある期間が明確でなく、政府方針に沿って感染者には退院後2週間の自宅待機、さらに2週間の経過観察を依頼した。

学内託児施設を利用する園児の感染などでは臨時休園になり、利用していた保護者も自宅待機になったことから、職員に対するテレワークの調整も本部会議で行った。

4月7日から新型コロナウイルスBCP（事業継続計画）を本学HPに掲載・運用し、学外への報道体制も整えた。4月16日に緊急事態宣言が政府から出され、BCPは最も高いレ

ベル4となったため、研究室を含めて本学施設を利用する研究活動も許可制になった。部局ごとに研究内容、研究環境、安全対策などを点検、許可申請書を提出する。そのヒアリングやアドバイスを対策本部会議で行った。

5月25日に緊急事態宣言が解除、6月には同BCP（適宜改定し、最適化）2に下げ、対策本部会議開催を週2回とした。活動再開に向けて大学院入試、図書館、課外活動、催事のガイドライン等を整備した。感染者や濃厚接触者・疑い例の増加に伴い、該当者自身が対応できるフローや感染予防啓発ポスター（図1）を作成・適宜更新し、周知した。

10月には講義等での感染拡大が少ないことも経験的に明らかになり、大学での対面活動再開のため、「感染対策A・B・C、(A)当たり前のこと(B)ばかにせず(C)ちゃんとやる」を主旨とした動画教材「新型コロナウイルス 敵を知り己を知らば百戦危うからず 自分ができること 手洗い・マスク・換気など」を作成し、学生に「動画教材」を視聴し、「確認テスト」の受験を義務付けた（図1）。



図1. 感染対策の学内ガイド、感染予防啓発ポスター、e-learning（本学学生が日本語・英語でナレーション）、本学学生が開発した情報配信システムを示す。

1月には対策本部会議開催が100回を超え、年度末には121回を数えた。本年度の感染者は約60例であった。当時は暗中模索の状態の方針の決定をしなければならなかったが、対策本部会議メンバーの協力によって大きな問題もなく、初年度をのりきれた。

2021年度 活動制限下での活動再開

市中での感染者も流行の波ごとに増加し、接触者対応も保健所ではなく、学内で行うようになった。業務量は増加したが、部局ごとに協力いただき、対策本部会議開催も週1回となり、本年度は約50回開催された。学内では課外活動や長期休みに合わせて帰省した学生から感染者が出たことから帰省後の自宅待機などの一定の制限を設ける場合もあった。自宅待機期間も10日に減らされた。

5月24日から東北大病院が中心になって仙台市の新型コロナワクチン（1価：従来株）接種業務を担当し、6月21日から本学学生・職員のワクチン接種が開始されている。一方で副反応や新しいタイプのワクチンであることから、接種をためらう学生・職員も一定数出てきており、接種のメリット・デメリットを正確に伝えた。この時期に流行したデルタ株は同ワクチンで十分な感染予防効果が見られ、活動制限の緩和にかかわらず、感染の爆発的拡大は見られなくなった。10月からは宮城県がまん延防止等重点措置の対象から外れ、本学の活動を積極的に再開するため、感染対策そのものは緩めず、調整のみとした。部活動もワクチン接種によって再開、合宿や県外で開催される大会への参加も許可制ながら、開始された。職員の海外渡航も許可制で再開された。

年末までにデルタ株の流行は収束し、代わってワクチン効果が減弱するオミクロン株が出現した。クリスマス・正月シーズンと成人式の前後は感染者が増加し、対面を要する教育カリキュラム実施に苦慮した。感染対策ポスターなども定期的に作成し、注意喚起を促しながら活動再開を支援した。

2022年度 積極的活動再開

新型コロナウイルス感染対策も3年目に入り、東京オリンピックも開催された。感染者もさらに増加し、自宅療養が主となった。感度の問題から陰性の判定には使えないものの医療機関でなくても検査できる迅速抗原キットが幅広く利用されるようになり、陽性者の早期判定に役立ち、自宅待機要請などへの迅速化を図ることができた。

ワクチン効果が得られにくいオミクロン株が主流となり、毎週50例の発生、10例以上のクラスターも見られ、学内や市中でも感染対策が追いつかない状況になっていた。一方で感染力は強くとも弱毒化傾向にウイルスが変化しており、宿泊施設や自宅での療養が主となってきたこともあり、市中も落ち着きを見せ始めてきた。本学の方針として感染そのものではなく、主に感染拡大の抑制への対策を講じながら活動を全面的に支援した。

全学の漕艇部など食事の提供や日常的に宿泊を要する課外活動では、学生にこれまで任せていた衛生管理も大学生協の調理師の指導を得るなどの食中毒対策も併せて講じるようにした。また限定的ではあるものの学内イベントでの飲食を伴う行事も再開されるようになった。第61回全国七大学総合体育大会（本学主管）、東北大学創立115周年・総合大学100周年記念事業、東北大学オープンキャンパス2022などを無事に実行することができた。

これまでの厳格な感染対策を緩めていることから、新型コロナ以外の感染症のまん延も危惧され、特にインフルエンザに関しては注意喚起を行い、コロナ禍を機会に他の感染症対策に展開を図った。10月から定期的な対策本部会議も開催されなくなった。

2023年度 解除後の感染対策

政府の方針により、3月13日からマスク着用が個人の判断になったが、教育機関に関しては準備等の期間として4月1日から適用され、あわせて本学BCPも4月1日からレベル0となった。5月8日からは新型コロナウイルス感染症も感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更になり、原則、コロナ前と同様の活動を申請なしに行えるようになっていく。一方で卓越国際大学への申請も含めて、今後も活発になる国際交流も含めた教育・研究を裏で支援する感染対策を新型コロナウイルス感染症で培った経験を他の感染症にも応用・拡大して、これまで以上に安心して教育・研究・運営ができる環境を整えるべく対策を行っている。

まとめ

新型コロナウイルス感染症対策本部会議に3年間行われていたことを専門家委員の立場から記述した。この記述が役に立つようなパンデミックが起こらないことを祈っているが、不幸にも新たなパンデミックが起きたときに一助になれば幸いである。

新型コロナウイルス感染症への学内体制 3

- 大学執行部を構成員とした「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」、さらにそのコアメンバーに専門家を加えた「新型コロナウイルス感染症対策班」を設置
- 後者の対策班会議は、初期は毎日、2020年6月以降は週2回を定例としてハイブリッドで開催（総長も出席）。全学方針の策定、国内・国外の情報収集とレクチャー、部局ごとの対応計画やアクションの審議、個別事案への対応、感染者・濃厚接触者・検査対象者等への対応などを含めて全方位で検討
 - ・ 行動履歴の調査、相関図の作成
 - ・ 個室隔離（学内外宿泊施設への移送）
 - ・ 健康観察とメンタルケア
 - ・ 復帰日の判定
 - ・ 各種ガイドラインの策定 等



押谷 仁 教授 (医)
新型コロナウイルス感染症対策分科会メンバー
厚生労働省クラスター対策班メンバー
専門：疫学



小坂 健 教授 (歯)
厚生労働省クラスター対策班メンバー
専門：公衆衛生学



児玉 栄一 教授 (災害研)
専門：災害感染症学



木内 喜孝 教授 (保健管理センター長)
専門：保健管理科学



神垣 太郎 助教 (医)
専門：微生物学

図2. 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の専門家委員メンバー 発足時は対策本部会議と対策班が分かれていたが、のちに本部会議に統合された。

をご提供いただき、事務の方々や各部局の担当の方々には、それらを迅速に実行に移していただいた。当分野に所属していた牧野祐子講師（現・人事労務課）にもフローやポスター作成で多大なる支援を得た。

コロナ禍が完全に明けたわけではないが、この3年間を無事、乗り越えられたことは、皆様の温かなご協力の賜物であり、この場を借りて深く感謝申し上げたい。

専門家委員（図2）には政府アドバイザーボードに加わっておられた押谷仁教授（医学部）、毎会議のたびに多数の重要な論文をご紹介いただいた小坂健教授（歯学部）、感染者・接触者対応をご一緒させていただいた木内喜孝教授（高度教養教育学生支援機構）や神垣太郎助教（医学部）が加わっている。専門家委員の先生方には大変お世話になった。

大野英男総長、青木孝文プロボストをはじめとして大学執行部の先生方には、我々が感染対策を自由に立案する機会

新型コロナウイルス感染症パンデミック下で生じた精神医療保健領域の課題への東北大学としての取り組み

東北大学大学院医学系研究科・東北大学病院 災害科学国際研究所
東北メディカル・メガバンク機構 教授 富田 博秋

東北大学 大学院医学系研究科 精神神経学分野・東北大学病院 精神科は、宮城県の精神医療連携と人材育成の中核的役割を担い、また、災害科学国際研究所、東北メディカル・メガバンク機構と連携して、災害をはじめとする緊急事態への対応に関する対策に取り組んできている。2020年の年始から蔓延した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する対策に関しても、大学本部、学内外の感染症専門家、行政や諸学会等との連携により、(1) 宮城県精神科医療機関新型コロナウイルス感染症対策ネットワークの設立による社会問題化した精神科医療機関における感染症対策への取り組み、(2) 精神科医療機関の新型コロナウイルス感染症対策の全国的な整備への貢献、(3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下におけるメンタルヘルス対策指針の策定、(4) 脳科学連合からの提言の発信、(5) 保健所職員のメンタルヘルスに関する実態調査と情報発信、(6) 東北大学全学学生のメンタルヘルスに関する実態調査と情報発信、等のことに取り組んだ。

1. 宮城県精神科医療機関新型コロナウイルス感染症対策ネットワークによる対策

日本は先進諸国の中で民間の単科精神科病院の精神科病床が多いことが特徴であるが、精神疾患罹患者は精神症状のため感染予防が困難であることも多いこと、閉鎖病棟ではソーシャルディスタンスを保つことが困難な面があること等から、一旦病原体が侵入すると感染が蔓延し易い環境にある。実際、日本精神科病院協会が会員病院に実施した調査によると2021年2月末日時点において感染症が発生した病院は回答のあった531病院のうち116病院と2割以上に上り、各病院では対応に苦慮する等、COVID-19パンデミックは精神医療の現場に一般の医療現場とは異なる特有の困難さをもたらした。

精神科医療現場の新興感染症パンデミックへの脆弱性は予見されていたため、宮城県では、2020年2月25日頃から、東北大学精神科と行政機関、精神科医療機関との間で、精神状態が顕著なため一般の感染症病床や療養施設への入院や入所が困難な精神疾患罹患者にCOVID-19感染の疑いがある場合や感染が確定した場合、その診療の受け入れに関する検討が始まった。その検討の過程で、精神医療現場におけるCOVID-19対策は医療圏の全ての精神科医療機関で情報の共有を図りながら進めていく必要があるという認識が共有された。同時期、宮城県内の保健所、入院医療機関、宿泊療養施設と情報を共有しながら受け入れ調整を行う「新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部」が発足し、転院・入院先医療機関の調整・決定を行う患者搬送コーディネータが任命された。この体制に特殊な配

慮を要する専門領域について調整の補佐をするアドバイザーとして、産科、透析医療などとともに精神科領域から精神科医が参画することとなり、東北大学大学院医学系研究科・精神神経学分野・教授、東北大学病院・精神科・科長、災害科学国際研究所、東北メディカル・メガバンク機構の富田博秋が精神科領域のアドバイザーに任命された。

2020年4月8日、東北大学病院精神科と宮城県内の公的病院の精神医療従事者を中心に本格的に情報、意見の交換が開始され、宮城県下の精神科医療機関に従事する者が新型コロナウイルス感染症対策を行う上での基本的な情報、認識の共有を行う組織として「宮城県精神科医療機関新型コロナウイルス感染症対策ネットワーク」が組織され、宮城県下の全ての精神科病院に参加の呼びかけがなされた。また、同ネットワークとして、東北大学病院感染対策委員長の児玉栄一教授、東北大学病院感染管理室の徳田浩一室長等の感染症専門家の助言、協力を得て、「宮城県の精神科医療機関における COVID-19 対策の手引き」の策定を行い、全病院間で共有を行った。宮城県精神科医療機関新型コロナウイルス感染症対策ネットワークでは各医療機関の代表者からなるメーリングリストを介して情報共有を行うとともに、随時、web 会議を開催し、感染症対策につき意見交換、協議、セミナー開催等を行った。中でも、宮城県の感染症対策を担う専門家である吉田真紀子氏、青柳哲史氏、遠藤史郎氏に精神科病棟でクラスターが発生した事態を想定してゾーニングを始めとする対策に関するワークショップの開催を行ったことが、以後の対応に有益であったと考えられる。

また、宮城県・仙台市新型コロナウイルス感染症医療体制オンライン会議が、基本週1回ペースで開催され、宮城県の感染状況と感染対策の動向に関する状況が共有され、様々な観点から対策についての議論・検討がなされたが、この会議に東北大学精神科・富田、宮城県立精神医療センター・角藤院長等が参加し、精神医療の現場も含む情報共有、感染症対策の検討が行われ、適宜、この会議での情報は宮城県精神科医療機関新型コロナウイルス感染症対策ネットワークでも共有がなされた(図1)。以上の取り組みは下記の総説論文等で紹介を行った。

- 富田博秋. 宮城県精神科医療機関新型コロナウイルス感染症対策ネットワークにおける対策指針策定の経緯と意義 ～コロナ禍が精神医療にもたらした教訓～日本精神科病院協会雑誌 2020
- 富田博秋、國井泰人. 求められる自治体と精神保健医療福祉ネットワークの再編. [特集] パンデミックと精神科リハビリテーション：直面した課題と今後に向けての提言. 精神障害とリハビリテーション 24 (2) ; 1-5, 2020
- 富田博秋、國井泰人、白倉瞳、佐藤博俊、角藤芳久. 緊急時に備えた精神科医療における地域連携体制のあり方 ～東日本大震災から COVID-19 パンデミックまでの緊急時対応を振り返って～日本精神科救急学会誌「精神科救急」第 25 巻 精神科救急 25(): 85-89 2022
- 富田博秋、國井泰人、白倉瞳、瀬戸萌、佐藤博俊、角藤芳久. 新興感染症パンデミックにおける精神的危機介入 ～COVID-19 パンデミックがもたらす教訓～特集 「多様性

が求められる精神科的危機介入」精神科治療学 37 巻 2 号（2022 年 2 月発行）精神科治療学. 2022. 37. 2. 171-176

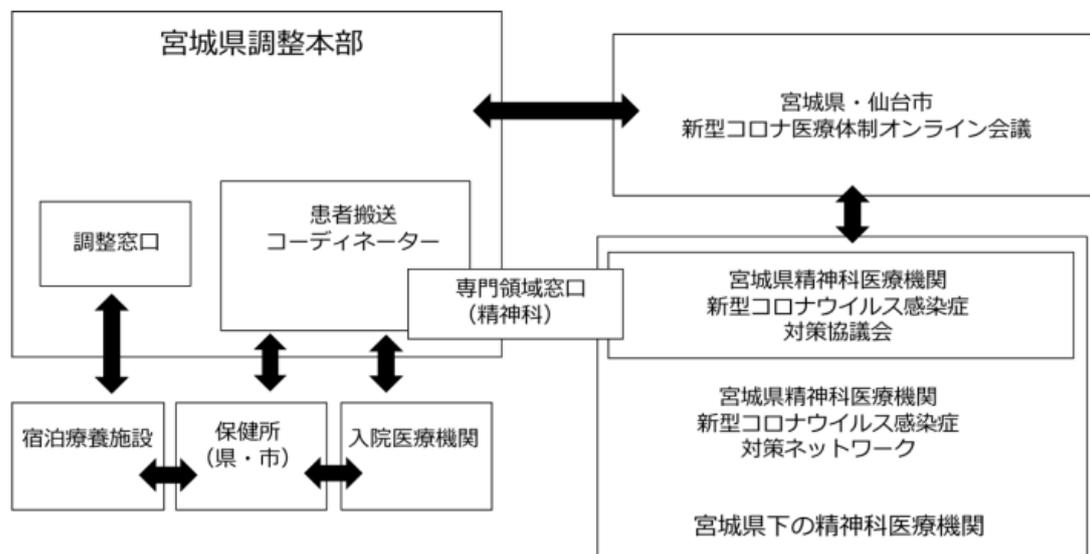


図1. 宮城県における新型コロナウイルス感染症患者の医療機関受け入れ調整の体制と精神科医療機関との連携

2. 精神科医療機関の新型コロナウイルス感染症対策の全国的な整備

令和2年度厚生労働科学特別研究「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」（研究代表者：東北医科薬科大学・賀来満夫教授）の分担研究のひとつとして、東北大学・富田が分担研究者となって「新型コロナウイルス感染症に対する精神科医療機関内感染対策の確立に向けた研究」が実施された。当時、全国の精神科医療機関では様々な新型コロナウイルス感染症対策がなされているものの、相互の取り組み内容が共有されておらず、多くの精神科医療機関では感染症対策に関して改善の余地を残している状況であった。また、精神科領域では、諸般の事情により、規定の感染対策に沿った対応が困難な場合があることが想定された。そこで、本分担研究事業では、全国の精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症対策の事例を集積、整理して全体で共有することで、精神科医療機関において、諸般の状況に応じた新型コロナウイルス感染症対策の向上を図ることを目的として実施された。このため、本分担研究事業においては、指針ではなく「精神科医療現場における新型コロナウイルス感染症対策事例集」という形での情報の修正・共有が図られた。事例集には、精神科医療機関の感染予防策（病院内での情報共有、予防策の周知、職員の健康管理等）、医療圏としての体制整備（医療圏における感染症対策本部と精神科医療機関の連携、精神科コロナ重点医療機関の設置、コロナクラスター対策チームの編成、研修体制等）、クラスター発生時の対応（クラスターが発生した医療機関の支援体制、発生時の診療上や労務上の留意点、COVID-19専用の対策病棟の設置、職員の

メンタルヘルス対策、誹謗中傷・風評被害対策等)等の内容が編纂され、2020年10月19日に公開された。

また、「障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策事例集」も編纂され、(1) 障害者施設で新型コロナウイルス感染症クラスターが発生した際の自施設における対応、医療支援、看護師派遣、行政における対応の事例として千葉県船橋市の指定管理施設である北総育成園(香取郡東庄町)における対応事例、(2) 行政として、各障害者施設の新型コロナウイルス感染症への備えの対策整備促進への取り組みの事例として、上記対応の経験も経た千葉県での取り組み事例、(3) 障害者施設において、平時から新型コロナウイルス感染症マニュアルを策定しておく上で参照できる資料として、社会福祉法人 菜の花会(千葉県成田市)の対応マニュアルが編集され、やはり2020年10月19日に公開された。

また、令和3年度障害者総合福祉推進事業「精神科医療機関を対象とした感染症対策研修に関する調査研究」(研究代表者:聖路加国際大学 小林大輝)に分担研究者として参加し、上記事例集の内容も踏まえた精神科医療機関を対象とした感染対策研修に用いるビデオ教材の作成に参画した。事例集とビデオ教材は厚生労働省から全国の精神科医療機関、障害者施設に発出され、活用がなされた。

3. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行下におけるメンタルヘルス対策指針の策定

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が蔓延し始めた当初から、感染症がもたらす恐怖や不安、就労、就学や日常生活への影響と事態の進展予測の困難さは人々に極めて強いストレスをもたらし、加えて、外出自粛、在宅勤務、飲食店等の休業要請等による接触機会が顕著に低減させた生活はメンタルヘルスの維持にとって重要な対人交流を阻害し、強い孤立感、孤独感を生むとともに、種々のストレス解消の機会を奪うことが示唆され、地域社会が直面するメンタルヘルスの問題の深刻さが予見された。

東北大学・富田と東北大学 災害科学国際研究所・災害精神医学分野・准教授の國井泰人は、東日本大震災以降、緊急時における健康対策で交流のあった東北大学微生物学分野・押谷仁教授の招きで、厚生労働省対策推進本部クラスター対策班を訪問した際の対策班での検討を元に、所属する日本精神神経学会災害支援委員会において、メンタルヘルス対策指針の策定を提案し、同学会の災害支援委員会、精神保健に関する委員会、アンチスティグマ委員会委員会、さらに、日本児童青年精神医学会、日本災害医学会、日本総合病院精神医学会、日本トラウマティック・ストレス学会の関係者と、意見交換を行いながら、指針の策定を行った。東北大学からは富田、國井と東北大学災害科学国際研究所・災害精神医学分野・助教の白倉瞳、東北大学病院・公認心理師・瀬戸萌と助教・佐久間篤が策定に参画した。

この指針は、我が国の精神医療に従事する者及び、保健医療、教育、福祉等の関連領域の支援者が COVID-19 流行下におけるメンタルヘルス対策を実施する上で、基本的な情報、

認識と取り組むべき課題を整理し、向かうべき方向についてこれまでに集積された知見に基づく考え方を共有することで、関連する組織や領域の相互の連携を促し、有効な対策の実施を促進することを目的として編纂された。本指針は本邦の各現場における COVID-19 流行に関する状況にそのまま適合させ一律の実施を強いる趣旨のものではなく、適宜、本指針を参照しつつ、各現場の状況に応じた対策を講じる上で参照されることを想定した。

指針には、本指針策定の目的の記載に続いて、COVID-19 パンデミックがメンタルヘルスに及ぼす影響やメンタルヘルスへの影響を受けやすいハイリスク者の概説がまとめられ、続いて、感染症流行の影響下にある地域社会の心理社会的ストレスへの対応、感染症流行の影響下にある地域社会における効果的なリスクコミュニケーションの促進、働く人のメンタルヘルス支援、感染症流行に関わるメディア対策、罹患者や検疫対象者とその関係者へのメンタルヘルス支援のあり方について概説がなされた。更に、感染症診療・感染症対策従事者への支援、子どもと、その保護者への支援、高齢者、妊産婦等のハイリスク者への支援、学生への支援について記載がなされた。また、その他の諸問題として、感染機会となり易いことが指摘されている 3 密を伴う行為やサービスの利用者・提供者に関する事項、スティグマへの対応、緊急のメンタルヘルス対応要請への対応、遠隔メンタルヘルス・心理支援についても記載し、最後に現在利用可能なメンタルヘルスサービスに関する情報の一覧を掲載し、2020 年 6 月 25 日に公開がなされた。

4. 日本脳科学関連学会連合からの緊急提言「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係るメンタルヘルス危機とその脳科学に基づく対策の必要性」の策定

国連のグテーレス事務総長が 2020 年 5 月 13 日に「COVID-19 とメンタルヘルスへの対応の必要性に関する政策概要の発表に寄せる声明」を発表し、COVID-19 パンデミックによるうつ病、依存症、DV、自殺など急増や子どもの発達への影響等のメンタルヘルス危機を警告し、加盟国にメンタルヘルス対策強化を要請した。一方、G7 サミット参加各国の科学アカデミーは同年 4 月 8 日に「新型コロナウイルス感染症の世界的流行に関わる国際協力の緊急的必要性について」、5 月 28 日に「基礎研究の重要性、健康増進への情報技術の活用：デジタルヘルス・ラーニングヘルスシステムを含む提言」を発表した。このことを踏まえて、脳とこころの機能解明の実現を加速するために、わが国の脳科学に関連する基礎医学から臨床医学までの関連学会 31 学会が結集する我が国を代表する脳科学者コミュニティである日本脳科学関連学会連合（代表：山脇成人 広島大学脳・こころ・感性科学研究センター特任教授）は、緊急提言作成ワーキンググループを設置したが、東北大学・富田、國井は日本精神神経学会・災害支援委員会委員としてこのワーキンググループに参加し、本邦におけるパンデミックに伴い必要性が増すメンタルヘルス対策の予算措置、災害後のメンタルヘルス対策の経験の蓄積と予防・未病の観点からのメンタルヘルス対策への活用、脳科学研究の進展による精神疾患やこころの機能解明の基礎研究、ウェアラブルセンシ

グや ICT 技術、AI を用いた解析技術の発展・普及等、科学的根拠に基づいたメンタルヘルス対策の推進、研究者と地域住民の双方向性コミュニケーションによる研究成果の社会実装推進やそのための精神保健関係機関と研究機関の連携拠点の整備、産官学連携体制の整備の必要性等を訴えた緊急提言「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係るメンタルヘルス危機とその脳科学に基づく対策の必要性」の策定に参画した。

5. 新型コロナウイルス感染症関連業務にあたる保健所職員のメンタルヘルスに関する調査と情報発信

COVID-19 感染拡大状況下において、地域保健を支える保健所職員は、地域住民や地域の医療機関からの電話相談への対応、陽性者の入院・療養の調整、陽性者の行動調査と接触者の把握、接触者の検査の調整や健康観察など、膨大かつ多様な業務を抱え、過重な負担を負った。パンデミック中、多くの研究は、医師や看護師などの医療従事者が様々なメンタルヘルスの問題を抱えていることを明らかにしたが、保健所職員のメンタルヘルスの問題に焦点を当てた研究は行われていなかった。

東日本大震災以降、被災地域のメンタルヘルス支援に従事する中で、緊急時対応に従事する行政職員のメンタルヘルスは重要な課題と認識されてきたため、東北大学・富田、國井、白倉、瀬戸と、宮城県行政に近い立場でパンデミック対策に従事していた東北大学大学院歯学研究科 国際歯科保健学分野の小坂健教授、宮城県東部保健福祉事務所・石巻保健所の鈴木陽所長とで計画立案を行い、COVID-19 感染拡大状況下における宮城県の保健所職員が抱えるメンタルヘルスの問題の詳細を明らかにするためのアンケート調査を実施した。

COVID-19 に関する電話相談対応を行っている、あるいは行った経験のある 9 ケ所の宮城県管轄の全保健所の職員・関係者のうち、2020 年 9～11 月に回答した 23 名を分析対象とした。睡眠については、Athens Insomnia Scale 総得点 24 点中 6 点以上で定義づけられる不眠症状を呈する人が約 7 割（69.6%）にのぼった。Kessler 6 (K6) で総得点 24 点中 5 点以上の心理的苦痛を呈する人が半数以上（56.5%）、PTSD Checklist (PCL) で総得点 85 点中 30 点以上の心的外傷後ストレス反応を呈する人が半数近く（45.5%）であることが明らかになった。Patient Health Questionnaire-9 (PHQ-9) で総得点 27 点中 10 点以上の抑うつ症状を呈する人は 31.8%、Generalized Anxiety Disorder-7 (GAD-7) で総得点 21 点中 10 点以上の不安症状を呈する人は 17.4%、Alcohol Use Disorders Identification Test for Consumption (AUDIT-C) で示される飲酒問題のハイリスク者は 18.2%であった。本研究で示されたハイリスク者の割合は、最前線で治療に当たる医療従事者を対象とした研究で示されている数字に匹敵する高さだった。

また、電話相談対応に従事する中で辛かった点・困難に感じた点に関する自由記述回答については、苦情等の相談者への対応への苦慮等の相談者への対応の難しさ、PCR 検査の要否や紹介先の判断の難しさ、有事対応に伴う過重な業務体制に関することに分類され、その

困難の内容は、相談者からぶつけられる不安や怒りなどのネガティブな感情への対応といった、医療従事者とは異なる保健所職員特有のものであることが示唆された。職員に対するストレスケアマネジメントの実施、職員の増員、電話相談対応の指針の提示・対策整備などの重要性が認識されるとともに、広く一般の人々に対して、保健所職員の抱えるストレスの大きさと保健所職員に対する相談者のマナー再考の必要性が周知されることが期待された。

本調査時期以降、宮城県は、退職した保健師や事務職員を会計年度任用職員として採用しているほか、民間から専門職の派遣を得るなど、職員の増員や業務分担に取り組んだ。また、コールセンターの外部委託やコールセンターが相談者に医療機関を直接紹介できるシステム（紹介可能医療機関リストの作成）なども行われた。各保健所でも、苦情の電話に対して管理職が対応する、あるいは、所内のスーパーバイズ体制を活用するなど、職員の心理的負担軽減のための工夫がなされた。本研究成果は下記の論文として掲載された。

●Hitomi Usukura, Moe Seto, Yasuto Kunii, Akira Suzuki, Ken Osaka, Hiroaki Tomita (2021). The mental health problems of public health center staff during the COVID-19 pandemic in Japan. *Asian Journal of Psychiatry*, 61:102676. 2021 Jul. doi: 10.1016/j.ajp.2021.102676.

6. 東北大学全学学生のメンタルヘルスに関する実態調査と情報発信

COVID-19 パンデミックがもたらす学生の就学、課外活動、友人や社会との交流、生活習慣、経済状況、就職活動等に広範かつ甚大な影響をもたらし、学生のメンタルヘルスにも大きな影響が生じることが想定された。このため、東北大学の学部学生、大学院生、留学生まで含む全学学生の生活、メンタルヘルスの実態を把握し、メンタルヘルスと生活状況等との関連を検討することでより効果的なメンタルヘルス対策を検討するとともに、支援に必要なハイリスク者が相談窓口へアクセスできるよう情報提供をおこなうことを目的に調査研究を行った。

全学の感染症対策に参画してきた東北大学災害科学国際研究所・災害感染症学分野の児玉栄一教授から全学の意向・打診が伝えられ、東北大学・富田、國井、瀬戸、白倉を中心に検討を行い、災害感染症学分野の児玉教授、牧野祐子氏、高度教養教育・学生支援機構 学生支援開発部門 臨床医学開発室の木内喜孝教授、池田忠義教授、伊藤千裕教授、東北大学総務企画部の総務課、広報室、国際連携部の国際企画課、教育・学生支援部の留学生課、キャリア支援事務室の担当者と打ち合わせを行いながら調査の計画立案、実施を行った。また、東北大学 災害科学国際研究所・災害精神医学分野・助教の濱家由美子が途中で加わり、第3期調査の実務の中核を担った。

調査対象者は、東北大学に在籍している学部生、大学院生（留学生含む）とし、WEBアンケートシステムを構築し、匿名で実施した。学生が回答すると、回答の送信後には「抑うつ症状」「不安症状」の得点と症状レベルが画面に表示され、「抑うつ症状」や「不安症状」高得点者には相談勧奨の文章を表示した。また、回答者全員に学内の全学生が使用できる相談窓口や各部局ごとの相談窓口の案内の表示を行った。

調査はこれまでに第1回調査を感染者数が増加し始め第4波を迎えようとしていた時期(2021年3月24日～4月14日)、第2回調査を第5波から時間が経過後で感染者数が少ない状態が持続し、かつワクチン接種の広まりからも行動自粛が緩和されていた時期(2021年12月2日～23日)、第3回調査を第8波の感染が拡大し始めた時期(2022年12月2日～23日)に各3週間の調査期間で実施した。第1回目(2020年度在学学生)調査時点で、17,477人の在籍学生のうち3,799人が回答し、そのうち、不完全回答者を除いた学生は3,482人で有効回答率は19.9%であった。第2回目(2021年度在学学生)調査時点では、17,510人の在籍学生のうち2,817人が回答、うち2,604人(14.9%)が有効回答者、第3回目(2022年度在学学生)は17,458人のうち2,230人が回答、うち1,909人(10.9%)が有効回答者だった。実施時期状況に差異がありながらも回数を重ねるごとに回答率が減少したのは、COVID-19感染の蔓延化や、コロナ禍の生活様式の定着化によって、COVID-19そのものやメンタルヘルスに与える影響に対する関心が徐々に低下してきたことを反映していると考えられる。

抑うつ指標であるPHQ-9の平均値は第1回調査7.00(±6.25)、第2回調査6.85(±5.90)、第3回調査6.79(±5.84)と、調査時期によって抑うつの平均値には差が見られなかった。一方、GAD-7の平均値は第1回調査4.04(±4.73)、第2回調査4.46(±4.83)、第3回調査4.48(±4.68)であり、2021年3月の在学学生と比較して2021年12月および2022年12月の在学学生の不安が高かった($p < .001$)。抑うつ症状、不安症状ともに70～80%以上の学生には大きな問題は見られないものの、中等度以上の症状を示す者の割合は抑うつ26%、不安で15%おり、重度の問題を抱えている者も各々4～5%程度認められ、学生のメンタルヘルス状況について注視していく必要性が示唆される。

基本属性ごとのPHQ-9およびGAD-7の得点の差異を検討したところ、男性よりも女性やノンバイナリジェンダーの学生において抑うつや不安が有意に高い傾向や、国内学生よりも留学生の不安が有意に高い傾向は、3回の調査を通して同様に認められた。第1回、第2回では、学部生よりも大学院生の抑うつと不安が高く、コロナ禍入学よりもコロナ前入学の学生の抑うつと不安が高かったが、第3回では、在籍課程ごとの相違に有意な差は認められず、また、コロナ前の入学者とコロナ禍の入学者の間でも抑うつや不安の有意差は認められなかった。感染状況の蔓延化に伴って就職活動や進学などの学生の環境移行に関する社会的対応が講じられたことも影響を与えていると推測される。学生を取り巻く環境は年々改善し、コロナ禍に配慮した社会的対応が整備されつつあると考えられる一方で、変化から取り残され、メンタルヘルスの不調を持つ学生が一定数存在することにも着目する必要がある。

3回の調査を通して、生活リズムが「不規則になった・乱れた」と答えた学生で抑うつと不安が有意に高かった。ただし、生活リズムが「不規則になった・乱れた」と答えた学生は回を重ねるごとに減少しており、生活リズムの乱れは改善傾向が見られた($p < .001$)。オンラインが主体であった授業形態は対面授業へと移行しつつあるなどの状況の変化を反映

している可能性が示唆される。3回の調査を通して、経済状況が悪いほどメンタルヘルスの指標は悪かった。また、3回を通して「相談したいことがあるが相談できていない」と答えた学生で抑うつと不安が有意に高かった。一方、相談状況に関する各回答の割合は、第1回、第2回と比較して第3回では「相談したいことはない」が減少し、「相談したいことがあるが相談できている」が増加しており、これまでに比べると相談しやすい状況へと改善していることが推測される。

本調査は「生活リズムが不規則」「経済状況が苦しい」「対人交流が減少した」「相談したいことがあるが相談できない」「オンライン授業を好ましく感じない」「女性やノンバイナリージェンダー」という特徴を持つ学生の抑うつと不安が高く、「オンライン授業を好ましく感じない」学生の抑うつは高く、「留学生」「COVID-19の情報を長時間検索・閲覧する」という特徴を持つ学生の不安が高いという結果が示された。今後も引き続きコロナ禍でメンタルヘルスの悪化に繋がる学生の特徴把握を進め、経済的支援や生活習慣への働きかけなどの支援を整えることは重要である。また、軽度の不調段階で学生が自ら相談行動に移れるよう、相談窓口の案内や活用促進に繋がる情報発信の検討も必要であろう。

今回の回答率は在学生の約13%に留まるため本学学生の全体的特徴を反映した結果とは言いがたいこと、コロナ禍以前の全学のメンタルヘルス状況との比較ができず、かつ感染拡大から2年11ヶ月を経ての調査のためにCOVID-19の影響がどこまで反映されているかが不明瞭であることは本調査の限界として挙げられる。今後も災害や感染症拡大等の有事のメンタルヘルス対策に備え、平時も含めた年一度の定期的なメンタルヘルス調査の実施が望ましいと思われる。本調査の第1、2回の結果は下記の論文に掲載を行った。

●Seto M, Usukura H, Kunii Y, Hamaie Y, Kodama EN, Makino Y, Kinouchi Y, Ito C, Ikeda T, Tomita H. Mental Health Problems among University Students under the Prolonged COVID-19 Pandemic in Japan: A Repeated Cross-Sectional Survey. *Tohoku J Exp Med.* 2023 Feb 23. doi: 10.1620/tjem.2023.J012.

7. まとめ

以上のようにCOVID-19による新興感染症パンデミックは宮城県をはじめとする全国 of 精神医療保健の現場に甚大な影響を引き起こし、保健所職員を含む感染症対策に関わる人員や学生を含む地域の様々な集団のメンタルヘルスに甚大な影響をもたらした。東北大学は東日本大震災を契機に災害科学国際研究所が発足したことを含め、緊急時に対する関係者の連携体制が円滑に機能していたこともあり、様々な課題に有効に取り組むことで、負の影響を最小限にする方向に働き、学内外の連携を更に強化することに繋がったように思われる。

中でも、東北大学の押谷仁教授、賀来満夫教授、小坂健教授、児玉栄一教授、青柳哲史教授、徳田浩一特命教授、東北医科薬科大学の遠藤 史郎教授、吉田 眞紀子准教授には、専門的見地から多大なご支援、ご指導を頂いたことに心よりの謝意を表す。宮城県にお

いて精神疾患罹患者を含む COVID-19 感染者の診療や受け入れ調整にご尽力頂いた関係者の方々にもこの場を借りて心よりの謝意を表す。また、学生調査に関しては、大野英男総長、青木孝文プロボストをはじめとして大学執行部の先生方、高度教養教育・学生支援機構 学生支援開発部門 臨床医学開発室の木内喜孝教授、池田忠義教授、伊藤千裕教授、東北大学総務企画部の総務課、広報室、国際連携部の国際企画課、教育・学生支援部の留学生課、キャリア支援事務室の担当者の方のご高配、ご支援があつてのことで心よりの謝意を表す。

事例集の編纂には、相澤明憲（特定医療法人佐藤会 弓削病院）、上野修一（愛媛大学医学部附属病院 精神科）、河島譲（国立病院機構本部 DMAT 事務局／DPAT 事務局）、来住由樹（岡山県精神科医療センター）、岸本年史（奈良県立医科大学 精神医学講座）、齋藤正彦（東京都立松沢病院）、白江浩（社会福祉法人ありのまま舎）、曾我洋二（兵庫県立ひょうごこころの医療センター）、田口寿子（神奈川県立精神医療センター）、田中究（兵庫県立ひょうごこころの医療センター）、鳥塚通弘（奈良県立医科大学精神医学講座）、福田正人（群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学）、福田陽明（東京都立松沢病院）、中村朗（地方独立行政法人 総合病院 国保旭中央病院）、林典子（船橋市障害福祉課）、原見律子（千葉県健康福祉部 障害福祉事業課）、藤崎進（社会福祉法人菜の花会 しもふさ学園）、牧徳彦（医療法人鷺友会 牧病院）、牧之段学（奈良県立医科大学 精神医学講座）、山岸拓也（国立感染症研究所薬剤耐性研究センター第四室）にご尽力を頂き、また、メンタルヘルス対策指針の策定には、相澤明憲（特定医療法人佐藤会 弓削病院）、安藤俊太郎（東京大学医学部附属病院精神神経科）、井上幸紀（大阪市立大学大学院医学研究科神経精神医学）、小川朝生（国立がん研究センター先端医療開発センター）、加藤寛（兵庫県こころのケアセンター）、小平 雅基（愛育クリニック）、齊尾武郎（フジ虎ノ門健康増進センター）、重村淳（目白大学 保健医療学部）、宍倉久里江（相模原市精神保健福祉センター）、高橋 晶（筑波大学 医学医療系臨床医学域 災害・地域精神医学）、高橋秀俊（高知大学医学部 寄附講座 児童青年期精神医学）、田中究（兵庫県立ひょうごこころの医療センター）、種市摂子（東京大学 大学院教育学研究科 身体教育学コース）、松本 英夫（東海大学 医学部専門診療学系 精神科学）にご尽力を頂いたことに心より謝意を表す。また、保健師と学生を対象とする調査に当たっては、2020 年度三菱財団自然科学研究特別助成「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下におけるメンタルヘルス実態に関する包括的検討」（研究代表者：國井泰人）と災害科学世界トップレベル研究拠点の支援を受けたことに謝意を表す。

作 成

東北大学 新型コロナウイルス感染症ワーキンググループメンバー
東北大学病院

責任編集者 人事企画部 人事労務課

令和7年1月作成